

JICA 2019

ANNUAL REPORT

国際協力機構 年次報告書



国際協力機構 (JICA) は、日本の政府開発援助 (ODA) の中核を担う独立行政法人です。
世界有数の包括的な開発援助機関として、
世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。
2017年7月に新しく掲げたビジョンに基づき、多様な援助手法を組み合わせ、
開発途上国が抱える課題の解決を支援していきます。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。

ビジョン

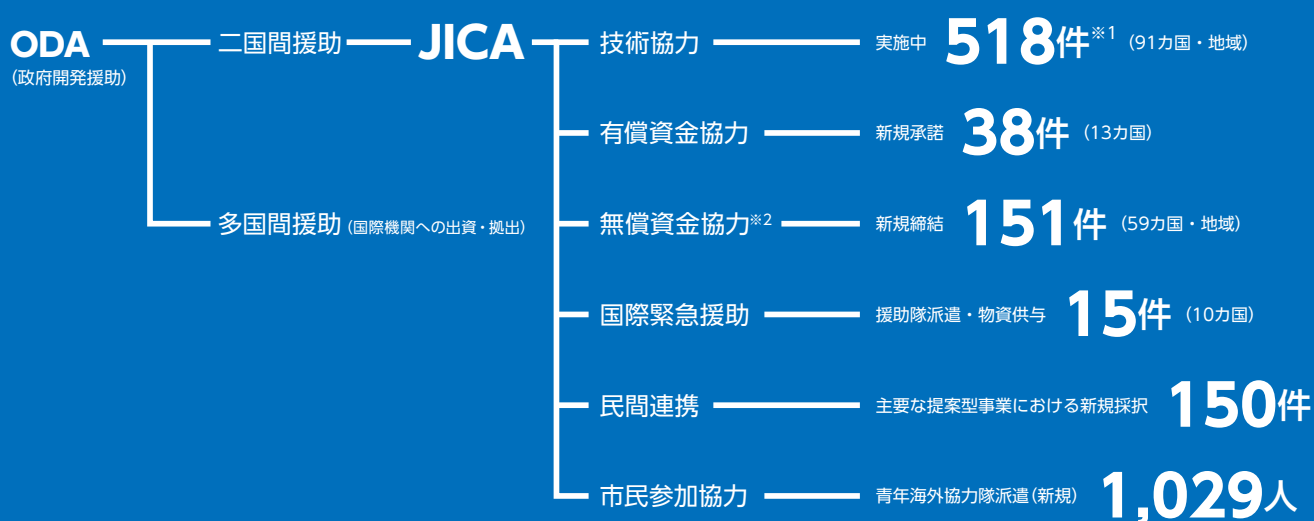
信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

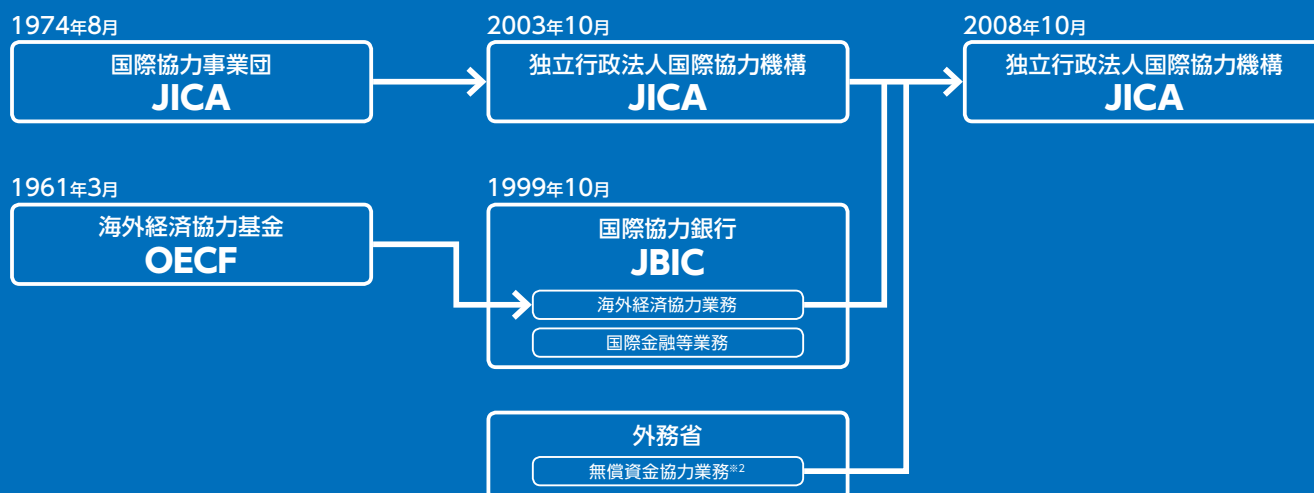
アクション

- 1 使命感**——誇りと情熱をもって、使命を達成します。
- 2 現場**——現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
- 3 大局観**——幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
- 4 共創**——様々な知と資源を結集します。
- 5 革新**——革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

協力メニューと実績(2018年度)



沿革



※1 技術協力プロジェクトの件数

※2 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。

新たな時代に求められる国際協力に 日本の知と経験を生かす

2019年5月、「令和」への改元により新しい時代を迎えました。JICAも2018年10月、日本の政府開発援助（ODA）の実施を一元的に担う「新JICA」に移行してから10年の節目を迎えました。役職員一同、適切に業務を執行し関係の皆さまの期待に応えられるよう、新たな決意で日々の業務に取り組んでおります。

JICAは、開発協力大綱に定められた「人間の安全保障」と「質の高い成長」の実現を組織のミッションとしています。「人間の安全保障」は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が目指す「誰一人取り残さない」世界と軌を一にするものですが、初めて提唱されてから25年以上の間に生じた国際社会の変化を踏まえて、今日的な課題や脅威に即した取り組みを強化しています。

JICAは、さまざまなパートナーと連携し、開発途上国

の課題の解決に取り組んでいます。高い技術力やノウハウを持った企業の海外展開を後押しするため、昨年、民間企業の提案に対応する複数の事業を「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」として整理・統合するとともに、体制も含め、民間連携の取り組み強化を図っています。

民間企業のみならず、地方自治体、大学・研究機関、非政府機関、協同組合などさまざまなパートナーとの協働は、開発途上国の課題の解決と同時に日本国内の発展にもつながるものと期待しています。例えば、開発途上国から来日する方々に対する日本各地の特色を生かした研修機会の提供は、地元の強みの再認識や活性化の一助となっています。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けては、スポーツの持つ力を国際協力に生かすとともに、開発途上国とホストタウンのマッチング・関係強化や、人的交流を通じた地域における国際理解の



促進などに貢献していきます。また、外国人材受入に関連して、母国における渡航前の研修の実施や、開発途上国と日本の地方との協力関係の構築・発展に向けた取り組みを開始しています。

2018年に始動した「JICA開発大学院連携」では、年間1,000人を目標に、母国の発展を支えるリーダーとなる人材を開発途上国から日本の大学院に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後のドナーとしての知見を学ぶ機会を大学と連携して提供しています。連携大学の各専門分野でのプログラムに加えて、明治維新以降の日本の近代化の経験と歴史をテーマとする日本理解プログラムも受講できるようにしています。

不安定な国際情勢のなかで、JICAは、開発途上国の平和構築の支援とともに、2016年7月に発生したバングラデシュ・ダッカにおけるテロ事件を踏まえ、事業関

係者の安全を第一に、安全対策の不断の見直しと改善に、引き続き取り組んでまいります。

2019年は、G20大阪サミットや第7回アフリカ開発会議(TICAD7)など、日本が国際社会においてイニシアティブを発揮する重要な年です。国際社会の期待に応えて、日本の経験や知見を活用し、世界のさまざまな課題解決や発展に貢献することは、日本に対する信頼感の醸成につながります。JICAは、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、国内外の幅広いパートナーと共に、国際協力を推進してまいります。

2019年9月
国際協力機構理事長
北岡伸一

目次

JICA at a Glance

JICAの取り組みをわかりやすく紹介



JICAの戦略

5年間の中期計画や事業展開の方向性について



事業実績の概況

数字で見るJICAの実績



コーポレート ガバナンス

内部統制、安全管理をはじめ組織統治体制を紹介



Profile	1
理事長メッセージ	2
JICA at a Glance	6
HIGHLIGHTS 2018	8

事業の目的と概況

10

日本のODAとJICAの役割	12
JICAの戦略	14
事業実績の概況	16
【コラム】働き方改革「Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity」	19

活動報告

20

地域別取り組み

東南アジア・大洋州	22
東・中央アジア	26
南アジア	28
中南米	30
アフリカ	32
中東・欧州	34

課題別取り組み

貧困削減	36
平和構築	37
ジェンダーと開発	38
気候変動対策	39
社会基盤	40
人間開発	42
地球環境	44
農業開発・農村開発	46
産業開発・公共政策	48

パートナーとの連携

民間連携・中小企業海外展開支援	50
地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）	53
市民参加協力	54
ボランティア事業	56
国際緊急援助	58
研究活動	60
開発パートナーシップとSDGsへの取り組み	62
【コラム】移住者・日系人支援	64
【コラム】JICA開発大学院連携	65

協力形態と事業運営 66

技術協力	68
有償資金協力	70
無償資金協力	72
環境社会配慮	74
事業評価	76
人材養成・確保	77

組織運営 78

コーポレートガバナンス	80
広報活動	89

組織概要

沿革	90
組織図・役員一覧	91
国内拠点・海外拠点	92
予算	94
事例索引	95

別冊（資料編）

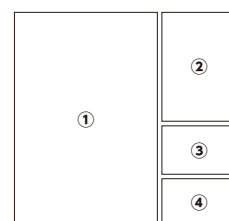
事業実績統計、財務諸表、財務状況については別冊（資料編）をご参照ください。

データ版も公開しています。

<https://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

本報告書の計数、地図について

- この年報は2018年度(会計年度)。2018年4月1日から2019年3月31日までの国際協力機構の活動をまとめたものです。
- 収録した事業実績に関する統計等の数値は、国際協力機構に関するものは上記2018年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2018年(2018年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
- ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル=110.4378円(2018年のDACの指定レート)を使用しています。
- 本書で使用している地図はすべて略図で、国境紛争地域、国境不明確地域などの国境線は、便宜上付したものです。



表紙

写真提供:

- ①山本浩太郎、②久野武志
③株式会社パデコ、④鈴木革

ウェブサイト等

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も発行しています。

コーポレートサイト <https://www.jica.go.jp>



ODA見える化サイト <https://www.jica.go.jp/oda/index.html>

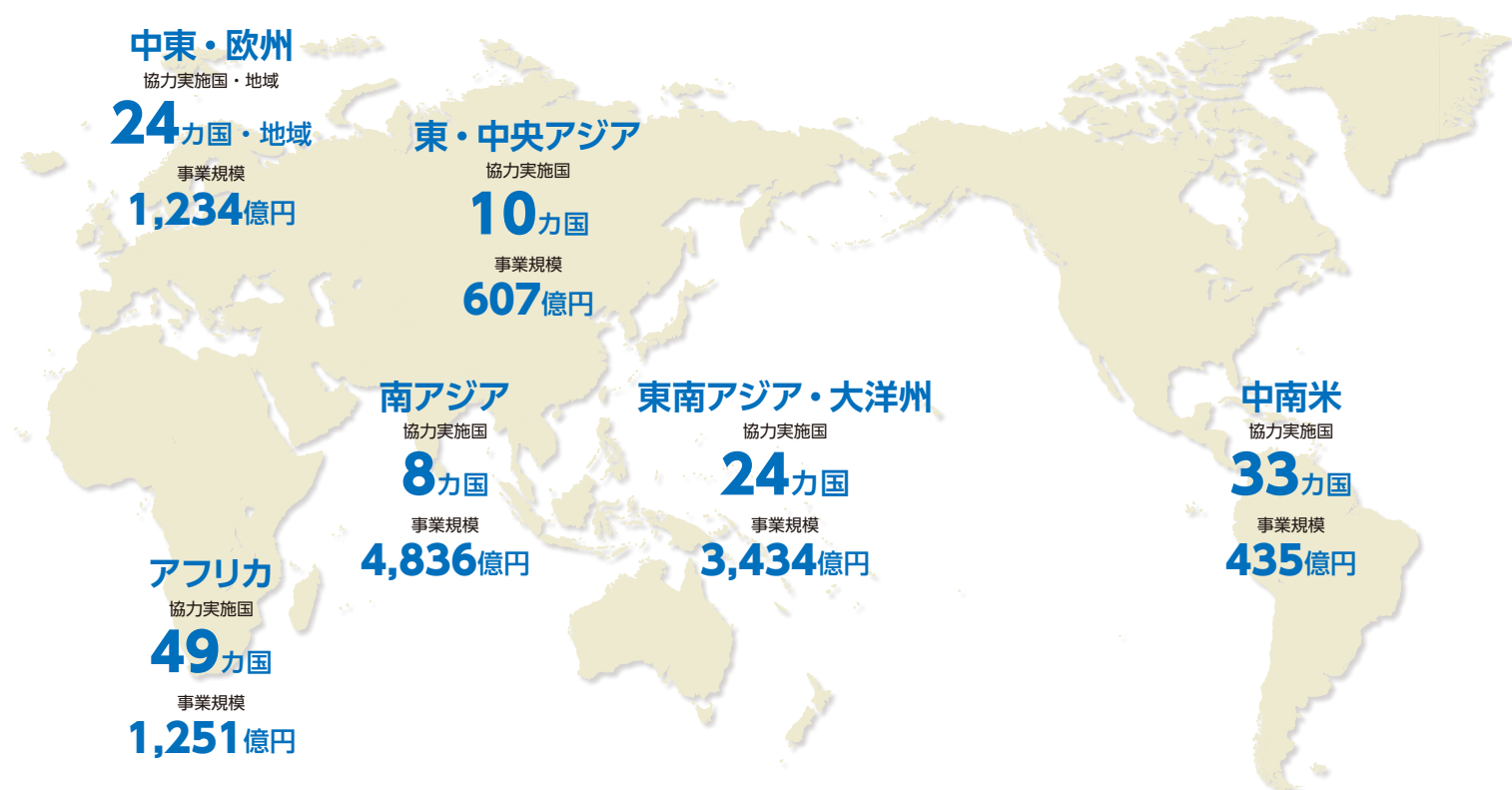


事業評価年次報告書2018 https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/index.html



JICA at a Glance

地域別事業規模* (2018年度)



※事業規模とは、2018年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+協力隊+その他ボランティア+その他経費)、有償資金協力(実行額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

- 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除きます。
- 中東・欧州地域の合計金額には、JICAが調査団派遣を行った先進国分も含まれます。

援助対象の開発途上国・地域

148カ国・地域

2018年度

海外拠点

96カ所

2019年7月1日現在

国内拠点

15カ所

2019年7月1日現在

地域別取り組み

地域・国ごとの現状やニーズに即し、テーマや規模、協力形態などのアプローチを戦略的に定め、効果的な協力を実施しています。

P.22

8カ国3,350人

中南米に広がる、日本式の「地域警察」

人々が安心して暮らせる街をつくるため、JICAは日本の警察の協力の下、ブラジルで「地域警察」の普及を支援してきました。「地域警察」の知見・経験が、ブラジルも協力した研修などを通じて中南米諸国に広がっています。(2017～2018年度 研修受講者)

1,500人

アフリカから産業人材を受け入れ、育成

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)では3年間で746人を受け入れ、海外産業人材育成協会などによる人材育成と合わせ、日本政府が掲げた、3年間で1,500人の受入目標達成に貢献しました。(2016～2018年度)

活動報告

地域別取り組み

課題別取り組み

パートナーとの連携

課題別取り組み

貧困削減、安全な水の供給、インフラ整備、教育や保健医療、気候変動対策といったさまざまな課題に取り組んでいます。

P.36

94%

アフガニスタンで女性も学びやすい識字教育

成人識字率が約35%と世界最低水準にあるアフガニスタンで、JICAはコミュニティと連携した教室運営などを通じ、識字教育の拡大と質の向上を図っています。パイロット地域の識字教室では2,000名以上が受講し、94%の女性が修了しました。

13万人

ルワンダで安全な水を供給

2006年以降、ルワンダの東部県の給水改善に取り組み、無償資金協力や技術協力を通じ、13万人以上の人々に安全な水を供給。スマートフォンを使った維持管理システムの開発などのイノベーションも進んでいます。

パートナーとの連携

多様化する開発途上国のニーズに応えるため、地方自治体、民間企業、大学、NGOなど、さまざまなパートナーと連携しています。

P.50

1,043件

民間企業の海外展開を後押し

JICAは、長年培ってきた開発途上国におけるネットワークと事業ノウハウを生かし、日本の民間企業と積極的な連携を進めています。民間企業からの提案事業を延べ1,043件採択しています。(2010～2018年度)

4倍以上

国際協力に根付く草の根の取り組み

市民らによる公益の増進に寄与する活動を支えるため、特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されて20年を迎えた2018年。NGO/NPOや地方自治体等が主体となる「草の根技術協力事業」は、2003年度の開始から15年で件数、支出額ともに4倍以上になりました。

HIGHLIGHTs 2018

「新JICA」発足10年を迎えた2018年度。1年の動きのなかでJICAの主要なトピックスを紹介します。

日本人の海外移住から150年

2018年6月 北岡理事長が海外日系人大会で記念講演

明治元年に日本人が初めてハワイに集団移住してから150年。開国と民主的変革により、国民の自由なエネルギーの発揮が可能となった明治時代以降、北米、中南米などへの移住者も新天地で力を発揮し、新しい文明形成に重要な役割を果たしてきました。第2次世界大戦後の政府の移住政策による中南米などへの移住を促進してきたJICAには、日系社会の世代変遷にあわせ、従来の移住者支援事業をより魅力的にし、日系社会と日本との絆をより一層深める連携事業の推進が求められています。



ハワイで行われた第59回海外日系人大会での記念講演

アフリカのコメ生産を 10年間で2倍に！

2018年10月 第7回CARD本会合で成果を総括

日本発の国際イニシアティブである「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」。JICAは、日本のお家芸ともいえる稲作技術の支援を通じ、23の対象国を中心にコメの増産に貢献してきました。その結果、2008年は1,400万tだったサブサハラ・アフリカの年間コメ生産量が10年間で倍増し2,800万tを達成。アフリカのコメ需要は生産を上回る勢いで増加しており、2019年以降も引き続きCARDフェーズ2を支援していきます。



タンザニア：収穫時期を迎えた圃場にて

日本の開発の経験を 未来のリーダーに

2018年10月 JICA開発大学院連携が本格始動

開発途上国の発展を支える人材の育成を目的に「JICA開発大学院連携」を開始しました。大学と連携し、各大学の通常の授業科目に加えて、日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。開発途上国からの人材が体系的に日本を理解し、その知識を効果的に役立てて母国発展のリーダーとして活躍すること、それを通じて日本との中長期的な関係が維持強化されることが期待されます。



JICA開発大学院連携のプログラムの一つである「日本理解プログラム」の様子

M7.5中部スラウェシ州地震 発災直後から切れ目なく支援

2019年1月 日本の災害復興の経験を生かして、開発計画調査型技術協力を開始

2018年9月28日、インドネシアのスラウェシ島中部でマグニチュード7.5の地震と津波が発生。JICAは TENT や発電機などの緊急援助物資の供与に続き、現地に調査団を派遣して、被害状況と支援ニーズを調査しました。続いてインドネシア政府から要請を受けて支援した復興基本計画には、日本の災害復興の経験が生かされています。2019年1月からは、復興基本計画を踏まえた復興事業の実施により、より災害に強い地域づくりを支援しています。



液状化による被害を受けた被災地/パル

日本の協力でラオスの民法典を策定

2019年2月 ラオスで初の民法典成立を祝う式典を開催

民法といえば、財産や家族に関わることなど市民生活の基本的な事項を定めた国家の根幹を成す法律です。ラオスでは2018年末、初めての民法典が国会で成立しました。開始から20年を迎えたラオスへの法整備支援の大きな成果の一つです。現役 of 検察官と弁護士が現地に長期赴任し、ラオスの法曹人材の育成を進めながら、法案の起草を長年サポートしてきました。成立した民法典は2020年に施行される見通しです。



民法典の成立を祝う式典にて

カレンダーで見る 2018年度の主要トピックス

4月	チリ：三井物産株式会社と赤潮対策事業に関する業務委託契約を締結。企業からの委託による事業実施は初
5月	ラオス：水道分野の技術協力プロジェクトで初めて埼玉県、さいたま市、横浜市、川崎市と連携協定を締結
6月	アフリカ：「カイゼンハンドブック」完成。さらなる普及へ
6月	★日本人の海外移住から150年。北岡理事長が海外日系人大会で記念講演
6月	コンゴ民主共和国：エボラ出血熱の流行に対し国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣
7月	ベトナム：日越大学初の卒業生56人巣立つ
7月	新制度「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を導入。民間連携事業ウェブサイトもリニューアル
8月	ラオス：ビエンチャン国際空港ターミナル引渡式。社会経済発展に貢献
9月	エジプト：「エジプト・日本学校」35校が開校
10月	新JICA発足10年
10月	★第7回CARD本会合で成果を総括。アフリカのコメ生産、10年で倍増達成
10月	パレスチナ：20年ぶりの教科書改訂を支援
10月	★JICA開発大学院連携が本格始動
11月	総務省「テレワーク先駆者百選」にJICAが選出
12月	ナウル：気象観測を開始。気象人材育成支援の成果
12月	「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書を受領
2019年	
1月	セルビア：青年海外協力隊派遣開始
1月	★インドネシア：日本の災害復興の経験を生かして、開発計画調査型技術協力を開始
2月	★ラオス：初の民法典成立を祝う式典開催
3月	インドネシア：国内初となる地下鉄開通。円借款で支援

★=左で詳しく紹介しています

事業の目的と概況

日本のODAの概要とJICAの支援メニュー、
中期計画や2019年度の事業展開の方向性、事業実績などの概要を紹介します。





写真提供：左から、今村健志朗(2点)、鈴木華、久野真一

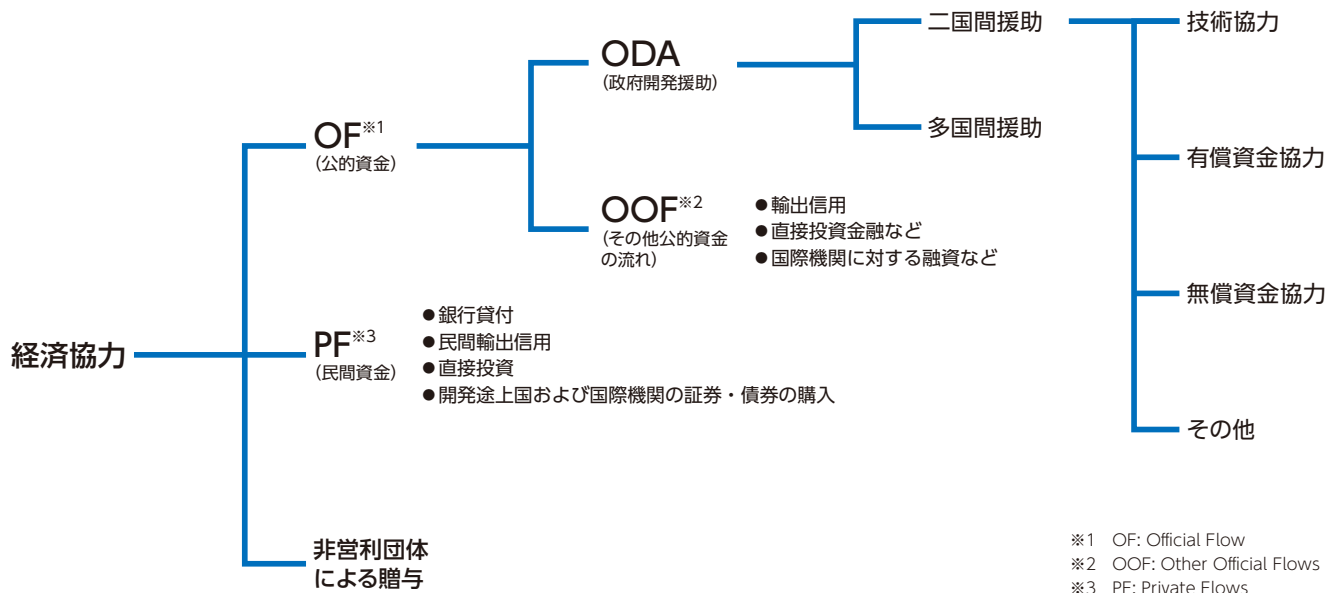
日本のODAとJICAの役割

ODAとは

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助 (Official Development Assistance: ODA) といいます。

ODAは、その形態から、二国間援助と多国間援助 (国際機関への出資・拠出) に分けられます。二国間援助は「技術協力」「無償資金協力」「有償資金協力」の3つの手法と、ボランティア派遣など「その他」の方法で実施されます。

図表-1 経済協力と政府開発援助



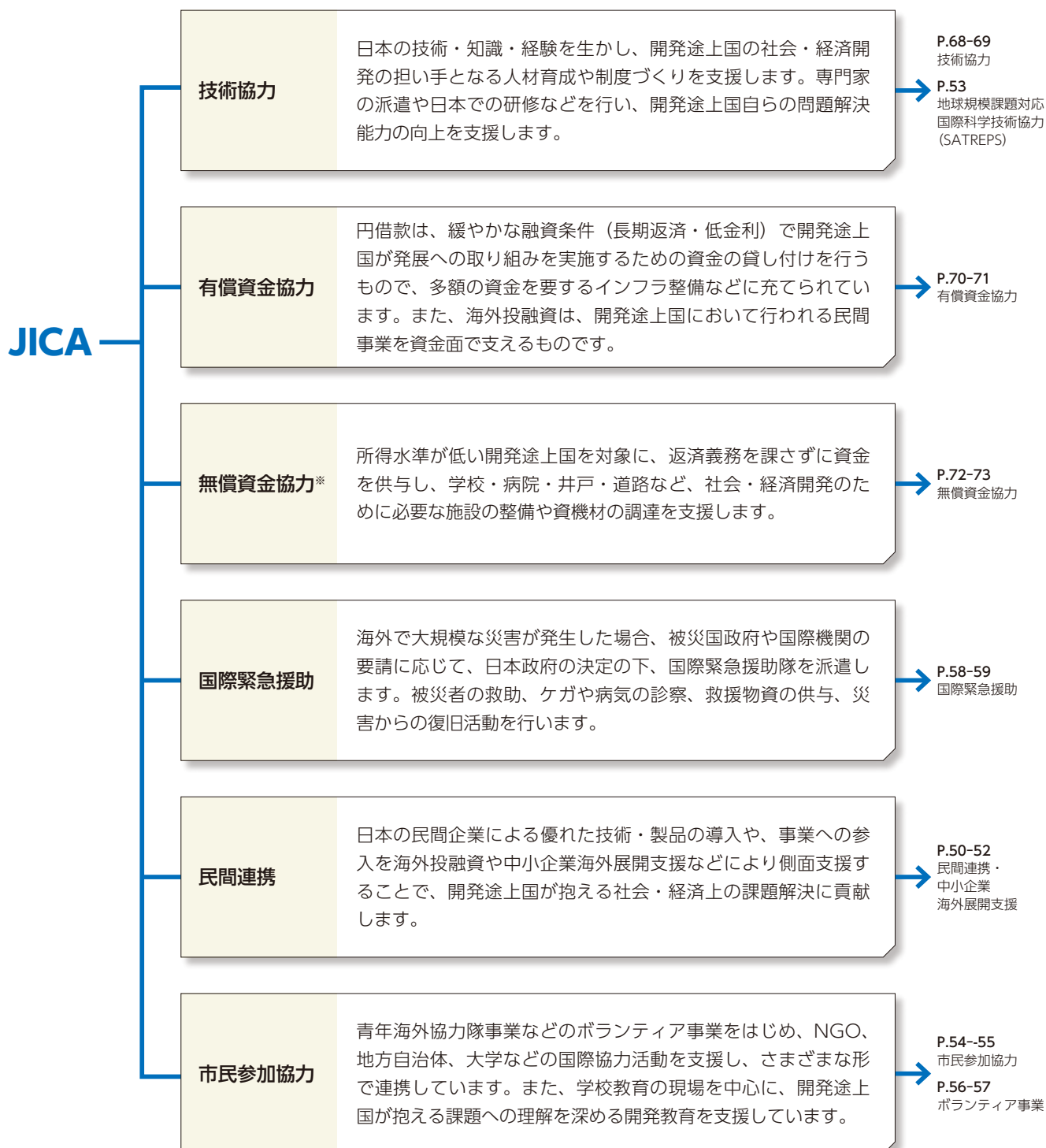
図表-2 日本のODA実績 [2018年(暦年)、暫定値]

援助形態		援助実績 [2018年(暦年)]			ドル・ベース(百万ドル)			円ベース(億円)			構成比(%) ODA計 (純額ベース)
		実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	実績	前年実績	対前年比(%)	
ODA	二国間ODA	無償資金協力	2,637.05	2,620.59	0.6	2,912.30	2,939.86	-0.9	26.3		
		技術協力*	2,651.53	2,884.77	-8.1	2,928.29	3,236.22	-9.5	26.4		
		贈与計	5,288.59	5,505.36	-3.9	5,840.60	6,176.08	-5.4	52.8		
		政府貸付等	2,094.67	2,530.76	-17.2	2,313.31	2,839.08	-18.5	20.9		
		二国間ODA計(純額ベース)	7,383.26	8,036.11	-8.1	8,153.91	9,015.16	-9.6	73.6		
		国際機関向け拠出・出資等計(純額ベース)	2,642.05	3,382.38	-21.9	2,917.82	3,794.46	-23.1	26.3		
		ODA計(支出純額)	10,025.30	11,418.49	-12.2	11,071.73	12,809.62	-13.6	100.0		
		名目GNI速報値(10億ドル、10億円)	5,144.61	5,033.98	2.2	568,159.00	564,727.20	0.6			
		対GNI比(%) : (純額ベース)	0.19	0.23		0.19	0.23				

- (注) 1. 上記には卒業国向けの援助を含んでいます。卒業国向け援助を除いた実績の詳細は、別冊資料編の表1を参照ください。
2. DAC加盟国以外の卒業国で支出実績を有するのは次の13カ国・地域：ウルグアイ、カタール、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、パナマ、パラバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ
3. 2018年DAC指定レート：1ドル=110.4378円(2017年比、1.7453円の円高)。
4. 四捨五入の関係上、各形態の計が一致しないことがあります。
5. 債務救済には、円借款の債務免除、付保商業債権および米穀の売渡し債権の債務削減を含み、債務繰延を含みません。
6. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として計上してきましたが、2006年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めました。
7. 技術協力に含めてきたNGO事業補助金については、2011年実績より各国の無償資金協力に含めることとします。
- ※ 技術協力に行政経費・開発啓発費を含みます。

JICAが実施する 支援メニュー

JICAは日本の二国間援助の中核を担う世界有数の開発援助機関です。技術協力、有償資金協力、無償資金協力※を中心としたさまざまな支援メニューを効果的に活用し、開発途上国が抱える課題解決を支援するため、世界の約150の国と地域で事業を展開しています。



※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

JICAの戦略

第4期中期計画 (2017～2021年度)

JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017年度より開始した第4期中期計画(2017～2021年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

開発協力を通じた開発課題および地球規模課題の解決、わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、透明性
および予見可能性が高い国際環境の
実現

国際社会におけるわが国への信頼感
の向上、開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と規範形成への貢献

開発途上地域との関係性の強化を通
じたわが国経済、社会の活性化への
貢献

重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信

具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 経済成長の基礎および原動力の確保
- 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

連携の強化

- 民間企業等
- NGO／市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関
- 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報
- 知的基盤の強化
- 事業評価
- 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

国の重要方針と政策

開発協力大綱
関連政策、各種政府公約

開発協力を取り巻く国際的な枠組み

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定(気候変動)

2019年度の 事業展開の方向性

開発協力大綱および第4期中期計画で掲げられている重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定、繁栄に貢献することを目的として、「人間の安全保障」や「質の高い成長」の実現などを念頭に、以下の取り組みを強化します。

1 「自由で開かれた インド太平洋構想」の 実現に向けた事業展開

日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋構想」の実現に向けて、事業を推進します。特に、域内の航行の自由や法の支配の普及・定着、国際スタンダードに則った質の高いインフラ整備による連結性の向上、海上安全保障分野の能力構築支援などに、ソフト・ハードの両面で取り組みます。

2 母国の発展を担う 人材の育成

2018年度に始動した「JICA開発大学院連携プログラム」を事業の柱として位置づけ、開発途上地域と日本の中長期的な信頼関係のさらなる維持・強化を目指します。特に、協力大学との連携を促進し、留学生に対して日本の開発経験や法の支配の重要性などが体系的に学べる機会を提供します。また、プログラム終了後に知日派・親日派のリーダーとして活躍できるよう、母国に帰国した後も関係を維持・発展できる取り組みを推進します。

3 国内パートナーとの 連携強化による プラットフォームの構築

国内各地の多様なパートナーとの連携を強化し、開発途上地域の課題の解決と日本社会への成果の還元を目指します。特に、SDGsに関する情報共有、対話、事業協働を推進する仕組み（プラットフォーム）の構築などに取り組みます。

4 イノベーションの推進

国際社会における新たな開発課題や、これまでのアプローチでは解決できなかった課題に対応できる組織を目指します。特に、組織内のイノベーション推進体制を整備し、開発途上地域が抱える課題に対し、既存の考え方にとられない革新的な取り組みを促進します。

5 事業のインパクト・ 対外発信の向上

第7回アフリカ開発会議(TICAD7)、G20大阪サミットなどの機会もとらえ、重要度の高い課題への時宜に合った取り組みや発信を行います。特に、気候変動対策、人間の安全保障、東京オリンピック・パラリンピック、中南米の日系社会との連携、新しい日中協力関係への貢献に向けた取り組みを促進し、積極的な対外発信を通じて国際社会でのプレゼンス向上を目指します。

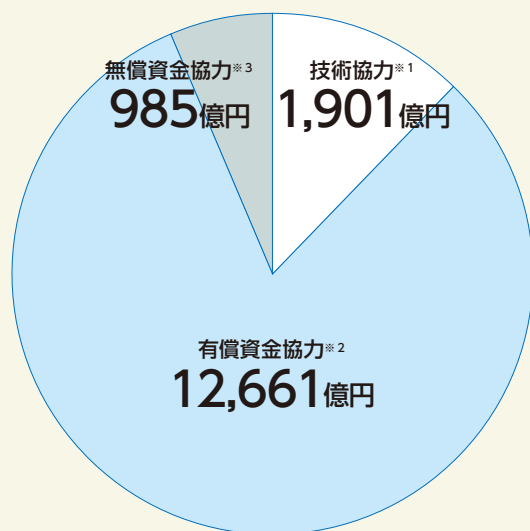
事業実績の概況

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2018年度事業別実績(図表-3、図表-4)については、技術協力が1,901億円で、前年度比1.1%減となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計151件、985億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は34件、1兆2,533億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計4件、128億円(承諾額)となりました。

図表-3 2018年度事業規模



- ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 ※3 2018年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2018年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-4 2018年度事業別実績

(単位: 億円)

	2018年度	2017年度(参考)
技術協力※1計	1,901	1,923
研修員受入	175	220
専門家派遣	630	587
調査団派遣	333	338
機材供与	21	23
青年海外協力隊派遣	82	87
その他ボランティア派遣	28	33
その他	632	635
有償資金協力※2計	12,661	18,884
無償資金協力※3計	985	1,151

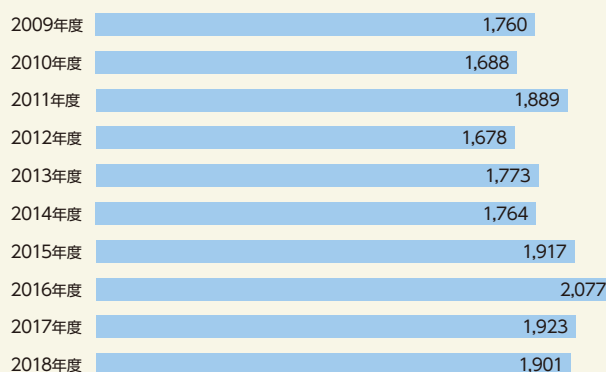
- (注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。
 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額
 ※3 各年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、各年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

過去10年間の推移

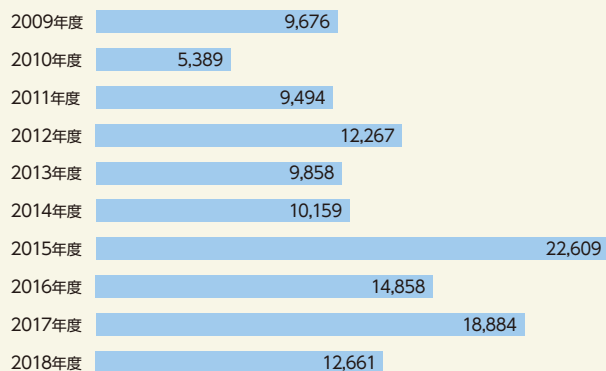
図表-5～7は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2018年度は1兆2,661億円と前年度に比べ33.0%の減、また、無償資金協力は、2018年度は総額985億円と、前年度に比べ14.4%の減となっています。

図表-5 過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)

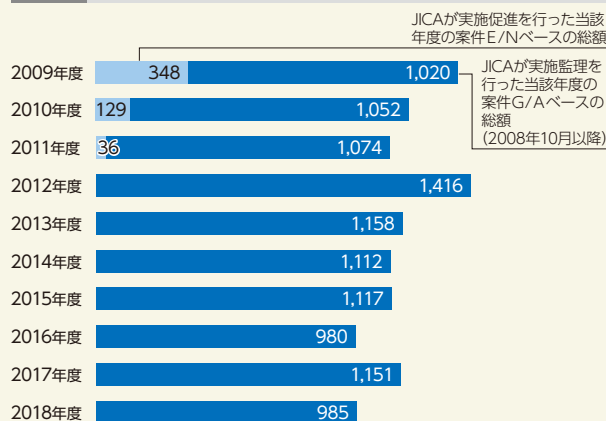


図表-6 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)



(注) 円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額

図表-7 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



地域別の
実績

技術協力について、その地域別の実績を見ると、アジア38.7%、アフリカ19.4%、北米・中南米7.2%の順で割合が大きくなっています。

また、2018年度の新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア90.7%、中東5.6%、アフリカ2.7%の順となっています。2017年度に続き、アジア

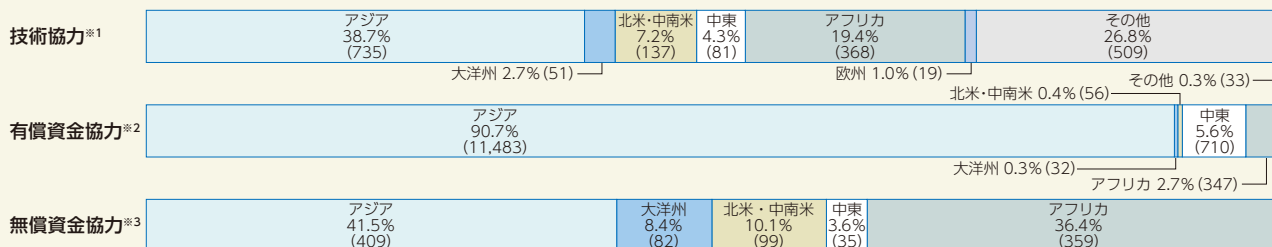
の比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア41.5%、アフリカ36.4%、北米・中南米10.1%と、2017年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

図表-8 地域別の実績構成比(2018年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 ※3 2018年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2018年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

分野別の
実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業22.8%、農林水産と人的資源11.1%、計画・行政8.4%の順となっています。

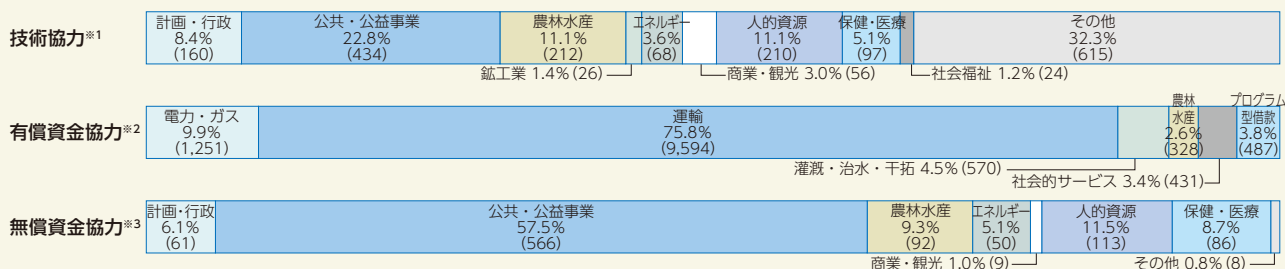
有償資金協力については、道路・鉄道などの運輸分野への協力実績が75.8%と最も多く、次いで電力・ガス

9.9%、灌漑・治水・干拓4.5%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が57.5%、次いで人的資源11.5%、農林水産9.3%への協力の割合が高くなっています。

図表-9 分野別の実績構成比(2018年度)

(単位: % / 億円)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額 ※3 2018年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2018年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

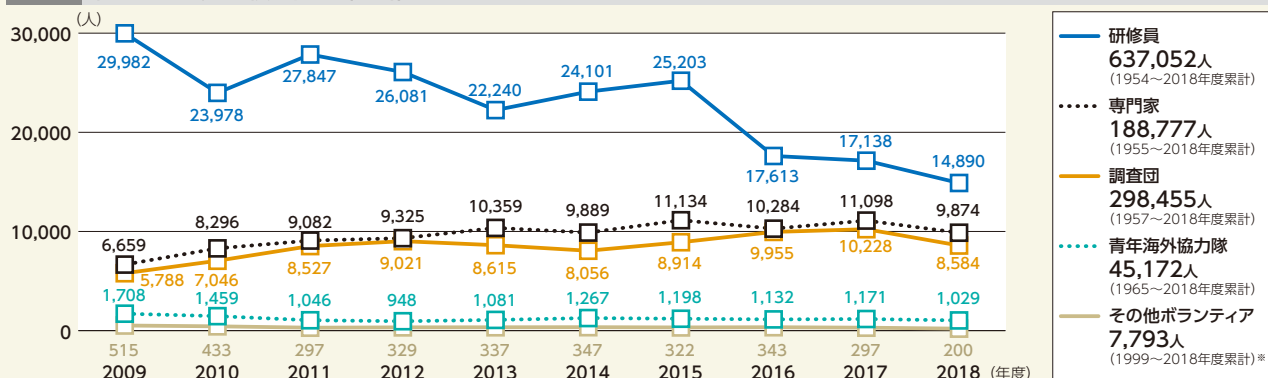
技術協力
形態別の
人数実績の
推移

2018年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万4,890人、専門家派遣(新規)9,874人、調査団派遣(新規)が8,584人、青年海外協力隊派遣(新規)が1,029人、その他ボランティア派遣(新規)が200人でした。この結果、累計では研修員受入63万7,052人(1954~2018年度)、専門家派遣18万

8,777人(1955~2018年度)、調査団派遣29万8,455人(1957~2018年度)、青年海外協力隊派遣4万5,172人(1965~2018年度)、その他ボランティア派遣7,793人(1999~2018年度)※となっています。

2009年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-10のとおりです。

図表-10 形態別の人数実績の推移(累計)



※ 内訳はシニア海外ボランティア、日系社会シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年までは他の形態の実績として集計されています。
(注) 移住者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

平成30年度末現在の資産合計は286,211百万円と、前年度末比14,879百万円増となっております。これは、現金及び預金の16,716百万円増が主な要因です。なお、現金及び預金の残高214,926百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が175,806百万円含まれております。平成30年度末現在の負債合計は231,230百万円と、前年度末比25,970百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の11,199百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	214,926	運営費交付金債務	31,300
その他	27,155	無償資金協力事業資金	174,791
		その他	17,513
固定資産		固定負債	
有形固定資産	39,141	資産見返負債	6,999
無形固定資産	3,323	その他	627
投資その他の資産	1,666		
		負債合計	231,230
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 21,957
		利益剰余金	14,485
		純資産合計	54,981
資産合計	286,211	負債純資産合計	286,211

2. 損益計算書の概要

平成30年度の経常費用は247,543百万円と、前年度比9,359百万円増となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費が前年度比5,933百万円増となったことが主な要因です。平成30年度の経常収益は238,451百万円と、前年度比10,735百万円増となっております。これは、運営費交付金収益が前年度比6,537百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	247,543
業務費	238,706
重点課題・地域事業関係費	78,686
国内連携事業関係費	18,506
事業支援関係費	37,417
無償資金協力事業費	94,985
その他	9,111
一般管理費	8,593
財務費用	243
その他	1
経常収益	238,451
運営費交付金収益	139,031
無償資金協力事業資金収入	94,985
その他	4,434
臨時損失	34
臨時利益	68
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12,227
当期総利益	3,168

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

平成30年度末現在の資産合計は12,630,929百万円と、前年度末比351,987百万円増となっております。これは貸付金の増加295,290百万円が主な要因です。負債合計は2,887,600百万円と、前年度末比222,370百万円増となっております。これは財政融資資金借入金の増加125,921百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
貸付金	12,300,294	1年以内償還予定債券	67,305
貸倒引当金(△)	△ 165,844	1年以内償還予定財政融資資金借入金	138,032
その他	385,840	その他	40,805
固定資産		固定負債	
有形固定資産	9,431	債券	733,299
無形固定資産	5,758	財政融資資金借入金	1,899,402
投資その他の資産		その他	8,757
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,063	負債合計	2,887,600
貸倒引当金(△)	△ 83,193	純資産の部	
その他	91,581	資本金	
		政府出資金	8,083,418
		利益剰余金	
		準備金	1,626,110
		その他	77,771
		評価・換算差額等	△ 43,969
		純資産合計	9,743,329
資産合計	12,630,929	負債純資産合計	12,630,929

2. 損益計算書の概要

平成30年度の当期総利益は77,771百万円と、前年度比1,417百万円減となっております。これは経常収益が167,721百万円と前年度比5,607百万円減となり、経常費用が89,945百万円と前年度比4,104百万円減となったことによるものです。経常収益は貸付金利息が前年度比7,093百万円減、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比6,465百万円減となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	89,945
有償資金協力業務関係費	89,945
債券利息	9,331
借入金利息	16,541
金利スワップ支払利息	6,720
業務委託費	33,865
物件費	13,621
その他	9,868
経常収益	167,721
有償資金協力業務収入	165,946
貸付金利息	138,201
受取配当金	20,872
その他	6,872
その他	1,775
臨時損失	6
臨時利益	2
当期総利益	77,771

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注2) より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

【コラム】働き方改革「Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity」

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み

JICAでは、ダイバーシティ&インクルージョンの推進策として、「働き方改革」を経営戦略の一つに位置づけ、「多様な働き方」と「職員一人ひとりの成長環境の充実」を推進し、積極的かつチャレンジ精神のあふれる組織文化を形成することで、JICAの価値最大化を目指しています。

また、JICA内外のさまざまなアクターと連携し、途上国開発におけるイノベーションの創出を推進しています。

「働き方改革」の推進

JICAは、2015年度から、①仕事やキャリア開発と生活の調和について一層の強化、②海外赴任、海外出張などの業務と家庭生活を両立させる取り組みの強化、③男性の育児参画の促進、④時間外労働の抑制・有給休暇の取得促進などを主な目標に掲げ、働き方改革「Smart JICA Project」を実施。ワークライフバランスに対する組織内の理解促進、時間外労働の削減や有給休暇取得実績の増加などに、一定の成果を収めました。

2017年度には、目標や取り組み範囲をスケールアップし、新たに「Smart JICA 2.0」を策定。これにより、働き方改革を経営課題の一つに位置づけ、経営層のリーダーシップの下で「多様な働き方の促進」や「個人の能力強化と生産性向上」、「業務合理化・効率化」の課題に対し、組織一丸となって取り組む体制を確立しました。

さらに、2008年の新JICA発足から10年、令和元年という節目をとらえ、2019年度は方針をさらにバージョンアップし、「Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity」として取り組みを強化していきます。

なお、2018年11月には総務省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、JICAの取り組みは対外的にも高い評価を受けています。

女性活躍の推進

2017年3月、育児・介護と仕事の両立と女性活躍に関する今後5年間の行動計画を策定し、働き方改革と一体的に実施しています。具体的には、年に2回、人事担当理事を委員長とする「次世代育成支援及び女性活躍行動計画」推進委員会を開催し、毎年の行動計画の策定・実施状況の確認を行っています。

特に管理職に占める女性の割合については、第4期中期計画期間（2017年4月～2022年3月）中に女性管理職比率を20%以上とすることを目標に掲げており、2019年3月末時点で16.2%と順調に推移していま

Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity の概要

目標

令和の時代に、JICAの価値を最大化するため、多様な働き方と職員の成長環境を充実させつつ、内外のアクターを巻き込み新たな目標に積極的にチャレンジする組織文化を形成する。そのため、共感的でイノベティブな目標を基盤としたチームワークの醸成と仕事の抜本的合理化・効率化を推進する。

柱1

多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成

柱2

多様な人材の多様な働き方の促進

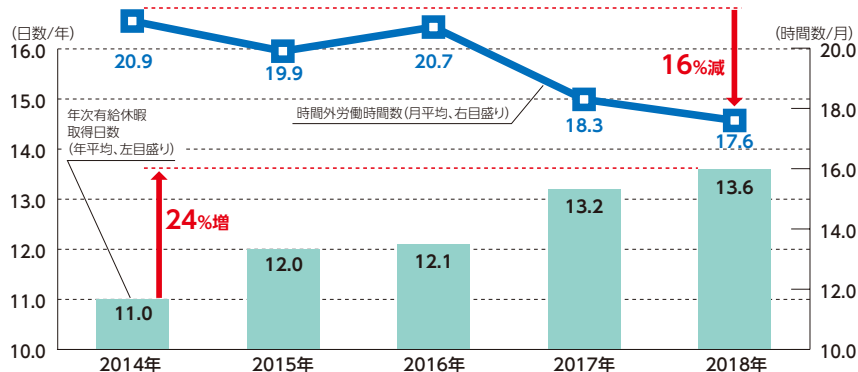
柱3

成長環境の充実

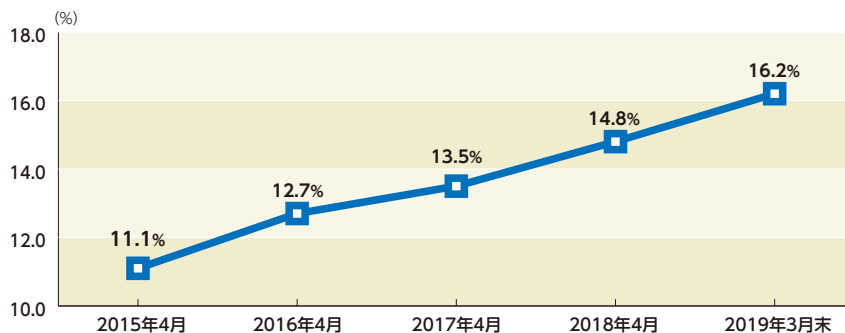
柱4

業務の合理化・効率化の推進

時間外労働時間数（月平均）と年次有給休暇取得日数（年平均）の推移 ※管理職を除く数値



女性管理職比率の推移



す。なお、日本政府が定めた独立行政法人等全体の女性管理職比率の目標値（2021年3月までに15%）は既に達成しています。

障害者雇用の取り組み

ダイバーシティ&インクルージョンの実

現に向けて、障害のある方の雇用に積極的に取り組んでいます。また、障害のある方にとって働きやすい職場づくりを目指した意見交換会を定期的に開催するとともに、障害のある方に対して必要な配慮などについて理解を深める社内研修（E-learning）を実施しています。

活動報告

JICAの地域別、課題別の取り組みや
さまざまなパートナーとの連携を紹介します。

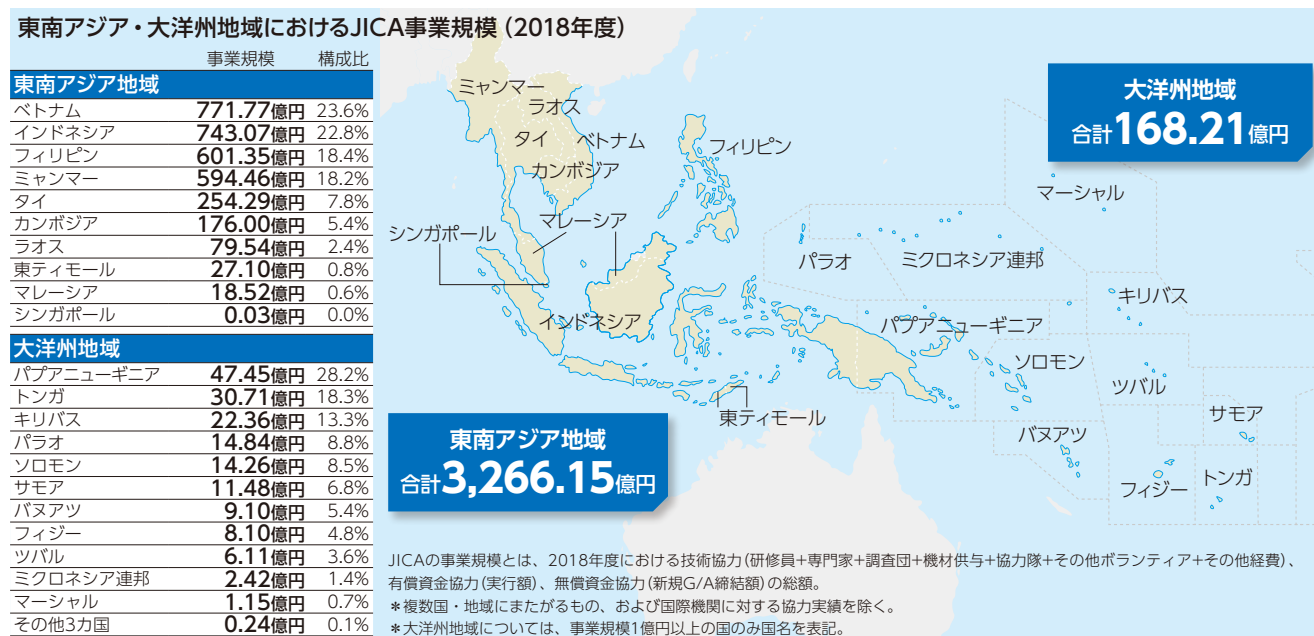




写真提供：左から、石郷友仁、今村健志朗、1点おいて渋谷敦志(右端)

東南アジア・大洋州

「自由で開かれたインド太平洋構想」の下、「質の高い成長」を目指して



東南アジア

地域の課題

インド洋と太平洋の2つの海に面する東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国が法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、ダイナミズムに満ち、インド太平洋地域の安定と繁栄を主導する存在となること——これは日本政府の「自由で開かれたインド太平洋構想」の中核を成すものです。ASEANが自由で開かれた地域として発展することが重要であり、それがわが国の国益に直結しています。このため、ASEANの自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を戦略的に強化することが必要です。

特に経済統合の推進、連結性強化（陸の東西・南部経済回廊、海洋の経済回廊）はASEANの一体性と持続的成長の鍵です。さらに、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長のゆがみを克服し、地域の安定と繁栄を揺るぎないものとする「質の高い成長」、世界的な潮流である脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国家リーダー層や国家運営を支える行政官の育成、ミャンマーのラカイン州やフィリピンのミンダナオなど地域が抱える脆弱性への対応、法の支配やグッドガバナンスの確立など普遍的価値の共有、平和・安定・安全な社会に向けた協力が重要です。

東ティモールについては、ASEAN加盟に向けた支援とともに、復興期から発展段階への移行を後押しする支援が求められています。

JICAの取り組み

1. 「質の高い成長」の推進

JICAは、包摂性、持続性、強靱性を備えた「質の高い成長」への支援を推進していきます。拡大するインフラ整備のニーズに応えるため、物理的連結性、陸・海の要所の交通インフラは特に重要と考えています。

急激な人口増加に起因する、交通渋滞や大気汚染などの都市問題は持続可能な成長の阻害要因であり、社会問題化しています。各国の経済成長が続くなか、都市機能を向上させ、健全な都市中間層を育むためにも重要である、都市交通システム、廃棄物処理、上下水道などの都市インフラや都市環境整備に重点的に取り組んでいます。インドネシアでは同国初の地下鉄が運行開始となりました【➡ P.23事例を参照ください】。JICAは、雇用創出や社会サービスへのアクセスを通じた人々の生活改善や環境との調和なども含め、「質の高い成長」の基盤となる、「質の高いインフラ」の整備を推進しています。

また、東南アジアの東西の連結性を高めるべく、引き続きインドシナ半島の東西経済回廊、南部経済回廊のインフラ整備を進めるとともに、制度的連結性の向上を目

指した通関制度の改善やそのための人材育成など、「生きた連結性」の向上にも取り組んでいます。

2. 地域の安定に向けた取り組み

法の支配に基づく、自由で開かれた海洋秩序の実現に貢献するため、海上法執行能力の強化、海上保安能力強化やインドネシアにおける離島支援などの協力を実施しています。また、ガバナンス強化、民主化の促進などに焦点を当て、ミャンマーでは少数民族支援、フィリピンではミンダナオ和平やマラウィ市の復旧・復興に取り組んでいます【➡ P.24事例を参照ください】。

インドネシアのスラウェシ島で2018年9月に発生した震災に対しては、同国政府の要請に基づき、支援ニーズの確認、日本の知見を生かした復興基本計画の策定、復興事業の提案を機動的に行い、迅速に緊急対応を実施しました【➡ P.9を参照ください】。

3. 気候変動対策

人口規模が大きく、沿岸部の大都市に人口が集中するASEAN地域は気候変動の影響が深刻であり、防災など気候変動対策への支援を強化する必要があります。一方、ASEANにおけるエネルギー需要は旺盛であり、環境と成長の両立・調和を図るエネルギー政策が不可欠です。そのため、日本の低炭素技術の活用を推進するとともに、日本企業がノウハウ・技術力の強みを持つ液化天然ガス



自由で開かれたインド太平洋構想の下、東南アジア・大洋州地域の港湾関係者とのネットワークを強化するため、関係者を日本へ招へい

(LNG)受入基地などを含む、新たなエネルギー・サプライ・チェーンの構築などに取り組めます。

2018年度は、低炭素化、気候変動に対応する強靱な都市開発・インフラ投資を推進すべく、インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を進めたほか、総合的な気候リスク管理を強化するため、ラオス「気象水門システム整備計画」を実施しました。また、気候変動政策・制度改善に向けた協力として、インドネシア「気候変動対策能力強化プロジェクト」などを実施中です。

4. 人材育成

ASEAN諸国では、親日・知日派層が世代交代を迎え

インドネシア ジャカルタ都市高速鉄道事業

オールジャパンで建設から維持管理までを支援



開業式典に登壇したジョコ大統領。多くの市民が集まり、MRTの開通を祝った

2019年3月末、インドネシアの首都ジャカルタで、同国初の地下鉄となるジャカルタ都市高速鉄道(MRT南北線)が運行開始となりました。

ジャカルタ首都圏では人口増加が顕著で、経済活動の集積地であるジャカルタ中心部への通勤者数も年々増え続けています。同首都圏では旅客・貨物輸送の大部分を道路交通に依存しているため、交通混雑が深刻で、投資環境の悪化や排気ガスによる大気汚染を引き起こしています。

今回のMRT南北線事業は、JICAが

円借款を供与し、日本企業が土木工事、車両納入、電機・機械システムなどの整備から、施工監理、組織開発・運行管理支援などのコンサルティング・サービスまですべてを担った、オールジャパンによる協力です。

今後、インドネシアにおいて、自動車交通から公共輸送へとモダリティシフトが図られることにより、増加する輸送需要への対応や交通混雑の緩和に加え、投資環境の改善、環境負荷の軽減などが実現することが期待されます。



ています。JICA開発大学院連携【→ P.65を参照ください】を通じて、次世代のリーダー層や国家運営を支える優秀な行政官などを対象にした留学生受入事業を戦略的に強化するとともに、産業高度化・技術革新を担う高度産業人材の育成にも取り組んでいきます。「公共政策トップリーダー・コース」(2019年度より「SDGsグローバルリーダー・コース」)では2018年度、28名を8大学に受け入れました。11月には在籍生とJICAや大学の担当者が一堂に会するネットワーキング会を開催し、将来の国家リーダー層と信頼関係を構築しました。

東ティモールについては、無償資金協力による留学生受入事業「人材育成奨学計画」を通じて、同国の課題である行政能力の向上と制度構築を担う人材の育成を支援していきます。

今後も「自由で開かれたインド太平洋構想」の下、ASEAN新時代の課題として、自由、民主主義、平等、法の支配やグッドガバナンスを十分理解し、国家の中心となるべき健全な中間層を育成する必要があります。JICAは中間層を意識した都市環境整備、農業、食の安全・栄養、健康・スポーツ・医療、教育などへの協力を推進していきます。

また、協力実施にあたり、引き続き民間企業、大学・研究機関、地方自治体などが有する優れた知見やノウハウを最大限活用していきます。

大洋州

地域の課題

JICAは、太平洋島嶼国14カ国を支援しています。これらの国々は、言語も多様で独自の文化や習慣を持ち、開発状況も異なる一方、島嶼国特有の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」に起因する共通の開発課題も抱えています。

日本と太平洋島嶼国は1997年から3年ごとに「太平洋・島サミット(PALM)」を開催し、地域・国が直面するさまざまな問題を首脳レベルで協議しています。

2018年5月には、第8回太平洋・島サミット(PALM8)が福島県いわき市で開催され、①「自由で開かれた持続可能な海洋」の理念に基づく海上法執行を含む、海上保安分野や海洋資源管理の支援、②空港・港湾などのインフラ整備、気候変動・環境・災害などへの対応能力の強化や再生可能エネルギーの一層の導入、貿易・投資・観光への支援などを通じた「強靱かつ持続可能な発展」への基盤強化、③人的交流の活性化などの協力・支援策、が打ち出されました。

JICAの取り組み

JICAはPALM8で確認された方針に基づいて、太平洋島嶼国に対する包括的な支援を実施しています。

フィリピン ミンダナオにおける和平に向けた協力

信頼関係を生かし、平和の定着を後押し



バンサモロ(ミンダナオ島南西部の地域)における稲作支援

ミンダナオ島南西部では、約50年間にわたって、自治を求めるイスラム系住民のグループとフィリピン政府との間で紛争が繰り返されてきましたが、2018年に成立した「バンサモロ基本法」に基づき、2019年2月にバンサモロ暫定自治政府が設立されました。

JICAは外務省と共に約20年間、和平に向けた人材育成や住民の生計向上などを支援してきました。これまでに培ったモロ・イスラム解放戦線とフィリピン政府双方との信頼関係を生かして、JICAは自治政府の領域を決める

住民投票の監視団への参加や、暫定自治政府の組織づくりなどへの支援も行いました。

また、2022年に予定されているバンサモロ自治政府の本格始動に向け、ガバナンス強化や住民の生計向上などを目的とした技術協力、職業訓練センターを整備する無償資金協力、都市間幹線道路への接続道路の新設などを行う有償資金協力を開始予定です。

JICAは引き続き、同地域の持続的な平和と開発を後押ししていきます。



1. 海洋協力

国土が海に囲まれている太平洋島嶼国では、海洋秩序の安定や海上安全の確保、海洋資源の持続可能な開発・管理が必要不可欠です。違法・無報告・無規制(IUU)漁業の根絶を目指し、域内12カ国を対象に、日本での研修を米国とも連携して実施しました【➡ 下事例を参照ください】。

また、港湾インフラ整備や貨客船供与といったハード面での協力に加え、フィジーを拠点に広域アドバイザーを配置し、船舶や港湾施設の維持管理能力の強化を後押ししているほか、バヌアツやソロモンでは、沿岸資源管理能力の向上のための技術支援を実施しました。

2. 環境管理

サモアに拠点がある地域機関「太平洋地域環境計画(SPREP)」と連携して、持続的な廃棄物管理のための地域・国レベルの体制整備を支援しており、海洋プラスチックの削減、地球温暖化対策にも貢献しました。また、パプアニューギニアの首都沿岸部では、未処理の下水が海へ放流されていましたが、下水処理場が完成し、住民の衛生環境の改善と海洋環境の保全につながりました。

3. 防災・気候変動対策

フィジー気象局の域内各国に対する気象人材育成機能の強化【➡ P.39事例を参照ください】、SPREPとの連携による「太平洋気候変動センター」の設立支援を開始しました。



Pacific-LEADS第3期研修員を囲むレセプション

4. エネルギー安定供給

各国への資金協力と地域レベルでの技術協力を通じて、電力システムの安定化とディーゼル発電の効率的な運用を図りつつ、再生可能エネルギーの最適な導入を促進する支援に取り組んでいます。

5. 人材育成

中核人材の育成に向けて、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS)」の下、行政官などを留学生として招へいしています。2016年度と2017年度にそれぞれ41名ずつ受け入れ、2018年度も新たに20名を受け入れました。また、受入れ中の留学生に対して、省庁や地方自治体などにおけるインターンシッププログラムを実施しました。

大洋州12カ国 違法・無報告・無規制(IUU)漁業の抑止にかかる政策・対策(国別研修)

日本の知見を共有し、海洋資源の持続可能な利用へ



海上保安庁によるIUU漁業対策の説明を受ける研修員

広大な排他的経済水域を有する大洋州では、海洋資源は経済・社会・文化的に重要な財産です。しかし、近年、違法・無報告・無規制(IUU)漁業による海洋資源の乱獲が指摘され、対策の強化が課題となっています。

大洋州でのIUU漁業根絶を目指し、2018年11～12月に大洋州12カ国(パプアニューギニア、フィジー、トンガ、バヌアツ、サモア、ソロモン、マーシャル、ミクロネシア連邦、パラオ、キリバス、ツバル、ナウル)を対象に、日本で研修を実施しました。

水産庁、海上保安庁、民間企業などの協力を得て講義や現場視察を行い、関係省庁間の連携、漁業関係法令違反事件の処理など、日本のIUU漁業対策に関する知見を共有しました。また、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・促進に向けた米国との連携の一環として、米国海洋大気庁による講義も実施しました。

研修員からは、日本で得た知見を母国で活用したいとの声が聞かれました。今後も大洋州のIUU漁業対策強化に向けた支援を継続していきます。

東・中央アジア

地域内外との連結性を高め、包括的かつ持続的な発展を目指して

東・中央アジア地域におけるJICA事業規模（2018年度）



地域の課題

東・中央アジア地域の協力対象国は、中国、モンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計10カ国です。

中国を除く9カ国は旧社会主義国であり、市場経済移行国です。ロシア、中国という二大国と国境を接する国が多く、その影響を強く受けています。この地域の各国の独立と安定が維持されることは、その国にとってだけでなく、関係国にも有益と考えられています。

しかし、旧ソ連崩壊後の独立により各国の利益が相反するようになり、域内の連結性は低下しました。カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、モンゴルは資源国であり、急速な経済成長の一方で、資源の国際価格変動に経済が大きく影響されます。こうした資源国は地下資源への依存、また、ウズベキスタンは綿花への依存など、モノカルチャー経済に近かったことが現在の脆弱な経済の一因となっています。

近年は資源価格の低迷、ロシア経済の後退、中国の経済成長の減速などにより、各国とも経済への影響が懸念されています。特に、資源に恵まれず、ロシア、カザフスタンへの出稼ぎ労働者からの送金が経済を支えているタジキスタン、キルギスの両国は、経済悪化による社会情勢への影響が危惧されています。

JICAの取り組み

中央アジア諸国とモンゴルに対して、日本は1990年代から二国間協力ではトップドナーとして関与し続けてきました。各国が日本に期待するとともに、日本がそれに応えることで協力関係を構築してきたといえます。

特に、日本の開発や経験、市場経済化アプローチを学べる人材育成については、無償資金協力による留学生受入事業である「人材育成奨学計画（JDS）」や日本センター事業などを含め、評価が非常に高く、継続と拡大が期待されています。近年、さらなる経済発展のために、イノベーションや工学系分野の改革の必要性に言及する国も出てきており、日本の大学との連携も期待されています。

コーカサス3カ国に対しても、アルメニアの防災分野、アゼルバイジャンのエネルギー分野など、これまでの協力実績を踏まえ、日本の協力への期待が高い分野を中心に引き続き取り組んでいます。

2018年度の取り組みと主な成果は以下のとおりです。

1. ガバナンスの強化

ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアに対して、日本の大学との連携を通じて社会科学分野の人材や若手行政官の育成を推進しました。ウズベキスタンでは過去の法整備分野の支援を生かして、投資環境整備に向けた協力も検討しています。

2. 産業の多角化

モンゴル全土の均衡ある開発を支援するため、国レベルのマスタートランを策定するプロジェクトを開始しました。また、タジキスタンでは中小企業振興や輸出振興に関する基礎調査を実施するとともに、ウズベキスタンでは産業多角化と輸出振興を目指した園芸分野の協力準備調査を開始しました。

3. インフラの整備

2017年度に引き続き、空港、国際幹線道路、発電所などの計画策定と建設により、地域内外の連結性の強化と格差の是正に貢献しました。モンゴルでは、アジア開発銀行(ADB)との協調融資案件として、太陽光発電に関する海外投融資案件の契約を締結しました。

4. 人材育成

モンゴルで日本の大学、高専への留学を通じた工学系高等人材の育成を引き続き実施しています。また、相手国政府からの要望を受け、キルギスのJDS奨学生の枠を2名増加し、タジキスタン、ウズベキスタンにおいても拡大を検討中です。

今後も各国との関係を維持しつつ、以下の分野に重点を置いて協力していきます。

- 「ガバナンスの強化」「産業の多角化」「インフラ整備」を重点領域として協力を進めます。
- 特に、産業多角化の基礎となる産業人材育成などへの



ガスタービンの維持管理について日本で研修を受けるウズベキスタンの発電所の技術者

支援を進めます。ガバナンス強化については財政、政策・制度面での人材育成を支援します。

- 域内外の連結性や国内格差の是正に配慮しつつ、質の高いインフラ整備を支援します。

中国に関しては、2018年10月にODA新規供与の終了が発表されました。中国政府からは過去約40年間の対中ODAへの高い評価が示されるとともに、その貢献が両国の多くのメディアで報じられました。JICAは、継続案件の終了(2022年3月末)まで支援を着実に実施していきます。また、これまでの対中ODAを総括・記録し、内外への発信に取り組んでいきます。

モンゴル 地震防災能力向上プロジェクト

日本の経験と知見を生かし、災害リスクガバナンスを強化



訓練で、防災リュックについての説明を受ける子どもたち

日本人にとって地震災害のイメージがありませんが、過去にはマグニチュード8クラスの大地震が度々発生しており、近年では、首都ウランバートル市近郊で複数の活断層が発見されています。

JICAはモンゴル全土の地震防災能力の向上に寄与するため、2016年より、モンゴル政府の防災機関である国家非常事態庁を実施機関として、職員的能力強化や防災教育の推進を支援してきました。これまで仙台防災枠組の考え方を取り入れた防災計画や、学校

防災教育ガイドラインの策定を進めるとともに、モンゴルで初となる「防災白書」も完成させました。

2018年7月には、ウランバートル市で「アジア防災閣僚級会議」が開催され、50カ国以上から約3,000人が参加しました。モンゴル政府は、JICAプロジェクトの協力も得ながら、都市の強靱化をテーマとするセミナーを主催したほか、災害リスクの削減を目的とする成果文書「ウランバートル宣言」の採択にも大きく貢献しました。



南アジア

「質の高い経済成長」と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に貢献

南アジア地域におけるJICA事業規模（2018年度）



地域の課題

南アジア地域の人口は18億人、うち25歳未満が約半数を占めるといわれており、宗教・民族・文化・言語なども多様性に富んでいます。地域の経済成長率は堅調に伸びており、大きな成長の可能性を有する一方、世界全体の3分の1に及ぶ絶対的貧困人口（約2.5億人）を抱えており※1、国内・域内の格差を是正し、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す包摂的かつ持続可能な社会づくりへの貢献が求められています。

また、堅調な経済成長の一方で、ハード・ソフト両面における社会資本整備の遅れに加え、人的資本形成の遅れが今後の成長のボトルネックとして認識されています。さらには治安の不安定さ、自然災害に対する脆弱性なども抱えており、ダウンサイド・リスクの適切な管理が必要とされています。

JICAの取り組み

ASEANと中近東・アフリカをつなぐ要衝である南アジア地域の安定と発展は、世界全体の安定と発展に不可欠です。

JICAは「人間の安全保障」の視座の下、各国固有のニーズに応じた協力や、国・地域の連結性を強化する協力を推進しています。また、日本政府の「質の高いインフラパートナーシップ」「自由で開かれたインド太平洋構想」や、各国とのパートナーシップ強化に向けた政府間の共同声明に基づき、各国・国際機関とも協働し、「質の高い経済成長」と「自由で民主的な社会の基盤づくり」に取り組んでいます。

2018年度は、①経済基盤の構築、連結性の向上、②平和と安定、基礎的行政サービスの向上、③基礎生活分野の改善を重点分野として協力を進めました。各分野の取り組みは以下のとおりです。

1. 経済基盤の構築、連結性の向上

インド、バングラデシュ、スリランカでは、政府間の共同声明に基づき、交通インフラ（道路、港湾）や電力などを中心とした経済インフラ開発や、連結性の向上に貢献する協力を積極的に形成・実施しました。人口規模が大きく、都市化のスピードが速い南アジア地域では、ハード・ソフト双方のインフラ整備需要、投資環境整備需要が膨大であり、継続的な成長に不可欠な民間投資促進や産業力強化に資する事業に力を入れています。

2. 平和と安定、基礎的行政サービスの向上

民主化プロセスの促進に向け、ネパールではコミュニティ調停の全国普及に向けた基盤整備を支援し、村レベルでの住民間の紛争解決能力の向上に貢献しました。また、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民の滞在が長期化している状況に対し、避難民と周辺コミュニティを対象とする保健・衛生や給水分野などの事業をバングラデシュで実施しました。

テロ対策・治安維持能力向上への協力としては、パキスタンで空港保安の強化を、アフガニスタン、バングラデシュで警察の能力強化を支援しました。

※1 World Bank “Poverty and Shared Prosperity 2018: Piecing Together Poverty Puzzle” のデータを基に算出

3. 基礎生活分野の改善

地域の感染症・非感染症対策体制の強化のため、パキスタンとアフガニスタン両国でポリオ対策を推進、スリランカでは非感染症対策を支援する円借款事業を形成しました。農業・農村開発分野では、インドで実施中の灌漑・営農支援事業において、案件形成時からの働きかけにより、水利組合などの意思決定プロセスに女性農民の参加を認める州法改正がなされ、ジェンダー主流化の推進につながった事例もあります。また、SDGs達成に向けた包括的な支援として、基礎教育、保健、農業分野などを包含する円借款事業をインドで形成しました。

防災分野では、仙台防災枠組に基づく支援として、ネパールで「より良い復興」の概念に基づき、住宅や学校の再建、病院など公共インフラの復興を大幅に進捗させ、災害に強い国づくりに寄与するための技術協力などを立ち上げました。また、土砂災害に関する円借款や技術協力の準備、都市洪水対策のための技術協力の準備をスリランカで進めました。

地方自治体・民間とのパートナーシップ

協力の展開にあたり、地方自治体や民間企業などとの連携も強化・拡大しています。例えば、労働人口の減少が進む地方の自治体、大学、民間企業と、若年層の就労先が不足する開発途上国双方の課題解決を目的に、バングラデシュでICT分野の人材育成事業を実施中です。ま



バングラデシュ：避難民キャンプで保健・衛生活動に従事する看護師に供与された衛生用品など（看護サービス人材育成強化プロジェクト）

た、民間連携事業で実証された日本の中小企業の優良技術をインドの農業分野の円借款事業に導入し、活用を推進しました。

貧困層が多く、自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋構想」などの日本政府の政策を踏まえ、引き続き域内および他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定および安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として協力を進めていきます。あわせて、研修員・留学生受入事業などを通じて、課題解決をリードする中核人材の育成を支援していきます。

ネパール 2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト

史上初の経済センサスに日本のノウハウを生かす



首都カトマンズのパン屋で、オーナーに質問をする調査員（右）

ネパールでは、これまで人口や農業に関するセンサスは実施されてきたものの、予算や実施体制の課題から、国の経済構造や規模の把握につながり、政策立案の際の重要な情報となる経済センサス（事業所・企業の国勢調査）は行われてきませんでした。

JICAは総務省統計局の協力を得つつ、日本のノウハウを基に、調査企画から調査実施、集計、公表、結果分析までの全体的な技術指導を行っています。

2018年に実施された経済センサス

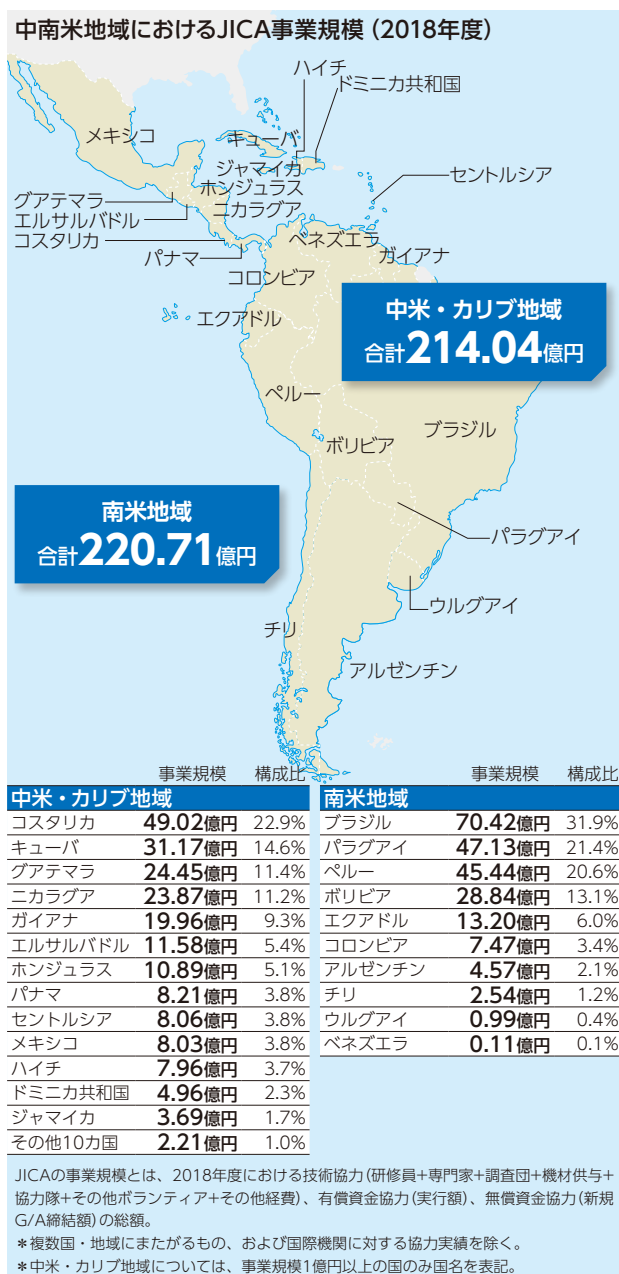
では、ネパール政府の統計調査で初めて、インターネット回答やタブレット端末を使用した調査員による調査など、ITを活用した調査方法も導入し、回答率の上昇や集計の効率化を図りました。この経験を生かし、2021年に実施予定の人口センサスでも、IT技術を活用した、さらに効果的・効率的な実施が見込まれています。

こうした政府統計が今後、ネパールの安定した経済構造の確立に向けた政策立案や計画に活用されることが期待されます。



中南米

新たなパートナー関係の構築



地域の課題

中南米地域は、日本から見て地球の反対側に位置する、地理的には最も遠い地域です。しかし、移住周年記念行事への皇室のご訪問などの報道や、中南米産の水産物や農産物など、日々の生活のなかでも中南米との関わりを身近に感じる事が多くあります。

中南米地域は33カ国、総人口6.4億人(世界人口の8.4%)を有し^{*1}、GDPの規模は4.74兆ドル(2017年)でASEAN地域の約1.7倍^{*2}。210万人を超える日系人

の存在や、食料・鉱物資源の輸入といった点で、伝統的に日本と強い結びつきを持つ親日国が多い地域です。民主主義の定着や環境対策、G20や環太平洋経済協定などさまざまな面で日本との関係が深化している国々もあります。また、2018年1月に高所得国に移行したチリ、ウルグアイをはじめ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンなど所得の高い国があり、地域全体としても所得レベルは平均的に高い状況です。

一方、地域内と国内の格差問題、カリブ地域の小島嶼国を中心とした気候変動や自然災害などへの特別な脆弱性、「中進国のわな」^{*3}、日本も直面する社会問題(人口の高齢化等)など、依然として多くの開発課題が見られます。

JICAの取り組み

中南米地域に対する開発協力は、これまでの協力実績を活用しながら協力対象分野を絞り込み、日本との友好的な結びつきをさらに強化し、ひいては国際舞台で協働できる関係づくりを目指して行われています。具体的には、投資環境整備に貢献するインフラの整備、防災、気候変動対策、格差是正を重点領域として協力を展開し、知日派人材の育成や日系社会との連携を強化しています【➡ P.64を参照ください】。

1. インフラ整備

中米地域では、物流インフラの整備の遅れや国境通過に必要な手続きの煩雑さが、域内の連結性にとって課題となっています。このため、JICAは中米6カ国を対象に、国境を越えた戦略的な物流を可能とするマスタープランの策定支援を開始。あわせて交通・物流分野の需要予測や計画策定に関する技術移転を行っています。

2. 防災

チリは日本と同様に地震や津波などの災害多発国であり、JICAは長年にわたり防災分野での協力を実施してきました。同国に蓄積された知識や技術の中南米全体への普及に向けて、チリと日本の戦略的パートナーシップによる域内の防災人材の育成を推進しています。加えて、チリの防災体制のさらなる強化のために新たな技術協力プロジェクトを2018年10月から開始しました。

* 1、2 World Bank, World Development Indicators (2017)

* 3 貧困状態から抜け出し、中所得水準を達成した国が賃金上昇などのため国際競争力を失い、経済成長が停滞する状態を指す。

3. 気候変動対策

世界最大の熱帯雨林であるアマゾンの森林や生物多様性の保全のため、ペルーでは熱帯林の減少による気候変動の抑制に向けた協力を実施しました。また、ブラジルでは自然環境そのものを展示物とみなす「フィールドミュージアム」を整備し、生態系の解明や環境教育、エコツーリズムを推進するなど、人と自然の新たな共生モデルの構築に取り組みました。

4. 格差是正

世界有数の農牧産品輸出国であるパラグアイのさらなる輸出の促進と、これによる経済成長と貧困削減を目的として、小規模農家の貴重な収入源となっているゴマなどの残留農薬問題の解決に向けた協力を行いました。また、生産地から輸出港までのアクセスを改善するための道路整備を円借款「東部輸出回廊整備事業」により支援しています。これにより、ゴマなどの同国産品の大口輸出先である日本や世界の食料安全保障にも貢献しています。

5. 留学制度を活用した人材育成

中南米諸国の潜在能力を高め、社会経済開発に貢献し得る優秀な若手行政官や研究者などの高度人材の育成支援を実施しています。2018年度には、新しい留学生受入事業「SDGsグローバルリーダー・コース」を立ち上げ、中南米地域の持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた開発協力を推進し、わが国との中長期的で良好な関係づくりを目指した人材育成を開始しました。



ブラジル：日本の専門家とブラジルの研究者が森林を調査(フィールドミュージアム構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト) ©Tsuneaki Yabe

今後の協力としては、米州開発銀行(IDB)や民間企業など多様なパートナーとの連携を進め、日本政府が中南米政策として掲げる3つの指導理念(発展・主導力・啓発を共に)と連結性強化構想(経済・価値・知恵の連結)を踏まえ、経済基盤整備、再生可能エネルギー・省エネルギーの推進、防災人材の育成、環境保全につながる協力を進めるとともに、移民・難民問題を含む格差是正に取り組みます【➡ 下事例、P.36事例を参照ください】。また、日本と中南米のネットワーク拡大のため、親日・知日人材の育成や日系社会との連携を強化していきます。

中南米地域 地域警察制度の普及に向けた日本・ブラジル・中米間の三角協力

治安の改善を通じ、移民問題にも貢献



グアテマラ：市民と交流する警察官(コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト)

2018年10月、ホンジュラス北部から米国を目指す3,000人規模の移民集団が北上を開始し、グアテマラを越えメキシコに流入しました。中米北部3カ国で多くの移民が発生している理由は、貧困だけでなく、マラスと呼ばれる犯罪集団による暴力行為・恐喝・組織の勧誘などから逃れるためともいわれています。治安改善は移民問題の一因としても重要な課題です。

JICAは過去にブラジルで「地域警察活動普及プロジェクト」を実施し、日

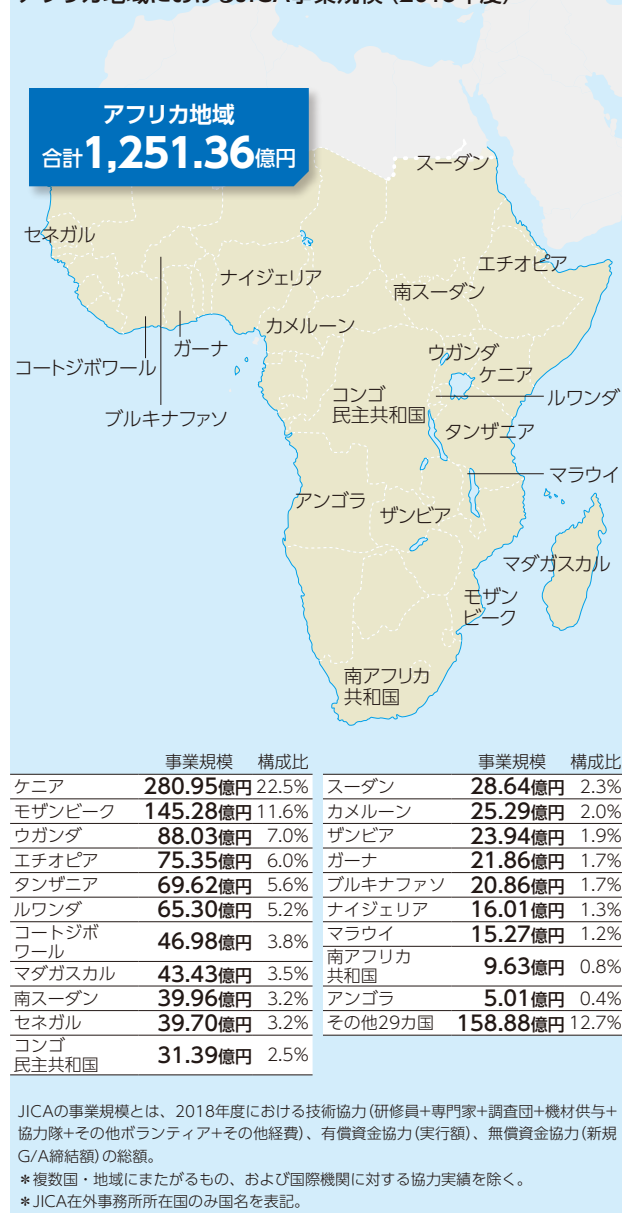
本式の地域警察制度の普及を行いました。その経験を生かして、今度はブラジル人専門家を中米諸国へ派遣する、日本・ブラジル・中米間の三角協力を進めています。

多くの移民が発生しているグアテマラでも、ブラジルでの協力経験を活用した「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」を実施中です。地域で信頼される警察官が増え、検挙数の増加や殺人件数の減少と治安改善につながっています。

アフリカ

TICAD VI公約の着実な達成とTICAD7に向けて

アフリカ地域におけるJICA事業規模 (2018年度)



地域の課題

2016年8月に開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、アフリカ地域の現状や課題を踏まえて、「経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」、「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」、「繁栄の共有のための社会安定化の促進」の3つの優先分野が合意され、日本政府は、同年から3年間での官民総額300億ドル規模(約3兆円)のアフリカへの投資を表明しました。

2019年8月に開催のTICAD7に向けては、新たな貢献策への協力が求められており、「イノベーション」と「民間連携」をキーワードに、日本政府・関係機関、アフリカ各国政府、国際機関、民間企業などとの議論が続けています。

JICAの取り組み

TICAD VIの公約達成等に貢献

2018年度は、TICAD VIで日本政府が表明した「TICAD VIにおけるわが国の取り組み」(2016年～2018年)の最終年に当たります。この3年間で、JICAは、日本政府がこの「取り組み」のなかで表明した公約の達成に大きく貢献しました。

1. ABEイニシアティブによる人材育成支援

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)では上記3年間で746人を受け入れ、一般社団法人海外産業人材育成協会(AOTS)などによる人材育成と合わせ、3年間で1,500人の受入目標達成に貢献しました。また、参加者が帰国後、アフリカでビジネスを展開する日本企業の水先案内人として活躍できるよう、日本企業でのインターンシップ、ネットワーキング・イベントの開催、帰国後のフォローアップなどの支援を行っています。

2. 質の高いインフラ投資への支援

「質の高いインフラ投資」では、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長リングの3重点地域に対し、3年間で約1,200億円の円借款、約300億円の無償資金協力を投じ、運輸・電力インフラの整備を支援しています。また、ケニア・モンバサ港、モザンビーク・ナカラ港、ウガンダ・ナイル架橋、ケニア・オルカリア地熱発電所などの案件が、日本企業を中心とする企業グループの取り組みにより次々と完成し、「質の高いインフラ投資」がアフリカの地で実を結びつつあります。

3. UHCとIFNAのイニシアティブを推進

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*の推進では、ケニア、セネガル、ガーナをUHC推進モデル国として選定し、政策借款(ケニア、セネガル)や技術協力を組み合わせた協力を実施しています。食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)の推進では、アフリカ開発

*「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

のための新パートナーシップ(NEPAD)計画調整庁にIFNA事務局を設置し、10カ国を対象に国別戦略を策定、案件を進めています。また、アフリカ29カ国にJICAボランティア等の栄養改善パートナー約350名を派遣しました。

4. 感染症対策支援の展開

TICAD VI以前からの取り組みも着実に成果を上げています。例えば、設立から40周年を迎えるガーナの野口記念医学研究所では、新たに「先端感染症研究センター」が2019年3月に完成しました。エボラ出血熱など感染力が高い病原体の検査が可能なBSL-3(バイオセーフティーレベル3)の実験室が整備され、感染症の早期発見や早期封じ込めを目指しています。

5. 「水と衛生」への取り組み

2008年のTICAD IVで日本政府が表明した「水の防衛隊」は発足から10年を迎えました。2018年6月までに21カ国に260人のJICAボランティアや技術協力専門家が派遣され、村落での井戸の建設・維持管理から都市部での水道の整備、飲み水の問題からトイレの利用促進や衛生意識の向上まで、幅広く「水と衛生」の問題に取り組んでいます【→ 下事例、P.45事例を参照ください】。

6. CARDによるコメ生産増への支援

同じくTICAD IVで表明した「2008年から2018年までの10年間でコメの生産量を倍増させる」との目標も達成が確実になりました。目標を先導してきたのは、JICA



エチオピア：国立イネ研究研修センター強化プロジェクト[写真提供：Abenezer Zenebe]

と国際NGOアフリカ緑の革命のための同盟(AGRA)が共同で立ち上げた「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」です。コメの生産量は、2008年の年間1,400万tから、2018年には2,800万tに達したと推定されています【→ P.8を参照ください】。

今後、TICAD VIでの公約達成に着実に貢献してきた実績と、TICAD7での機運の高まりを踏まえて、TICAD7での新たな公約の達成に着実に貢献し、アフリカと日本の「信頼」の絆をより強固なものにしていきます。特に「イノベーション」と「民間連携」の促進により、より効果的な協力の実施と、より広範なパートナーシップの形成に努めます。

南スーダン 都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ2

国境・大陸を越える水道技術、先進事例から学ぶ国づくり



ウガンダ：水質検査の実習を受けるSSUWCスタッフ
[写真提供：株式会社TECインターナショナル]

本プロジェクトでは、南スーダン都市水道公社(SSUWC)職員が、第三国研修を通して水道事業の経営改善の先進事例を学んでいます。

南スーダンは2011年に独立した新しい国であり、SSUWCは、内戦の影響などによる水道施設の不十分な維持管理や漏水などの課題に直面しています。

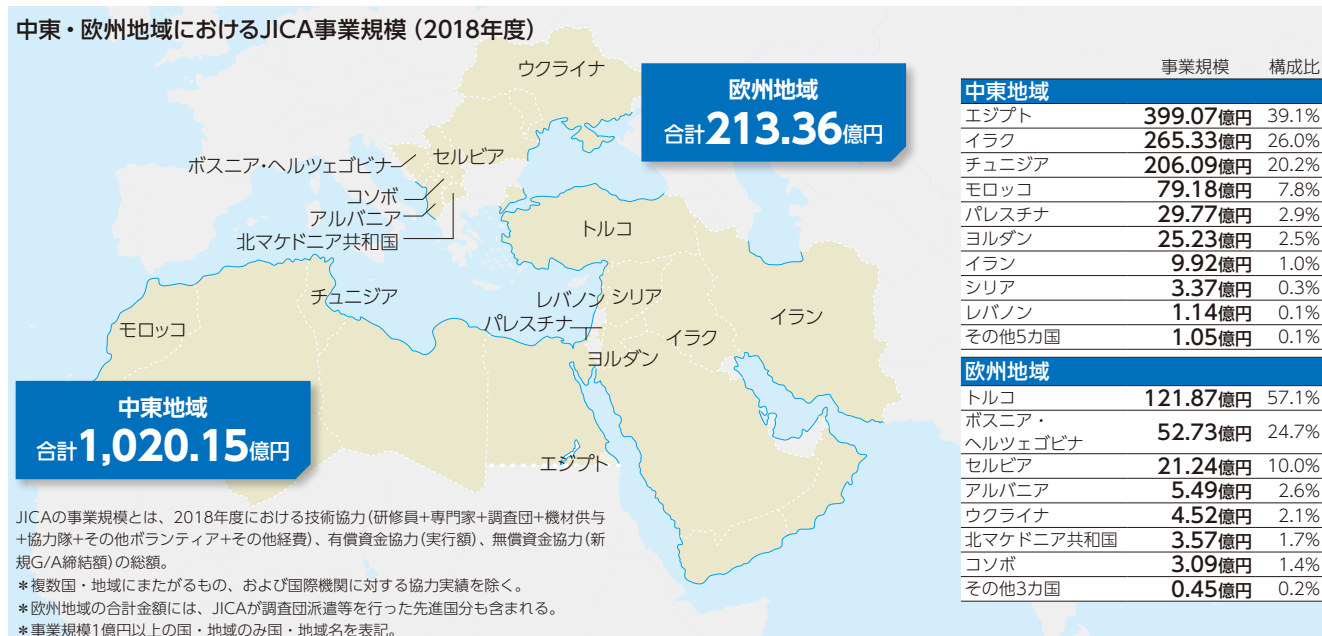
SSUWCからの研修員たちは、ウガンダの上下水道公社とカンボジアのプノンペン水道公社を訪問し、同様の課題を克服してきた両国の経験から、そのノウハウを学びました。研修後、

SSUWCでは水道事業改善行動計画を作成し、「ウガンダやカンボジアのように、南スーダンも課題を克服できる」という自信を持って、計画の実践を開始しています。

工夫を凝らした第三国研修が国連から優良事例として評価され、国連南南協力室の「持続可能な開発のための南南協力と三角協力におけるグッドプラクティス2018年第2巻」に掲載されました。

中東・欧州

地域の安定化、質の高い成長、人材育成などの課題に向けて



地域の課題

中東地域では2011年に始まった「アラブの春」以降、多くの国で不安定な状況が続いています。シリア危機などに起因する難民問題や、過激派組織「イスラム国（ISIL）」から解放された地域などに対する中長期的な支援が求められています。具体的には、復興と持続的な経済成長のためのインフラの整備やガバナンス支援、国の発展を支える人材育成、また、社会の不安定化の背景にある格差是正、若年層の雇用創出を視野に入れた投資環境整備などの支援が必要とされています。

欧州地域においては、地域安定化のため、経済成長に必要な民間セクター開発支援、EU加盟に向けた取り組みへの支援、行政改革やガバナンス強化に関する支援が必要とされています。

JICAの取り組み

1. 地域の安定化に向けて

長期化するシリア危機への対応として、2017年度にシリア人留学生の日本の大学院での受入れを開始し、2018年度は20名が来日しました。また、難民受入による公共サービスの対象者増に伴う負担が深刻なヨルダンに対し、廃棄物処理能力の強化に向けた無償資金協力を開始。ビジネス環境の改善、若年層・女性・シリア難民

を含む雇用促進などへの支援を目的とした開発政策借款を承諾しました。加えて、シリア難民受入ホスト国であるトルコでは、ホスト自治体のインフラ整備への資金協力を実施しました。

中東和平への貢献として、日本政府が提唱する「平和と繁栄の回廊」構想実現に向けたパレスチナにおける「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の開発・運営能力向上への支援を継続し、15社が操業開始しています（2019年3月末現在）。また、JAIP開発を支援する産業振興プロジェクトの実施を決定しました。

イラクでは復興・開発に向けたインフラ整備を重視し、バスラ上水道整備事業（第二期）、灌漑セクターローン（フェーズ2）、クルド地域上水道整備事業（第二期）の円借款案件を承諾しました。

西バルカン地域では、中小企業振興を支えるためのメンターサービスの拡充支援などを通じて域内協力を進め、日本政府が提唱する「西バルカン協力イニシアティブ」の推進に貢献しました。

2. 「質の高い成長」に向けて

中東・欧州地域の国々は概ね中所得国ですが、さらなる成長のため、ガバナンス支援、日本の技術・知見を活用したインフラ整備、環境、教育・保健、中小企業などの分野での支援を通じた「質の高い成長」を推進しています。

ガバナンス強化では、エジプトにおける統計の質の向

上を支援する技術協力プロジェクト、ウクライナの財政
再建や金融制度改善を支援する財務大臣アドバイザーの
派遣などを実施しました。

また、日本の技術・知見を活用した支援として、エジプトにおける地下鉄、太陽光発電所、空港などの整備、チュニジアでの安全な水の安定供給を図る海水淡水化事業や安定した電力供給に向けた発電施設の建設支援、モロッコにおいては、投資促進に貢献するべく、港建設に向けた調査などを支援しています。パレスチナでは、廃棄物管理のための無償資金協力の実施が決まりました。

EU加盟に向けてEU基準への適合を目指す欧州地域の国々に対しては、環境分野を重点分野として協力を進めており、下水処理施設の整備支援、廃棄物管理強化および大気汚染対策など行政の能力強化を支援しています。

教育分野では、エジプトにおいて、「エジプト・日本教育パートナーシップ」に基づき、日本への留学生受入（2018年度は169名）や、小学校での掃除・学級会などの特別活動をはじめとした日本式教育導入に向けた円借款、就学前教育・技術教育における技術協力を実施しています。その結果、「エジプト・日本学校」(EJS)が2018年に35校開校し、日本式教育の普及を推進しています【→ P.57事例を参照ください】。

今後も引き続き以下の取り組みを進めていきます。

- 中長期的な対応が求められる難民問題に対し、国際機



トルコ：グループワークを通して、シリア人とトルコ人の子どもたちの相互理解を深める(シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査)

関などさまざまなパートナーとも連携して難民と難民受入ホスト国に対する支援に継続して取り組みます。また、「地域安定化」と人間の安全保障の確保に向け、域内の信頼醸成を通じた中東和平、ISILなどから解放された地域の復興に向けた支援などを推進します。

- 持続的な経済成長に向け、日本の技術・知見も生かしたインフラ整備、教育・保健、ガバナンス強化、中小企業支援などを通した「質の高い成長」を支援します。
- 復興・開発を担う人材の育成に対し、日本式教育の導入も念頭に置き、留学、技術協力、資金協力などのスキームを活用した包括的な支援に取り組みます。

イラク クルド地域電力セクター復興事業

国際機関と連携したクルド地域向け初の円借款事業



移動式変電所

この事業はイラク北部のクルド地域向け初の円借款事業です。経済・社会活動の基盤である電力セクターのなかでも、特に立ち遅れていた変電所の建設、移動式変電設備や資機材の供給、電力研修センターの整備などを行うことで、同地域の電力供給の安定化に貢献しました。

2008年の事業開始当時、紛争や経済制裁の影響に加え、長年にわたる新規投資・維持管理の不足などにより、イラクの電力セクターは大幅に機能が低下していました。特に同地域では、

1日の停電時間が12時間を超えるなど、市民は慢性的な電力不足に悩まされていました。しかし、2018年9月、事業が完成し、住民の電力へのアクセス拡大や運営維持管理を担う人材育成に貢献しています。

なお、本事業では、イラク復興支援の初期からクルド地域の電力セクターに関与してきた国連開発計画(UNDP)が調達支援・案件監理業務を実施しました。UNDPの現地ネットワークや知見も活用することで、スムーズな事業実施が実現しました。



貧困削減



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

貧困層が直面する複合的な課題の解決を支援

課題の概要

開発途上国全体の貧困人口は、1990年の47%から2015年には14%に減少しました^{*1}。しかし、サブサハラ・アフリカでは、今も貧困層の割合は人口の約35%に上ります^{*2}。また、全世界でいまだ約7億人が1日1.90ドル未満で暮らす貧困状態にあり^{*3}、貧困から脱却した人々も、病気や事故、紛争、自然災害、市場の変化などにより、再び貧困層に転落する可能性のある脆弱な立場に置かれています。

現在、所得を基準とした国際貧困ラインが貧困層の定義に用いられていますが、貧困層の多様な実態を踏まえ、教育への機会や基礎インフラへのアクセスなども加味した、多面的な貧困定義も模索されています。特に近年は、大規模な自然災害、環境破壊、テロ、金融危機が貧困層の生活に深刻な影響を与え、貧困を増幅・拡大させる要因となっており、こうしたリスク要因に対応し、貧困削減を進めるためには、さまざまな分野や側面を横断して取り組むことが一層必要とされています。

「あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」へ貢献します。

JICAは開発途上国における人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備などの各種事業において、①貧困層を直接的な支援の対象とする「貧困対策」、②直接的に貧困層を対象としないものの、貧困層が当該事業から得る便益を増大させるような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の2つを軸として、事業の形成・実施を進めています。

また、JICAは、貧困層の良質かつ多様な金融サービスへのアクセスと活用、消費／支出の平準化、資産形成、リスクへの対応、所得の多角化と拡大を支援し、生活の安定と経済活動への参画を促します【➡ 下事例を参照ください】。

さまざまな障壁を抱える貧困層を対象とした取り組みは、マルチセクトラルなアプローチが必要であり、政府以外の多様な主体の役割がますます重要になっています。そのため、公的セクターの支援や市民社会との連携に加え、国内外の民間セクターとの連携も積極的に進め、貧困削減を後押しします。

JICAの取り組み

JICAは、開発の恩恵から誰一人取り残さない世界の実現を目指し、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール1

※1～3 World Bank "Global Monitoring Report 2015/2016: Development Goals in an Era of Demographic Change"

ホンジュラス 金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計向上プロジェクト

政府の貧困削減プログラム構築を支援



プログラムに参加し、小規模商店ビジネスを開始した女性

中米のホンジュラスでは、人口の35%以上が1日1.90ドル未満の収入で生活する最貧困状態にあります^{*4}。同国政府は、これまで現金給付や生計技術支援などの施策を実施してきましたが、貧困削減への効果は限定的でした。

JICAは、ホンジュラス政府と共に、最貧困層の人々の持続的な生計状態への「卒業」を目指し、新しい貧困削減のプログラム——条件付現金給付制度(CCT)の効果的な実施による支援の実証・制度化を行っています。

このプログラムでは、中央政府・地方自治体・コミュニティ・民間金融機

関などが実施している最貧困層向けのサービスを組み合わせ、①現金給付による生活の安定、②家計簿研修による家計管理能力の向上、③銀行預金の促進による資産の蓄積、④生計技術研修による収入手段の創出、⑤コーチングによるモチベーションの向上・維持、を段階的に達成します。

参加した最貧困層の多くが、既に所得や預金を増加させており、ホンジュラス政府は、このプログラムの全国展開に向けた準備を進めています。

※4 Honduras National Institute of Statistics Household Survey, June 2016

平和構築

紛争が発生・再発しない国づくりをサポート



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

課題の概要

武力紛争は人々の暮らしを根底から変えてしまいます。仕事や学校に行くことや、買い物や病院に出かけること、それまで普通だったことができなくなり、多くの人々が安全な生活を奪われ、住み慣れた土地からの避難を強いられます。紛争が終結しても、一度壊れてしまった社会システムを再構築し、経済・社会を再建し、平穏な生活を取り戻すには、息の長い取り組みが必要です。

紛争の発生や再発を予防し、平和を定着させるには、軍事的手段や予防外交などの政治的手段とともに、社会的な格差、機会の不平等など、紛争の引き金となる問題の根本的な解決に取り組む必要があります。インフラの再建だけでなく、国民のニーズを公正に汲み上げて対応できる体制づくり、そしてコミュニティや人々のエンパワーメントにより、安定した国をつくるのが平和な暮らしにつながります。

JICAの取り組み

JICAは、紛争が発生・再発しない国づくりを支援するため、「国民から信頼される政府」と「強靱な社会」の2つの側面に注目し、中長期にわたり安定的に国家を発展させることを目的とした協力に取り組んでいます【→ 事例



スーダン：村民と州水道局職員が水場の維持管理について話し合う（ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト）

を参照ください】。

紛争直後の段階では、行政サービスを再構築するための支援を行い、紛争中に滞っていた基礎的な行政の機能を迅速に回復することで、平和な日常を取り戻すことへの国民の期待に応え、同時に国民と政府との間の信頼の回復も目指します。特に、暮らしに直結する地方行政が人々の多様なニーズを正確にとらえ、適切なサービスを提供できるようにするための協力に力を入れています。

また、長期化・大規模化する紛争の影響により難民や国内避難民となった人々への支援や、それらの人々を受け入れる国・地域へのサポートにも取り組んでいます。

ルワンダ 平和構築セミナーの開催

障害がある元戦闘員と一般障害者が紡ぐ平和への願い



裁縫の技能訓練を受ける元戦闘員【写真提供：渋谷敦志】

1994年にルワンダで大量虐殺が起きてから四半世紀。JICAは2005年から約10年間、当初は障害を負った元戦闘員を対象に、その後、対象を一般の障害者に広げ、社会参加に向けた技能訓練と就労支援に取り組みました。また、協力終了後も元受講者を継続的にモニタリングし、生活状況の変化などを確認してきました。

2019年2月、JICAとルワンダ動員解除・社会復帰委員会は、この協力の成果とモニタリング結果を内外の関係者と共有する平和構築セミナーを首都キガリで開催し、約100名が参加しま

した。

紛争の影響に苦しむ国々を含む各国の参加者は、ルワンダの取り組みに強い関心を示し、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）に向け、「紛争が発生・再発させない強靱な国づくりにはアフリカのオーナーシップと国際的なパートナーシップ、政府と住民、住民間の信頼醸成、脆弱層や紛争による敗者へのインクルーシブな支援が重要」と提言することで一同合意しました。

JICAは引き続き、「強靱な国づくり」や「誰一人取り残さない社会」の実現に取り組んでいきます。

ジェンダーと開発



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指して

課題の概要

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成される性別のことで、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持ちます。

一般に、社会における固定的な男女の役割や責任は、その地域の人々の価値観、伝統、慣習などによって無意識のうちに規定されていることが多く、各種政策や制度、組織などもその影響を受けています。また、社会通念やシステムは、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、不平等が内包されていることがあります。

持続可能な開発目標(SDGs)では、ゴール5「ジェンダー平等、すべての女性・女児のエンパワーメント」は17のゴールのなかの独立したゴールであるほか、「すべてのゴールとターゲットの進展において決定的に重要な貢献をする」横断的課題として認識されています。

JICAは、事業のあらゆる段階で、社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じる課題やニーズを踏まえ、ジェンダーの視点を組み込んでいく「ジェンダー主流化」を推進することで、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントの実現を目指しています。

JICAの取り組み

JICAは、ジェンダー平等な政策・制度の構築支援、また、母子保健、女子教育や女性企業家支援など女性・女児のエンパワーメントの推進【→ 下事例を参照ください】、女性・女児に対する暴力への対応のための能力強化、人身取引被害者の保護・自立支援などに取り組んでいます。

同時に、平和構築、農業、自然環境保全、防災、ガバナンス、インフラ開発など、その他の多様な分野においても、事業を通じて達成すべき成果や活動のなかにも、ジェンダー平等の視点を組み込んで事業を実施しています。

例えば、スーダンでの技術協力プロジェクト「ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」では、保健、給水、雇用セクターのパイロットプロジェクトへの女性の参加とリーダーシップの促進のほか、「女性と平和委員会」を通じた平和構築プロセスへの参加を推進しています。

また、インドでの円借款事業「ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業」では、従来、女性の参加が限定的だった水利組合活動へ女性農民の参加を促すとともに、女性農家の生計の向上や女性の社会経済活動への参画促進に貢献しています。

アジア地域 日本ASEAN女性エンパワーメントファンド

マイクロファイナンスによる女性のエンパワーメントへの貢献



マイクロファイナンスを利用し、起業した女性

女性の経済的自立へ向けた支援の一つとして、JICAは2016年から、ASEAN諸国を中心としたアジア地域における女性に焦点を当てたマイクロファイナンス(主に貧困層・低所得層を対象とする小規模金融)を取り扱う組織向けのファンドへ出資をしています。この出資は、女性の金融アクセス改善に向けた取り組みを促進し、域内の貧困削減や女性のエンパワーメントに寄与することを目的としています。

例えば、あるシングルマザーが、このファンドから資金支援を受けている

マイクロファイナンス機関から融資を受けて耕運機を購入したところ、農作業の効率化が図られ、収穫高が増加した事例がありました。また、融資を受けた女性が、農業の傍ら絹織物の製造事業を開始した事例など、本ファンドは女性の生計安定や経済活動に貢献しています。

こうした女性の金融サービスに対するニーズに応えることで、女性の市場経済への参加を促し、女性のエンパワーメントに貢献しています。

気候変動対策



*SDGsの17の目標のうち、関連のあるものを示しています。

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて

課題の概要

気候変動問題は、異常気象や自然災害の増加などさまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼします。経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する脅威となるものであり、世界全体で取り組むべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の新たな気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界は新たな一歩を踏み出しました。持続可能な開発目標(SDGs)のなかでも、「気候変動への対処」は国際社会の関心度が高いゴールの一つとなっています。

JICAの取り組み

JICAは「気候変動対策分野ポジションペーパー」を策定し、すべての開発事業に気候変動対策の視点を組み入れる「気候変動対策の主流化」を図るとともに、次の4つの重点取り組み課題に沿って気候変動対策への支援を実施しています。

1. 低炭素・脱炭素、気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ整備推進

経済成長が著しく、インフラ建設需要の膨大な開発途上国において、低炭素化・脱炭素化を図りながら、今後

建設が加速するインフラを気候変動に強靱なものにしていく政策・制度の整備や関係者の能力向上のほか、資金協力によるインフラ整備を支援しています。

2. 気候リスク評価と対策の強化

気候変動の影響は、あらゆる場所で顕在化しつつあり、今後の開発事業において気候リスクを考慮していく必要があります。将来の気候リスクを予測・評価し、予防・削減を重視した対策を講じる能力を向上させるための支援を実施しています【→ 下事例を参照ください】。

3. 開発途上国の気候変動政策・制度改善

気候変動対策は長期的な取り組みが不可欠です。開発途上国が自ら緩和行動計画・適応行動計画、温室効果ガスインベントリなどを策定し、実施・モニタリングできるよう、政策・制度に関する能力強化を支援しています。

4. 森林・自然生態系の保全管理強化

森林伐採や人為的な土地利用の変化は、森林・自然生態系の劣化・消失を進展させるとともに、世界全体の温室効果ガス排出量の増加という負のインパクトをもたらしています。JICAは、例えばコミュニティによる森林管理能力の強化を通じた持続可能な森林保全・利用の促進などの取り組みを進めています。

フィジー（広域） 大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト

太平洋島嶼国の気象・気候の正確な把握のための人材育成に貢献



気象観測用の測定器に関する研修の一場面

大洋州各国は自然災害が多く、特にサイクロンによってもたらされる洪水・土砂災害の被害は年々増大しています。この地域ではフィジー気象局(FMS)が気象観測・予報における中枢としての役割を担っています。こうしたFMSの気象人材育成能力の強化を通じて、大洋州各国の気象局の人材育成に貢献するべく技術協力プロジェクトが実施されました。

大洋州地域の国の多くは観測能力や機器の不足から、気象解析に必要なデータが十分ではありません。特にナ

ウルでは、これまで国家として実施できていなかった地上気象観測の開始が喫緊の課題でした。

プロジェクトによる支援の結果、ナウルは2018年12月に初の地上気象観測と世界気象機関(WMO)への気象通報を開始しました。地上気象観測の空白エリアだったナウルでの観測開始によって、世界レベルで気象観測データが充実し、将来の気候変動の予測精度の向上に貢献することが期待されます。

社会基盤

強靱で持続可能な社会の実現へ



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

都市・地域開発

開発途上国の都市では、急速な都市化・人口増加による都市インフラの不足、居住環境の悪化、自然災害に対する脆弱性の顕在化、経済格差の拡大などの課題が見られると同時に、一部の国々では都市化、人口増加が落ち着き、安定・成熟した都市型社会になりつつあります。

JICAは、世界に類を見ない急速な都市化や災害を乗り越えてきた日本の経験などを活用し、各都市が抱える課題に対応しつつ、①持続可能な都市づくりのための都市政策と都市経営の実現、②均衡ある国土・地域開発の実現、③包摂性ある社会の実現、を基本的な考え方として、以下の戦略に基づいた支援を展開しています。

1. 「アジア地域」などの開発ニーズが旺盛な成長都市では、マスタープラン策定からインフラ整備まで一貫した支援を行います。成熟期を迎えつつある中進国の都市などでは、都市環境の改善や利便性・快適性の向上への支援とともに、高齢化への対応など将来的な都市課題の検討や、スマートシティなど民間企業との連携による新しいソリューションの活用も進めます。
2. 低開発なまま急速な都市化が進む「アフリカ地域」では、都市と都市、都市と地方の連担により持続的な成長軌道へと導いていく回廊開発アプローチを進めています。また、都市開発マスタープラン策定、基礎インフラ整備、制度づくり、組織・人材の能力強化など、総合的なアプローチを展開します。
3. 都市人口比率の高い「中南米・カリブ地域」では、現地適用性の高い都市開発実施・管理手法の具現化を通じて、都市化への対応能力の強化を図ります。

JICAは都市や地域が抱える問題の根本的な解決を図るため、対象となる都市・地域の実情や課題を分析のうえ、各都市・地域に適した包括的な戦略やアプローチを提案していきます。また、その実現のためにJICAの有多様な支援メニューを柔軟に組み合わせています。

さらに、開発途上国の都市・地域開発の多様なニーズに応えるには、担い手となる実施機関の組織やスタッフの能力強化や、法制度整備が不可欠であり、これらの側面にも寄与する協力を実施しています。また、「都市開発に携わる多様なアクターと協働できる体制の構築」を目指し、行政、コミュニティ、民間企業などの協働プラットフォームの提供などを行っていきます。



フィリピン：日本の海上保安庁による合同訓練を通じて、フィリピン沿岸警備隊の能力向上を支援（海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト）

運輸交通

開発途上国が持続的に成長し、貧困を撲滅するには、人や物の移動を担う運輸交通サービスの提供が不可欠ですが、その整備の遅れが貧困の要因となっているケースが多く見られます。

運輸交通インフラ整備の需要は依然として高く、民間セクターとの連携の促進や、インフラの長寿命化、効率化により、安定的な運輸交通サービスの提供が求められています。また、インフラの継続的な活用には、運営・維持管理体制の整備に加え、行政官の人材育成も急務となっています。

JICAの協力は、人や物を円滑に移動させることにより、経済社会活動を活発化させ、人々の生活改善に貢献することを目指しています。

開発途上国で運輸交通インフラの整備を行う場合、単に港、橋、鉄道などを整備するだけでは不十分です。整備したインフラを「賢く」活用するための支援をあわせて実施することが必要です。インフラの整備と有効活用に向け、インフラ整備に関する技術協力のほか、整備後の運営・維持管理に必要な人材の育成と、利用者の意識変容を促すための組織体制づくりなどの人的資源開発を進めています【➡ P.41事例を参照ください】。

また、国際場裏やハイレベル会合で示された、「質の高いインフラ」の推進に係る各種原則に沿って、インフラ整備に関する支援を行い、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを進めています。

JICAは、開発途上地域のインフラ需給ギャップを埋めるべく、国境を越えた「国際交通」、国土の調和ある発展のための「全国交通」、都市の持続的な発展のための「都

市交通」、地方の生活水準向上のための「地方交通」など、さまざまなレベルで支援を展開していきます【→ P.23、50、71事例を参照ください】。

さらに、日本政府の「自由で開かれたインド太平洋構想」の下、太平洋とインド洋地域の連結性向上、法の支配による航行の自由の確保などを通じ、アジアやアフリカの社会経済全体の繁栄・発展に貢献していきます。

情報通信 (ICT)

情報通信技術 (ICT) は分野課題を超えた共通のインフラ、課題解決の有効なツールとして、行政、社会、経済のさまざまな分野で活用されています。ICTにはさまざまな可能性があり、特に ICTを活用したソリューションを提供することで、新しい価値や仕組みを創造する「X-TECH」が進展することが予想されます。

一方、多くの開発途上国ではブロードバンドインターネットやモバイルインターネットが急速に普及している状況はあるものの、地方部を中心に、ICT基盤の普及、活用は依然として遅れています。先進国とのICT格差（デジタルデバイド）や、都市部と地方部など、国内でのICT格差が生じており、それが経済格差の一層の拡大につながっています。

また、近年、サイバーセキュリティへの対応という、

一国では対応の難しいグローバルな課題にも直面しています。しかし、開発途上国では政策や体制の未整備、不十分なセキュリティ対策などにより、対策が脆弱であり、独自の防護体制の整備が難しいことが課題となっています。

ICTを巡るこのような状況を踏まえ、JICAでは、「ICT政策策定能力の向上」「ICT人材の育成」「ICTインフラの整備」「ICT利活用の促進」の4点を開発戦略目標としています。

具体的には、基幹通信網の整備、教育・産業振興・防災などの課題分野でのICT利活用による支援、サイバーセキュリティ技術者の育成支援、地上波デジタル放送移行支援アドバイザーの派遣、そして日本の政策（「宇宙産業ビジョン2030」や「インフラシステム輸出戦略」）に基づく宇宙分野での支援などを行っています。特にサイバーセキュリティ分野に関しては、日本政府によるASEAN諸国との協力の枠組み（日・ASEANサイバーセキュリティ協力）と連携しながら、関係国のサイバーセキュリティ能力の強化を支援し、安心安全なサイバー空間の実現へ貢献しています。

今後も日本政府の取り組みにも呼応する形での日本の技術の海外展開支援に加え、JICA事業でのICT利活用促進を通じ、開発事業の効率化と効果の拡大を図っていきます。

道路アセットマネジメント・プラットフォーム

国内の知見・経験を結集、予防保全型の道路維持管理を途上国へ



バングラデシュ：SIPインフラが開発した橋梁点検ロボットカメラの操作方法などについてのOJT

道路や橋などのインフラの維持管理や老朽化対策は先進国・開発途上国に共通した課題であり、日本は世界最高水準の技術を有しています。

JICAは、2017年10月に「道路アセットマネジメント・プラットフォーム」を立ち上げ、開発途上国での予防保全型のインフラ維持管理やアセットマネジメント手法に基づいた道路行政の実現に向け、日本国内の知見・経験や人材を効果的に活用できる体制づくりを行いました。

そのなかで、内閣府が科学技術イノベーションのために11の課題で創設

した国家プロジェクトの一つである、「SIPインフラ維持管理・更新・マネジメント技術」と連携して先端技術の海外展開に取り組み、日本の先端技術をJICA事業に導入・活用するなどの新しい試みを実現させてきました。

今後は土木学会との連携を軸として、日本国内のインフラ長寿命化やアセットマネジメントに関する技術や知見を開発途上国に展開することで、道路アセットマネジメント技術の定着に向けた役割を担う人材の戦略的な育成を支援し、質の高いインフラの実現を図ります。

人間開発



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

教育、保健医療、社会保障——人々の命を守り、未来への可能性を拓く

教育

教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、持続可能な開発目標 (SDGs) のすべての目標の達成を下支えする重要な役割を担っています。また、教育を通じた多様な文化や価値を尊重する態度の醸成は、インクルーシブで平和な社会の基礎となります。

しかし、世界ではいまだ2.63億人もの学齢期の子ども・若者が不就学の状態にあり※1、6.1億人以上の子ども・若者は必要最低限の読解力や計算力を習得していないと推計されています※2。貧困、ジェンダー、障害、民族・言語、居住地域などによる格差も生じており、すべての子どもに対する良質な教育の保障が課題となっています。

また、若年失業率は増加傾向で、2017年には約13.1%に上っており※3、職業技術教育・訓練へのアクセス拡大や質の改善が必要とされています。一方、高等教育へのアクセスは着実に向上していますが、引き続きアクセスが限定的な地域もあります (例えばサブサハラ・アフリカ地域の2017年の総就学率は9.0%※4)。また、教員の育成、施設・機材の整備、研究資金の確保などが必ずしも伴っていません。教育・研究の質の面でも依然大きな課題が残されています。

そこでJICAは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育まで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう、「子どもの学びの改善」「イノベーション・産業発展を担う人材の育成」「インクルーシブで平和な社会づくりのための教育」の3つの柱を重点に協力に取り組んでいます【→ P.43、57事例を参照ください】。

また、国・地域を超えた「グローバルな学び合い」を推進するなど、多様なアクターと共に、イノベティブな解決策を創出していきます。

保健医療

開発途上国では、今もなお、適切な保健医療サービスを受けられず多くの人命が失われています。年間約30万人の妊産婦、約540万人の5歳未満の子どもが命を落とし、子どもの4.5人に1人が栄養不良による低成長の状況にあるとされています※5。また、依然、年間約845



ラオス：現地スタッフによる血液検査 (SATREPS「マラリア及び重要寄生虫症の流行拡散制御に向けた遺伝疫学による革新的技術開発研究プロジェクト」)

万人が何らかの感染症で死亡し※6、特に突発的に発生する新興・再興感染症は、保健システムが脆弱な国々にとって大きな脅威となっています。

新たな課題として心血管疾患などの非感染性疾患も顕在化しており、高齢化に伴い、財政的な負担だけでなく、ケアを行う家族の負担も増えることが懸念されます。医療費についても、健康保険などの制度の整備が不十分な開発途上国では、家計にとって過剰な医療費負担は、健康だけでなくあらゆる格差につながるとされています。

人々の健康を守るためには、「すべての人々が、基本的な保健医療サービスを、負担可能な費用で利用できること」、すなわち、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現が重要です。そしてUHC達成のためには、保健セクターだけでなく、財政などあらゆるセクターの指導者や関係者と協力することが不可欠です。JICAは国際会議を通じて、事業で得た経験や教訓の共有を進めるなど、さまざまなアクターと協力してUHC達成の重要性を広く発信し、関係者との連携強化に努めています。

また、国境を越える感染症の脅威に対しては、突発的な感染症の流行を一刻も早く食い止める必要があることから、公衆衛生検査室や研究所の能力強化、ネットワーク形成を支援し、「強靱な保健システム」の強化に平時から取り組むことに力を入れています。

※1 UNESCO Institute for Statistics (UIS) Fact Sheet No. 48, February 2018

※2 UIS Fact Sheet No. 46, September 2017

※3 ILO "World Employment Social Outlook 2016"

※4 UIS. Stat (2018)

※5 妊産婦死亡：WHO "Trends in maternal mortality: 1990 to 2015"

5歳未満の子どもの死亡：UNICEF "Levels and Trends in Child Mortality Report 2018"

低成長：WHO "Levels and trends in child malnutrition" (2019)

※6 WHO Health statistics and information systems (2016) のデータを基に算出

さらに、多くの開発途上国で深刻な課題である母子保健の向上については、各国での取り組みに加えグローバルなレベルでも対応すべく、母子手帳国際会議を共催し、母子手帳を通じたUHCの推進などについて、幅広い関係者との国際的な学び合いを促進しています。世界保健機関(WHO)に協力し、母子継続ケアを強化するための母子手帳を含む家庭用健康記録に関するガイドラインの策定にも貢献しました。加えて、子どもの死亡や将来の生活習慣病の原因となる栄養改善に関しては、農業・衛生・教育などの複数の分野が連携して取り組んでいます。

新たな脅威となっている非感染性疾患に対しては病院での治療や診断環境の整備だけでなく、予防・早期発見のための人材育成を重視し、既存の保健システムの活用の下、まずは国レベルでの対策を支援していきます。

多くのニーズに一刻も早く応えるためにも、各国の取り組みを支援するだけでなく、他援助機関と緊密に連携して、このような取り組みを加速することがますます重要になってきているといえます。

社会保障

社会保障の整備は、生活の安定や、貧困の削減を通じて社会の安定につながります。開発途上国においても国民全体の「生活の質」向上の観点から、社会保険や年金など社会保障制度の整備が差し迫った政策課題となっています。

特にアジア地域のいくつかの国々では急速に高齢化が進んでおり、介護など新たなニーズへの対応も喫緊の課題です。これらの分野では、自国の制度の構築や運用改善のために日本の知見から学びたいというニーズが高く、情報提供や意見交換を行っています。

また、障害者を含む多様な人々が社会・経済活動へ参加することは、インクルーシブかつ持続可能な成長、活力ある国づくりにつながります。日本を含む177の国と地域が批准した「障害者の権利条約」では、国際協力に障害者の参加を確保することが規定されており、障害者の社会参加を制限している社会・文化・経済・政治的あるいは物理的障壁を除去することが大きな課題です。

JICAは障害者を開発の担い手としてとらえ、開発におけるすべての取り組みにおいて障害の視点を反映し、障害者が受益者・実施者として事業を進めていくメインストリーミング化、障害者リーダーや障害者団体の育成を通じたエンパワーメント、物理面や情報面のアクセシビリティ改善などに注力しています。

さらに、開発途上国では、経済発展に伴い労働災害や職業病が増加している一方で、労働安全衛生、労働基準などの法制度や実施・監督体制の整備が不十分なため、これらの整備支援を行っています。また、若年層の雇用問題の解決に向けた取り組みとして、若年層の雇用促進を目的としたキャリアカウンセリングの制度構築も支援しています。

アフガニスタン 識字教育強化プロジェクト フェーズ2

誰も取り残さない教育を～女性も学びやすい識字教育の展開



パーミヤン県の女性識字教室

長年の内戦により学校教育の機会が奪われたアフガニスタンでは、成人識字率が約35%と世界最低水準にあります^{※7}。教育省は非識字者に識字教育を提供してきましたが、修了率は低く、識字教育の質に課題がありました。

このような状況を改善するため、JICAは教育省識字局の行政能力の強化と、コミュニティと連携した教室運営を通じて、識字教育の拡大と質の向上を図ってきました。

その結果、パイロット地域でのコミュニティと連携した識字教室では、

約3年間で2,000名以上(うち女性は1,406名)が受講し、他の識字教室より大幅に多い94%の女性が修了しました。家族の反対で教室に通えなかった女性が、村の教室運営協力者による家族への説得により、再び通えるようになった事例も報告されています。

アフガニスタン政府はこの取り組みを全国に展開していくことを計画しており、誰も取り残さない、質の高い識字教育機会の提供を推進しています。

※7 "Afghanistan Living Conditions Survey 2016-17"

地球環境



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

開発と環境の調和と、人々の安全な暮らしのために

自然環境保全

経済開発は、人間社会を豊かにする一方で、森林減少や土壌の劣化、生物種の絶滅などの自然環境悪化を招きかねず、自然環境との調和が欠かせません。

JICAは以下の戦略課題に沿って人間活動と自然環境の調和を目指した協力を実施し、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール13、14、15の達成にも貢献しています。

1. 気候変動対策(緩和・適用)と持続的な自然資源管理

開発途上国における森林・生態系保全のための政策策定や管理能力向上支援のほか、地域住民の生計向上を目指す協力を行っています。こうした取り組みは、地球規模課題である気候変動に対する緩和策(REDD+)であるとともに適応策でもあります。森林資源が豊富なアマゾン地域、コンゴ盆地、東南アジアへの支援のほか、サヘル・アフリカの角地域においては、干ばつ・砂漠化への対処として地域住民の持続的な自然資源の利用や生計向上を支援し、気候変動に対する強靭性を強化しています。

2. 保護区やバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

保護区やその周辺において、管理計画の策定や調査・モニタリング、関係者の能力向上、エコツーリズムの導入、環境教育などを通じ、生物多様性保全の支援を行っています。



インドネシア：特別保護されているミユビカワセミ(グマンパレン国立公園生物多様性調査)

環境管理

多くの開発途上国では都市化に伴う環境問題が深刻化し、健康被害など人間の安全保障を脅かす事態が生じています。経済発展が優先された結果、環境対策が遅れることも少なくありません。また、環境問題は複数の要因

が重層的に関係することが多く、短期間での解決が困難な性質があります。こうした状況を踏まえ、SDGsでも環境管理分野の課題解決に向けた目標がゴール6、11、12などに設定されています。

JICAでは特に公害の未然の防止を重視し、地方自治体、民間企業、大学、国際ドナーなどのステークホルダーとも連携しながら、環境管理を行う組織や個人の能力開発に力を入れています。また、下水処理施設整備をはじめとした資金協力事業を実施しています。

1. 廃棄物管理・循環型社会の構築

廃棄物の問題は国の経済発展との関係性が強いいため、公衆衛生の改善や環境負荷の低減、循環型社会の構築まで、個々の発展段階に応じた支援を実施します。近年問題となっている海洋プラスチックごみ問題への対策も進めています。

2. 水環境・大気などの汚染に対する対策

下水処理施設整備と運営・維持管理能力強化の一体的支援、都市を主な対象とした水環境管理や大気汚染対策などへの取り組みを通じ、正確な実態把握とそれに基づく政策・制度・規制、施設の整備、組織や人材の能力強化を支援します。

水資源

水は飲料水や生活用水としてだけでなく、食料生産や経済活動に必須な資源として人間の生活を支えています。しかし、2015年時点で29億人以上が水不足の影響を受けているといわれており*、水資源を巡る問題はさらに深刻化すると予測されています。SDGsでは「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」(ゴール6)を定めています。JICAはゴール6の達成に貢献するため、以下の協力を実施しています。

1. 安全な水の供給

都市部に対しては、日本で水道事業を担う地方自治体とも連携し、資金協力による施設整備とともに、水道事業の経営改善や水道サービスの向上を目指す能力強化を行っています【→ P.33事例を参照ください】。地方部に対しては、安全な水源を確保した給水施設の整備と持続的な維持管理体制の強化を支援し、干ばつなどの気候変動の影響に対する強靭性や、栄養・保健などの改善にも寄与する協力を行っています【→ P.45事例を参照ください】。

* United Nations "The Millennium Development Goals Report 2015"

2. 統合水資源管理の推進

水を巡る利害の対立を解決するため、多様な関係者の合意形成、水資源に関する科学的情報の整備や水資源管理計画の策定・実施能力の強化について、気候変動や防災の主流化への貢献も重視しながら支援しています。

防災

人口増加、都市化、経済発展に加えて気候変動の影響を受け、近年では災害が頻発化し、また経済被害も拡大化する傾向にあります。開発途上国で大規模な災害が発生すれば開発の成果や持続的成長の機会が失われ、災害と貧困の悪循環から抜け出すのが困難となっています。2015年に国連で採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、日本が自らの経験を基に提案した、防災への事前投資や「Build Back Better」(より良い復興)などが含まれており、SDGsでも複数のゴールに仙台防災枠組の指標が採用され、防災は開発課題として広く認知されています。

JICAは以下のとおり、仙台防災枠組の優先行動に沿った防災協力を推進し、あらゆる開発事業に防災の視点を組み入れる「防災の主流化」を推進しています。

1. 災害リスクの削減のための計画策定・ガバナンス能力向上

科学的なデータに基づく災害リスク評価や防災計画策定に関する支援を行うとともに、広く人々の災害リスク



フィジー：気象観測用の測定器の校正に関する指導(大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト)

への理解を促進します。また、防災関連人材・組織の能力強化を通じ、中央・地方政府の防災行政機能とガバナンスの強化を図っています【→ P.27事例を参照ください】。

2. 防災・減災対策の実現

既存の、また将来の災害リスクの削減に貢献する防災への事前投資を促進するため、防災計画を基に災害に強い基幹インフラの整備を支援しています。また、災害の予警報能力や避難・応急対応体制の整備支援も実施します。さらに、発災後に以前より災害に強い社会に向けた復興を目指す「Build Back Better」の概念の下、インフラなどの復旧、政策・制度の改善、生計手段の回復など、発災から復興まで切れ目ない協力を推進しています。

ルワンダ 地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト

地方給水にイノベーション！ 施設状況をスマホで見える化



給水施設を確認する様子とWeb-GISをスマートフォンで見たときのイメージ

2006年以降、日本はルワンダの東部県の給水改善に取り組んでおり、無償資金協力や技術協力を通じ、13万人以上の人々に安全な水を届けています。

現在実施中の技術協力プロジェクトでは、スマートフォンを使って給水施設を地図上で確認できる「Web-GIS」を開発し、施設の運転・維持管理を支援しています。スマホ地図上に表示される給水施設アイコンをタップすれば、施設情報、稼働情報などを把握できま

す。オープンソースの活用により、これまで高額だったGISを、コストをかけずに簡単に利用できるようになりました。

現在、同国の水衛生公社地方給水局と協力し、このWeb-GISをルワンダ全土に展開すべく活動しています。給水施設情報をスマホ上で「見える化」し視覚的に把握することで、修理など日々の維持管理だけでなく、将来の給水計画の策定などへの活用も期待されています。

農業開発・農村開発



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

SDGsゴール2「飢餓をゼロに」の達成に向けて日本の力を結集

課題の概要

世界の食料安全保障の状況を見ると、依然として8億人を超える人々が十分な食料・栄養を得ることができず^{※1}、地域間格差も極めて大きいのが現状です。農業・農村開発分野では、持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標のなかでも特に「飢餓をゼロに(ゴール2)」、「海の豊かさを守ろう(ゴール14)」の達成に向け、経済成長に貢献する農業振興とフードバリューチェーン(FVC)、食料生産と栄養の改善などの取り組みが求められています。そのため、民間企業、大学・研究機関、業界団体などがそれぞれの強みを生かせるネットワーク強化が必要となっています。

JICAの取り組み

1. 経済成長に向けて

農産物の生産・加工、流通、消費に至るFVC全体の強化に向けた協力を実施しています。2018年度は、質が高く安全な輸出志向型のFVCの開発を目的に、ASEAN事務局と協働でASEAN-JICA FVCプロジェクト構想案の取りまとめを進めました。

また、ケニアで開発した「小規模農家による市場志向型農業を振興するための普及アプローチ(SHEP^{※2})」を他国でも展開しています。「作って売る」から「売るために作る」へ農民の意識変革を起こし、農家の所得向上を目指すSHEPアプローチは、マラウイやエチオピア、ジンバブエのほか、ネパールなどアジア地域にも導入され、農家女性の経営参画にも寄与しました。



マダガスカル：青年海外協力隊員が作成した料理本を用いた調理デモンストレーション
[写真提供：久野真一]

2. 人間中心の開発(栄養改善)

「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA^{※3})」の下、農業振興、保健、教育、水・衛生などの横断的アプローチにより、栄養改善に貢献しています。2018年4月、セネガルで栄養改善活動に向けた国別の行動計画を策定するためのワークショップを開催し、10カ国が参加しました。また、マダガスカル、ナイジェリアで栄養改善の案件形成を行いました。

3. 平和と安定、安全の確保

コロンビアでは、紛争後の農村の回復に向けた地域開発モデルづくりでコミュニティビジネスを推進しています。また、イラクでは農業・農村開発支援の方向性の検討、アフガニスタンでは稲作振興のための協力を実施中です。

4. 地球規模課題(食料安全保障)への対応

①アフリカ稲作振興(CARD^{※4})

CARDの取り組みは2008年の第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)より始まり、「サブサハラ・アフリカのコメ生産を2018年までの10年間で倍増(1,400万t→2,800万t)する」目標が達成されました。今後もコメの需要が見込まれることから「2019年から2030年までに、同地域のコメ生産量のさらなる倍増(2,800万t→5,600万t)」を目標としたCARDフェーズ2を開始しました【➡ P.8を参照ください】。これまでの協力成果を基に、有効な戦略をパッケージ化した「RICE アプローチ(Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment)」を進める予定です。

②気候変動に対する強靱性強化

天候不良や異常気象の影響を受けやすい地域を対象に、灌漑施設開発、水利組合育成、育種・普及支援、農業保険導入などの支援を行っています。アフリカ地域で天候インデックス型保険の普及可能性を調査するとともに、干ばつ被害が多いエチオピアで同保険と農業普及による相乗効果を図る技術協力を開始しました。

③持続的な水産資源管理と養殖振興

島嶼国の水産資源管理では、漁民が行政の役割を代替・

※1 Food and Agriculture Organization of the United Nations “2018 The State of Food Security and Nutrition in the World”

※2 Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion

※3 Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

※4 Coalition for African Rice Development

補完する「共同管理」についての技術協力を実施しています。また、大洋州地域の違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策の向上のための研修【▶ P.25事例を参照ください】や、内水面養殖の普及を目的とした農民間普及(Farmer to Farmer)の技術協力も行っています。

④畜産・家畜衛生

モンゴルでは、同国唯一の国立大学獣医学部において、獣医学教育の強化、社会人獣医師の育成、原虫病対策に関する技術協力を実施しています。また、キルギスでは、酪農業振興の一環として、周辺国への生乳輸出の促進や家畜の飼養管理改善と家畜衛生強化のための技術協力を進めています。

5. 新しい取り組み

①民間企業との連携

開発途上国における安定的なゴマの生産および対日輸出、ミャンマーへの農業協力をテーマに、日本企業などとの情報共有・意見交換を行うプラットフォーム会合を開催しました。こうした企業などとの連携をさらに加速するため、「JICA食と農の協働プラットフォーム」*5の設立準備を進めました。

②大学との連携

「産官学協働による農林水産分野途上国人材育成について」と題したフォーラムを農学知的支援ネットワーク*6と共催し、開発途上国からの留学生に伝えるべき日本の開発経験などについて議論しました。



セネガル：漁民と行政の共同管理により付加価値を高めたタコ【写真提供：久野真一】

③地域との連携

日本の農業協同組合の知見を開発途上国の農業・農村の活性化に生かすとともに、この活動を通じた地域のリーダー育成を目的とした協力の準備を進めました。

④イノベーション技術の利用

衛星の多様化、IoT技術などの進展により、衛星技術の活用が開発途上国の課題解決に貢献する可能性が広がっています。農業分野では、宇宙航空研究開発機構(JAXA)との連携を強化し、灌漑施設の機能評価の検証や水産分野のIUU対策における衛星利用について検討しています。

*5 詳しくは <https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html> をご覧ください。

*6 詳しくは <http://jisnas.com/index.html> をご覧ください。

キューバ 基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト

キューバに引き継がれる日本の農業技術普及



農業普及員に対するインゲンマメの栽培技術研修の様子

キューバの主食はコメですが、自給率は低く、約50%といわれています。コメの増産、自給率向上は、国の重要政策の一つです。

JICAは、2003年から15年にわたり、コメの増産を支援し、生産拡大に貢献してきました。特に、試行的な生産技術の普及システムは、キューバ政府から高く評価されています。このシステムを、インゲンマメやトウモロコシなどの基礎穀物生産にも拡大するため、2017年1月からプロジェクトが

開始されました。

キューバは、これまでの大規模国営企業重視から、個別農家の利益に焦点を当てた農業組合重視へと徐々に生産体制が変化してきています。プロジェクトでも、個々の農家へ適切な農業技術を普及する体制の整備、普及人材の育成を支援しています。

日本での研修では、「民泊」で日本の生活を体験することや、日本の農業技術普及の変遷について学ぶことができ、研修員から好評を得ています。

産業開発・公共政策



*SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。

パートナーシップを通じて実現する、公正で持続的に成長する社会

民間セクター開発

開発途上国が質の高い持続的な経済成長を実現するためには、その原動力として、民間企業の経済活動の持続的な拡大・高度化と雇用の幅広い創出を促す「産業振興」が必要です。なかでも製造業は、高い雇用吸収力と付加価値、豊富なバリューチェーン（関連するサービス産業を含む）や、外国交易（輸出可能性）、技術革新などを生み出す可能性を総合的に内包している産業であり、その振興は経済成長を指向する産業政策の要と考えられます。

また、先進国企業による直接投資と地元の裾野産業・中小企業振興との連携が、バリューチェーンの形成を通じた製造業の振興と高度化、産業人材の育成、雇用創出による幅広い階層の所得向上に重要な役割を果たし、包摂的な経済成長の実現につながります。

他方、近年の製造業は、情報通信技術や人工知能との融合が加速して第四次産業革命とも呼ばれる状況にあり、先進国がたどった経路を飛び越えた技術革新や、開発途上国で実証・普及した新技術の先進国への逆流にも注目が集まっています。また、観光産業も外貨獲得、関連企業種の多さ、雇用吸収力などの点で経済波及効果が高く、多くの国で有望な産業となっています。

このような状況を踏まえて、JICAは、①開発途上国の産業振興政策の策定やビジネス環境改善のための関連制度の整備・運用・改善、②投資促進や経済特区開発、③地場の中小企業の能力・競争力の強化や産業人材の育成、④日系企業・現地企業間の連携などへの支援を通じて、開発途上国の民間セクター開発に取り組んでいます【▶ P.49事例を参照ください】。その際、企業競争力の強化を重要視しつつ、バリューチェーンへの参画促進などのリンク強化、金融アクセス改善、イノベティブな取り組みを推進しています。

JICAはこれらを通して、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール8(包摂的かつ持続可能な経済成長)、ゴール9(産業と技術革新の基盤構築・イノベーション推進)、ゴール17(パートナーシップ推進)の達成に貢献すべく取り組んでいます。

資源・エネルギー

エネルギーの安定供給は、人間の安全保障の観点からも、開発途上国において最も基本的かつ重要な政策課題



ケニア：メネンガイの地熱開発鉱区。火山国の特徴を生かし、持続可能な熱源である地熱開発を進める

となっています。一方で、CO₂総排出量の約4割は発電および熱供給に伴うものであることから*、2015年12月採択のパリ協定を踏まえ、低炭素化が強く求められています。JICAはSDGsのゴール7(エネルギー供給)とゴール13(気候変動対策)の同時達成に貢献すべく取り組んでいます。

1. エネルギー

開発途上国における低廉かつ低炭素なエネルギーの安定的な確保に貢献するため、JICAは、“3L”(Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk)をバランスよく満たす電力供給を目指し、以下の支援を展開しています。また、これらを支える人材育成も継続的に実施しています。

①電力アクセス向上と安定供給の推進

電力マスタープラン策定や電力関連技術の移転などのソフト面、アジアやアフリカ地域での発電や送配電網などの電力インフラ整備を支援しています。

②低炭素化の推進

アジア、アフリカ、中南米において地熱の資源開発から発電所建設までの開発を支援しています。また、太平洋島嶼国などでは、再生可能エネルギー100%を目指したロードマップの検討や、ハイブリッド・アイランド・プログラムとして、再生可能エネルギーの最適活用を支援しています。

2. 資源

鉱物資源の探査、操業には多くの資金と高い技術を要しますが、開発途上国の多くは、政策・法制度、地質情報、インフラなどが不足しています。JICAは投資環境整備と人材育成支援を進めており、特に人材育成では、日本国内の大学との連携による「資源の絆」プログラムを充実させ、開発途上国側との人的ネットワークの構築、

* International Energy Agency CO₂ Emissions Statistics (2018)

強化を図っています。

ガバナンス

ガバナンスは、社会全体の仕組みに関わる課題であり、開発途上国の発展の基盤となるものです。

JICAは、SDGsゴール8(経済成長・雇用)とゴール16(平和・ガバナンス)の達成に貢献すべく取り組んでいます。自由、法の支配と民主主義、市場経済といった普遍的価値の共有を通じた開発途上国の民主的な発展、市民の諸権利の保障・実現を支援するため、以下の分野での協力を行っています。

1. 民主化の促進と定着

公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、議会の機能強化、権力の監視機能としてのメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2. 法の支配の促進と定着

市場経済化や紛争後の安定化に際し、法制度の構築・改善が必要とされている国に対する人材育成、司法へのアクセス改善などの協力を実施しています。

3. 公正な治安維持機能・法執行機能の確立

開発途上国の治安向上に向けて、交番／地域警察活動、鑑識などの犯罪捜査技術に関する協力を、警察庁と都道府県警察などの協力を得て実施しています【→ P.31事例を参照ください】。



ウクライナ：メディアトレーニングセミナーで講義を行う日本人専門家

4. 行政の機能強化と質の向上

開発途上国の総合的な行政機能を強化するため、中央政府の幹部人材の育成、公共サービス改善につながる公務員研修の強化、地方自治体の計画策定能力の強化などに取り組んでいます【→ P.29事例を参照ください】。

5. 財政の効果的で持続的な運営

多くの開発途上国では、財政基盤が脆弱なうえ、歳出管理の規律性・持続性が不十分なため、持続的な歳出管理や歳入基盤の強化、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化を支援しています。

6. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成

金融分野は経済活動を支える重要な基盤ですが、多くの開発途上国は近代化の途上にあるため、金融政策の立案・実施能力強化、金融市場育成、決済システム整備に取り組んでいます。

インド 包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト

日印双方が学び合い、課題解決に役立つ商品づくりを目指す



現地ファシリテーターとのディスカッション

2018年9月1日から8日にかけて、日本企業がインド社会の課題解決に役立つ新商品・サービスを開発するのを支援する「インド・ビジネス・キャンプ」がインドのムンバイ市で開催され、6社から9名が参加しました。

このキャンプは、JICAのプロジェクトを通じて育成された人材の知識、経験、ネットワークを生かして、インド工業連盟が日本企業向けに企画したものです。

インド市場は日本とは大きく異なり

ます。参加者は、一般家庭への訪問インタビューや現地マーケットの視察を行い、また、インド人のファシリテーターとのディスカッションを通じて、現地のニーズへの理解を深め、それに合致した新商品・サービスのプロトタイプを企画・制作しました。キャンプ中には、インド企業の経営幹部とのネットワーキングの場が設けられ、日本企業とインド企業のビジネス交流と日本企業の現地進出の促進に寄与しました。



9

産業と経済発展の
基盤をつくらう

17

パートナーシップ
目標を推進しよう

民間連携・中小企業海外展開支援

経済成長を支える新しいパートナーシップ

JICAは、長年の政府開発援助(ODA)の実施で得た、開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、P.51図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

海外投融資

民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです【→ P.70を参照ください】。民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他のODA事業との統合的運用により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、国際機関との連携については国際金融公社、米州投資公社に続いて、米国海外民間投資公社と業務協力覚書を締結するなど、協調融資促進に向けた連携を進めています。

2018年度は、バングラデシュの民間総合病院事業、ブラジルの農業サプライチェーン強化事業、中南米の省エネ・再生可能エネルギー事業、パラオの国際空港ターミナル拡張・運営事業の計4案件を承諾しました【→ 下事例を参照ください】。また、JICAが出資してアジア開発銀行

に設置された「アジアインフラパートナーシップ信託基金」を通じて6案件を承諾しました。

協力準備調査(PPPインフラ事業)

官民協働による途上国のインフラ事業計画策定を支援

本制度は、官民の適切な役割・リスク分担の下、民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民連携(PPP)形態によるインフラ事業を発掘・形成するためのスキームです。民間企業からの提案に基づく調査の実施を委託することにより、海外投融資や円借款を活用したプロジェクト実施を前提とした事業計画の策定を支援します。

事業化をより促進するため、予備調査と本格調査に分けて実施する「二段階方式」を2017年度に導入、2018年度には、外国籍法人の共同提案者としての調査参画を可能とするなど、継続的な制度改善を実施しています。

開発途上国でのPPPインフラ事業では、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)、関連施設の整備遅延などによる完工リスクといった課題が多く見受けられます。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、より幅広く、開発途上国へのPPP制度の啓発、政策・制度の構築や実施能力の強化を支援するなど、事業化に向け

パラオ パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業

日本の空港運営ノウハウを生かして観光産業発展に貢献



完成予想図

JICAは2019年3月、双日株式会社、日本空港ビルデング株式会社、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が、パラオ政府と共同で実施する「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」に対して、融資契約を調印しました。コントラクターには大成建設株式会社が選定されており、わが国のインフラ輸出戦略を後押しするオールジャパンで取り組む案件です。

本事業は同国唯一の国際空港であるパラオ国際空港の旅客ターミナル施設を拡張・改修し、運営・維持管理を行

うものです。これにより、旅客ターミナルの混雑解消、利便性の向上、商業施設の充実などを図り、パラオの観光産業発展につなげていきます。

同国にとって初のPPP事業であり、JICAにとっては、2015年に公示・採択された協力準備調査(PPPインフラ事業)から支援してきた案件で、大洋州地域で初の海外投融資となります。2019年は日本とパラオの外交関係が樹立して25周年に当たり、両国のパートナーシップを象徴する事業でもあります。



た包括的な取り組みをさらに推進していきます。

中小企業・SDGsビジネス支援事業

途上国のSDGsに貢献するビジネスの形成・展開の検討を支援

2012年3月、日本政府による「中小企業海外展開支援大綱」が改訂され、中小企業の海外展開へのオールジャパンの支援体制にJICAも加わりました。2015年2月に閣議決定された開発協力大綱でも、中小企業を含む民間の活動を開発途上国の経済成長を促す大きな原動力ととらえています。こうした背景の下、JICAの中小企業海外展開支援事業では、2018年8月末までに中小企業からの提案を延べ715件採択しています。

これとは別に、大企業等も対象に加え、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するビジネスの事業化調査を支援する「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」や、『日本方式』の技術普及と開発途上国の課題解決の両立を後押しする「民間技術普及促進事業」をこれまで実施し、前身の制度を含め2018年8月末までにそれぞれ129件、108件を採択しています。

2018年9月、民間企業による提案型事業であるこれらの事業を「中小企業・SDGsビジネス支援事業」として再編・統合しました。あわせて、原則中小・中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とし

た「SDGsビジネス支援型」の2つの区分を設け、提案企業が制度をより選択しやすいものとししました。

この事業では、日本が持つ製品・技術を自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を望む民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指しています。

目的別に3段階の支援メニュー

中小企業・SDGsビジネス支援事業は、各企業の製品・技術の活用方法を、創意工夫に富んだ企画により提案いただく公募提案型の事業です。ビジネスの段階に応じて、目的別に3つの支援メニューを提供しています【→ 下図を参照ください】。

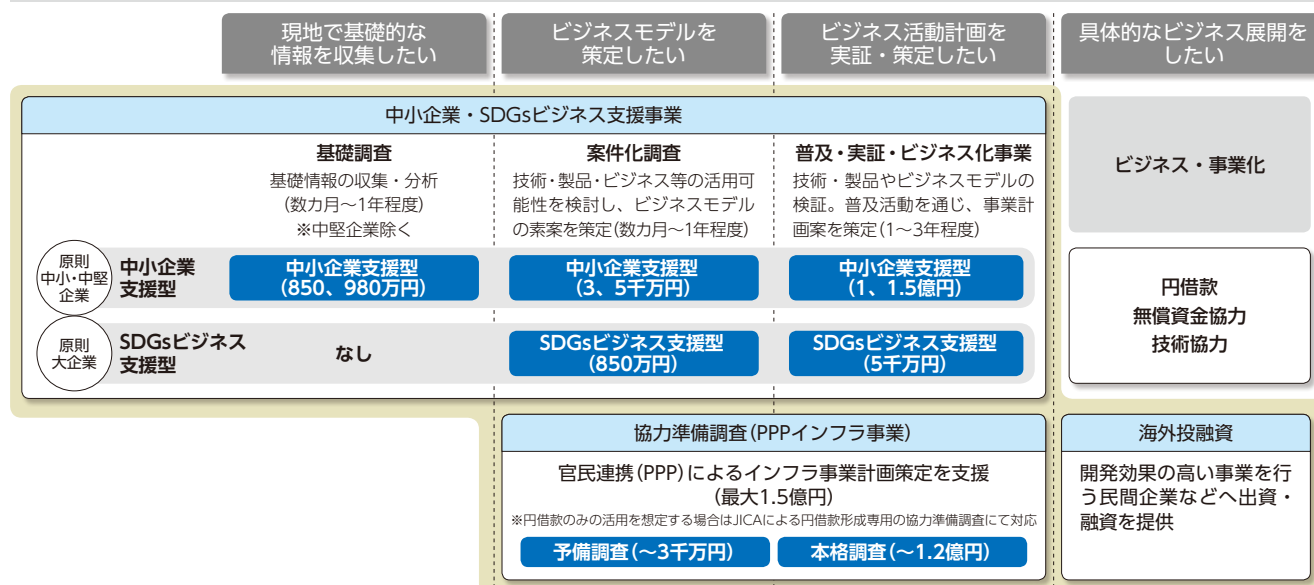
1. 基礎調査

中小企業のみ対象で、開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報収集を支援します。2018年度は26件を採択しました。

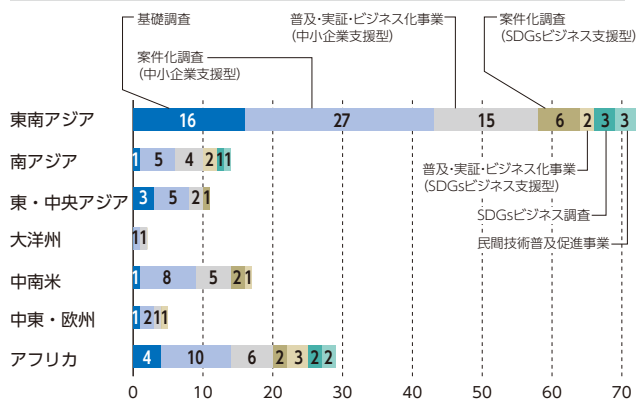
2. 案件化調査

開発途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品ノウハウなどを活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。2018年度は、中小企業支援型は58件、SDGsビジネス支援型は11件を採択しています(※SDGsビジネス支援型は新設のため1回分のみ)。

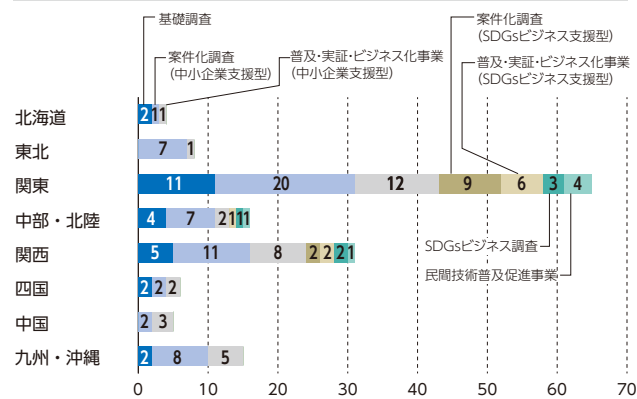
支援メニューと事業化への流れ



2018年度 地域別採択案件数



2018年度 国内の地域別採択案件数



3. 普及・実証・ビジネス化事業

開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品ノウハウなどの実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品などへの理解促進、ODA事業での活用可能性の検討などを通じた事業計画案の策定を支援します【➡ 下事例を参照ください】。2018年度は、中小企業支援型は34件、SDGsビジネス支援型は9件を採択しています（※SDGsビジネス支援型は新設のため1回分のみ）。

なお、SDGsビジネス支援型の前身となる上述の「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」、「民間技術普及促進事業」については、2018年度前半にそれぞれ6件を採択しています。

地域の活性化にも貢献

中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて全国の中小企業の海外展開を支援することは、海外展開の取り組みでありながら、国内での地方創生や地域活性化にも貢献するものとなっています。例えば、企業が海外事業に取り組むことや地域の伝統技術、地元大学との共同開発技術などが海外で活用されることなどを通じて、地域経済の活性化にも寄与しています。

2018年度は、全国各地で「中小企業海外展開支援セミナー」を250回以上（参加者1万人以上）行いました。開発途上国側のニーズを発信する「途上国課題共有セミナー」も2回開催し、多くの参加者から有益な内容だったとの評価を受けました。

ミャンマー 安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築に係る普及・実証事業

日本基準の「医療用酸素供給システム」を導入、現地工場設立へ



酸素ボンベの取り扱いを指導中

治療や手術などの医療行為に欠かせない「医療用酸素」。日本では医薬品として位置づけられ、厳しい管理基準が定められています。一方、ミャンマーでは明確な法制度、規制、管理基準がありません。不適切な管理による酸素ボンベの事故なども発生しており、供給・配送体制の構築、各種基準・規格の整備が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、北島酸素株式会社（本社：徳島県徳島市）は、24時間365日体制で高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島ROCシステム」

をミャンマーへ導入。JICAの支援の下、5つの病院を実証サイトとして、酸素の充填、病院への配送、病院関係者への研修を実施しています。

ミャンマーの保健省からは高い評価を受けており、医療用酸素の基準策定への助言も求められています。

2018年10月には医療用酸素の充填工場（現地法人）を設立。既に民間病院を中心に酸素供給システムなどの販売実績を積み上げており、普及・実証事業後の持続的な事業活動が期待されています。

地球規模課題対応 国際科学技術協力 (SATREPS)

共に「知」を創造する国際協力

年々深刻化する地球温暖化、自然災害、感染症などの地球規模の課題は、一国や一地域だけで対応することは難しく、国際社会が共同して取り組むことが求められており、科学技術によるイノベーションが課題解決に大きな役割を果たすものと期待されています。

このような状況のなか、JICAは2008年度から地球規模課題対応国際科学技術協力 (Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development: SATREPS) を開始しました。日本の科学技術をベースに、日本と開発途上国の国際共同研究によって新たな「知」を創造し、その研究成果を実社会に還元することで地球規模課題の解決を目指します。

実施体制

SATREPSは、環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の4分野5領域の地球規模課題の解決につながる、新たな知見の獲得と成果の将来的な社会実装および開発途上国の人材育成を目指し、開発途上国のニーズを基に、日本と開発途上国の研究機関が国際共同研究を実施します。

外務省・JICA、文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)・国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が連携してSATREPSを支援します。

日本の研究機関からJST・AMEDに提出された研究提

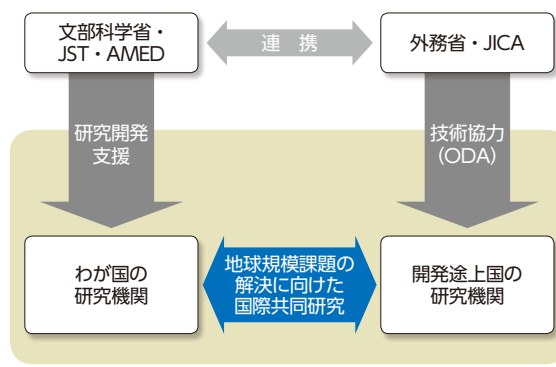


ガーナ：日本人研究員がガーナ大学野口記念医学研究所の研究員に研究手法を伝える（ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究）

SATREPS実施体制

地球規模課題対応国際科学技術協力

- 環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症分野の地球規模課題について、日本と開発途上国の研究機関が、外務省・JICAおよび文部科学省・JST・AMED連携による支援の下、国際共同研究を実施
- 共同研究を通じ、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の能力向上を推進



案と、開発途上国の日本政府に対する要請内容がマッチングした案件を対象に、科学技術とODAの観点から選考を行い、採択された案件は、JICA技術協力プロジェクトの枠組みで運営されます。

JICAは技術協力プロジェクトの実施に必要な経費（日本側研究者の派遣、相手国研究員の受入れ、機材供与、現地活動費など）を提供し、JST・AMEDは、日本国内や相手国以外の第三国で必要となる研究経費などを負担します。

案件の選定と実施状況

2018年度は、開発途上国からのODA要請が133件、日本側研究機関からの提案が117件、そのうち選考対象となったマッチング成立案件は85件でした。そのなかから最終的に9件が採択され、2008年の事業開始以来の累計採択案件は133件となりました。タンザニア、ジブチ、コンゴ民主共和国が新規の共同研究相手国となり、実施国（実施準備中を含む）は計50カ国となりました。

市民参加協力

国際協力を日本の文化に

JICAは、日本の市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

市民参加協力のうち、NGO等、地方自治体、大学・研究機関との連携事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

JICAは、NGO等との①対話、②連携、③支援を通してパートナーシップの強化に取り組んでいます。

1. 対話

2018年度は、NGO-JICA協議会などを通して、草の根技術協力事業の案件の質の向上、JICAボランティアとNGO等との連携推進、「JICAと地域ネットワーク NGO協働アクションプラン」について議論を深め、今後の取り組みの方向性・内容を確認しました。

2. 連携

NGO等の知見や経験を生かし、開発途上国の経済・社会の開発を目的に、共同で草の根技術協力事業を行っています。2018年度の採択件数は60件でした。また、「世界の人びとのためのJICA基金」では、市民や法人・団体からの寄附金を活用した事業を10件実施しました。

3. 支援

国際協力活動の効果的推進のためにNGO等向けに組織や能力強化の研修を提供するとともに、現場でのNGO等との連携強化に向け、世界20カ国にNGO-JICAジャパンデスクを設置しています。

地方自治体との連携

JICAは、開発途上国に役立つだけでなく、日本の地域の活性化にもつながる協力に取り組んでいます。そのなかでも特に重要なパートナーとして地方自治体と連携し、草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」などを通じ、地域の国際化と地方自治体や地元産業の海外展開の促進などに努めています。

北海道帯広市の提案プロジェクトに参加する株式会社とかち製菓が「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」で農林水産大臣賞を受賞するなど、開発途上国への



機械システム工学専攻で学ぶJICA留学生

貢献に加え、日本の地域活性化にも寄与しています
【➡ P.55事例を参照ください】。

大学との連携

開発途上国の開発課題が高度化・複雑化するなか、国際協力においても、幅広く高度な知見を有する大学との連携は不可欠です。大学とJICAとの連携は、援助研究、調査研究への大学教員の参画から、開発途上国における技術協力プロジェクトの包括的な実施委託に至るまで、さまざまなアプローチにより推進されています。

また、将来開発途上国で指導的立場に就く可能性のある人材や、開発途上国の課題解決に貢献する人材を育成するために、日本の大学の修士や博士課程に「JICA留学生」として受け入れています【➡ P.65、P.73事例を参照ください】。このような大学との幅広い連携を組織的に強化・推進することを目的に、国内の36大学と包括連携協定、連携覚書を締結しています。

日本で学んだJICA留学生が、母国でトップリーダーとして活躍すること、ひいては日本と開発途上国の友好関係の中長期的な維持・強化を目指して、JICA留学生受入の戦略的な拡充に取り組んでいます。

JICA留学生受入の拡充に向けた取り組み

JICA留学生の受入れ事務手続きが今まで以上に効率的に行われるよう、JICA留学生受入に関する大学との覚書を2018年度は35大学と新たに締結し、覚書に基づいたJICA留学生の受入れを28大学で実施しました。

また、JICA留学生に日本をよりよく理解してもらうため、日本の近現代の開発の歩みに関する短期講座「日本理解プログラム」を実施しました。放送大学学園と共

同で日本の近現代の開発の歩みを伝える番組も制作しました。

学校現場や市民に国際協力への理解を広げる —開発教育支援事業—

地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点から、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を学ぶことができます。また、さまざまなイベントやセミナーが開催され、市民参加の場としても活用されています。他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。

2018年度は、前年度に引き続き、持続可能な開発目標(SDGs)に関する展示やセミナーを開催し、民間企業や地方自治体からも多数の参加を得るなど、SDGsへの理解促進に取り組みました。

学校現場での開発教育推進のために

生徒・児童が、世界が直面する開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考



SDGsをテーマとした国際理解教育・開発教育で、世界に視野を広げる子どもたち

える力や、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、JICAは開発教育を推進する事業を実施しています。

2020年度以降施行される新学習指導要領で重視される「持続可能な社会の創り手」育成の具体的な取り組みが進展し、また、日本社会のなかでSDGsに関する多様な動きが起こっている現在、国際協力の豊富な知見や情報、人材を有するJICAが教育現場に対して果たし得る役割はますます大きくなっています。

このような状況を踏まえ、地方自治体、学校関係者、NGOと協力して、生徒・児童向けのSDGsの教材製作、開発教育の裾野拡大を狙った教員向けの研修やセミナー、生徒向け出前講座などの取り組みを実施しました。

タイ・マレーシア 草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」

参加企業が輸出優良事業者として農林水産大臣賞受賞



表彰式における株式会社とかち製菓 駒野裕之代表取締役と吉川貴盛農林水産大臣

2016年より実施されたこのプロジェクトでは、北海道の十勝地域で育まれてきた生産から販売までの食に関する総合的なノウハウを活用し、タイとマレーシアの食品産業の市場競争力強化や地域ブランドの確立を支援しました。

この協力をきっかけとして成長著しい現地市場への輸出に取り組む企業が現れています。なかでもプロジェクト参加企業の一つである株式会社とかち製菓(北海道中札内村)は、マレーシアでのハラル大福や餃子の現地生産、十

勝産和菓子の輸出版売のほか、十勝工場においてハラル対応を行いマレーシア政府のハラル認証を取得しています。

こうした活動が評価され、同社は「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞しました。

加えて、帯広商工会議所では、現地への進出やハラル対応の促進のためにマレーシア人の高度人材を日本で雇用するなど、日本における新たな取り組みも始まっています。

ボランティア事業

「いつか世界を変える力になる」―市民が主役の国際協力―

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。1965年にスタートした青年海外協力隊を中心とするこの歴史ある事業は、日本政府・JICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。また、日本社会の国際化と活性化に貢献できる貴重な人材を育成、輩出する事業としても、近年ますます評価、期待されています。

JICAボランティア事業とは

ボランティア事業は、1965年の青年海外協力隊派遣（ラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア、ケニアの5カ国、29名）に始まり、半世紀を超えて連綿と受け継がれ、発展してきました。累計約5万3,000人（うち青年海外協力隊は4万4,000人超）が顔の見える国際貢献の担い手として、開発途上国における活動に従事しました（2019年3月末時点）。

現在は、青年海外協力隊を中心に、シニア海外ボランティア、日系社会への貢献を目的とした日系社会青年ボランティアと日系社会シニア・ボランティア、1年未満の短期ボランティアを派遣しています。なお、50年を超える歴史のなかで、国内外の環境変化に対応し、また、より多くの方々の参加を促すために、派遣区分や制度を適切に見直すことも行ってきました。

2018年度には、2017年度秋の年次公開検証*の指摘事項などを踏まえ、従来の派遣形態を見直した新たな制度への変更を進めました。具体的には、派遣者の総称を「JICA海外協力隊」に改めるとともに、年齢別ではなく案件内容別の区分に基づく派遣を2019年度から行っていく予定です。

世界と日本を元気にする人材の育成にも貢献

近年、日本と異なる社会・文化のなかで、現地の人々と共に暮らし、共に課題の解決・改善に取り組む隊員経験は、人材育成の観点からも高く評価されています。

帰国隊員は「新たな環境のなかで、既存の枠組みにとらわれずに、周囲の人々と協働し、新たな試みを率先して実践していく人材」として、国内外で社会のグローバル化や地域の活性化などのために活躍しています。このように、JICAボランティア事業は、「世界と日本を元気にする」事業として注目されています。



パラグアイ：家計簿を使ったお金の管理を紹介するコミュニティ開発隊員
[写真提供：和田浩]

帰国隊員に対する民間企業などからの求人数は、2018年度で1,482件、帰国隊員を対象にした採用枠や受験時優遇措置などを導入する地方自治体や教育委員会も増加しています。2018年度は82自治体、40教育委員会、17大学院、1大学での導入を確認しています。

日本国内のさまざまなパートナーとの連携を強化

JICAボランティア事業では、日本国内の地方自治体、企業、大学などが有する技術や知見を開発途上国の課題解決に生かすため、これらパートナーとの連携を推進しています。

こうした連携は、開発途上国の開発課題への貢献だけでなく、各パートナーが目指す国際化に対応する人材育成にも貢献しています。2018年度に新規に派遣した連携ボランティアの人数は、自治体連携14人、民間連携13人、大学連携122人でした。

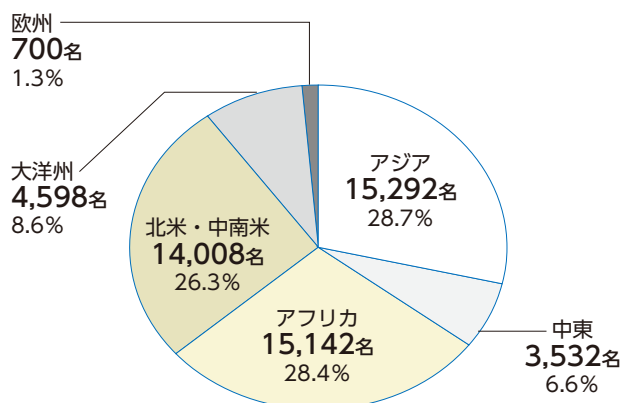
また、現職教員のJICAボランティア事業への参加により、日本の教育現場での開発教育・国際理解教育の促進や外国籍児童・生徒などへの対応にも寄与しています。2018年度に派遣した人数は124人（公立のみ）でした。

多様化する開発課題への貢献

さらに、多様化する開発途上国の開発課題に対応するため、JICAの他事業や海外の国際ボランティア機関との連携に取り組んでいます。また、ボランティア活動に関する相手国からの要請の発掘・形成から募集・選考・研修・活動中支援など、事業の各段階において開発課題の解決を視野に入れた取り組みを進めています。

* 行政改革推進会議の下、外部有識者が参加し公開で事業の検証を行うものです。

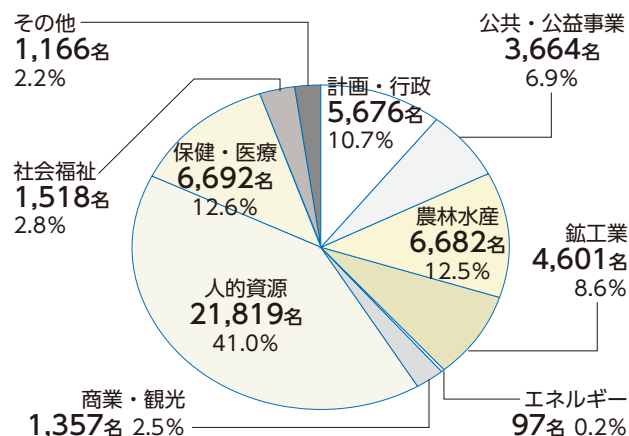
JICAボランティアの地域別派遣実績（累計）2019年3月末現在



例えば、グアテマラでは、2010年から算数教育支援を行う協力隊員をグループ形式で派遣し、技術協力プロジェクトの成果である国定教科書「GUATEMATICA（グアテマティカ）」を活用して、算数の授業の改善に取り組んでいます。2018年度は268回の研修会・授業研究を、4,208名の教師を対象に実施しました。2019年2月から3月には、全国紙にGUATEMATICAの練習問題が全24回連載されるなど、日本の算数教育支援が注目を集めています。

また、2008年の第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で創設された「水の防衛隊」として、アフリカでの安全な水へのアクセス向上や衛生状態の改善を目的に、これまで21カ国に260名以上の協力隊員を派遣してきました。

JICAボランティアの職種別派遣実績（累計）2019年3月末現在



2018年に10周年を迎え、12月にTICAD7のプレイベントとして「水の防衛隊10周年記念フォーラム」を開催。フォーラムではルワンダで活動した帰国隊員2名が、水管理組合や住民に対して行った草の根レベルでの技術普及や衛生啓発などの活動事例を紹介しました。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際貢献として日本政府が掲げる「Sport for Tomorrow」プログラムには、開発途上国の人々へスポーツの価値を伝える取り組みの一環として、体育・スポーツ分野の協力隊員等の派遣を推進することで貢献しています。

さらに、国際ボランティア会議への参加、国連ボランティア計画や米国平和部隊などとの連携を通じ、知見と成果の共有・発信を図っています。

エジプト 青年海外協力隊（学校教育）

日本の「特別活動（TOKKATSU）」をエジプトへ



キャラバンでの授業の様子。多くの保護者も参観に駆け付けた

エジプトでは学級活動や日直、清掃などの日本の教育の特徴の一つである特別活動（特活）が「TOKKATSU」として注目を集めています。2018年には特活をカリキュラムに盛り込んだ「エジプト日本学校（EJS）」が35校開校しました。

教員経験を持つ隊員11名がチームとなって、特別活動の定着を手がけるJICA技術協力プロジェクトの専門家たちと連携しながら、全国のエJSを巡回するキャラバン活動を展開し、文化

紹介や公開授業などを通して日本式の教育の普及に貢献しました。

「TOKKATSUによって子どもが自分で考え、お互い協力し合う姿が増えて、新しいカリキュラムの可能性を感じます。子どもが家の手伝いを進んでやるようになったという保護者の報告もありました。協力隊にはまた教えに来てほしいです」とEJS関係者が語るように、学力だけではない、子どもの豊かな心を育む教育が、エジプトに徐々に芽吹き始めています。

国際緊急援助

一つでも多くの笑顔を取り戻すために

JICAの国際緊急援助体制

JICAは、海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣と、緊急援助物資供与の2つがあります。

国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5種類の援助形態があります。国際緊急援助隊は被災国の要請に基づき、わが国の外務大臣が派遣を決定し、JICAが派遣の実務を担います。他方、緊急援助物資供与は、JICAが実施する活動です。

国際緊急援助隊事務局の業務

1. 国際緊急援助隊派遣

海外の被災地に対する緊急援助の実務を担うのが、JICAの国際緊急援助隊(JDR)事務局です。JDR事務局は、国際緊急援助隊の派遣が決定されると、隊員の選考、航空機の手配、携行資機材の選定など派遣の準備を行うほか、隊員が現地で円滑に活動できるよう、JDR事務局員等を業務調整員として派遣します。

代表的なチーム派遣には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チームがあります。

被災者の捜索・救助活動を実施する救助チームは、国際的な基準に基づいて世界中の救助チームの能力を評価する国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)の外部評価において、最も高い能力を有する「ヘビー(重)」級チームとして認定されています。2017年9月に発生したメキシコ地震の際も救助チームが派遣され、夜を徹して捜索・救助活動を行いました。

医療チームは、被災国での医療支援を実施します。同チームは、2016年10月に世界保健機関(WHO)から、緊急医療チーム(Emergency Medical Team: EMT)としての国際認証を取得しました。また2017年2月には、JDR医療チームが主導した災害医療情報の標準化手法「Minimum Data Set: MDS」が国際標準としてWHOに採択され、2019年3月にモザンビークで発生したサイクロン被害に対する国際救援において、JDR専門家チームの支援の下、初めて運用されました。

感染症対策チームは、国際的な感染症の流行に対応するため、2015年10月に新設され、隊員募集や研修を実施してきました。2016年7月には、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、初の派遣を行いました。また、2018年6月には同国のエボラ出血熱流行に対し派遣を行いました【➡ P.59事例を参照ください】。

2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速かつ確実に供与するため

日本の国際緊急援助体制



2018年度緊急援助実績 (2018年4月～2019年3月 計15件)

No	支援時期	被災国・地域	災害区分	援助区分	派遣人数・供与物資
1	2018年 5月	ジブチ	サイクロン	物資供与	テント、毛布、ポリタンク、スリーピングパッド
2	6月	コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	感染症対策チーム	14名
3	6月	グアテマラ	火山噴火	物資供与	テント、スリーピングパッド、発電機
4	7月	ラオス	水害	物資供与	テント、毛布、浄水器、凝集剤
5	8月	ミャンマー	洪水	物資供与	テント、簡易水槽
6	8月	コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	物資供与	テント、ゴーグル、長靴、マスク
7	9月	コンゴ民主共和国	エボラ出血熱	物資供与(追加)	疫学・サーベイランス、検査診断分野資機材
8	10月	インドネシア	地震	自衛隊部隊	74名(C-130H輸送機 1機)
9	10月	インドネシア	地震	物資供与	テント、発電機、コードリール、浄水器、凝集剤
10	2019年 3月	マラウイ	洪水	物資供与	テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド
11	3月	アフガニスタン	洪水	物資供与	テント、毛布、プラスチックシート、ポリタンク
12	3月	モザンビーク	サイクロン	専門家チーム	2名
13	3月	モザンビーク	サイクロン	医療チーム	27名
14	3月	モザンビーク	サイクロン	物資供与	毛布、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器、凝集剤
15	3月	ジンバブエ	サイクロン	物資供与	テント、プラスチックシート、ポリタンク、浄水器、凝集剤、発電機

に、JDR事務局は事前に物資を調達し、世界6カ所の倉庫に備蓄しています。2018年度は、火山噴火(グアテマラ)、地震(インドネシア)、洪水・水害(ラオス、ミャンマー、マラウイ、アフガニスタン)、エボラ出血熱(コンゴ民主共和国)、サイクロン(ジブチ、モザンビーク、ジンバブエ)など、さまざまな災害に対して、合計11回の物資供与を実施しました。

3. 平時からの応急対応への備え

いざ大規模災害が発生した際に迅速かつ的確な支援を実施するためには、平時の備えが重要です。チーム派遣に関しては年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、隊

員候補者の能力強化を図っています。

国際連携に関しては国連人道問題調整事務所(UNOCHA)、WHOをはじめとした関係国際機関などとの連携強化を図っています。また、JICAの社会基盤・平和構築部が主導するASEAN災害医療連携強化(ARCH)プロジェクトを通じて、ASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に貢献しています。

近年、世界で発生する自然災害は規模、件数ともに拡大傾向にあり、災害多発国として経験の多い日本の国際緊急援助は重要度を増しています。JDR事務局では応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門との連携を強化しています。

コンゴ民主共和国 エボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣

首都キンシャサへの感染拡大防止に貢献



コンゴ川の検疫所における活動の様子

JICAは、コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱の流行に対し、2018年5月29日に調査チームを派遣しました。調査の結果、感染者が確認されている赤道州から、コンゴ川を航行する船で人口1,300万人以上の首都キンシャサに人々が流入しているなか、感染拡大を防ぐ対策が不足しており、キンシャサで行うべき確定診断のための検査体制が十分ではないことが判明しました。

そのため、日本政府は計14名から成る国際緊急援助隊・感染症対策チームを6月11日から6月30日まで派遣し

ました。感染症対策チームは首都キンシャサで、検査診断への技術支援とサーベイランス支援(コンゴ川における検疫体制の強化、国内検疫官の指導支援、データマネジメント支援)を実施しました。

JICAは、コンゴ民主共和国に対し、2008年から保健分野に対する協力を一貫して行ってきました。2016年の黄熱流行の際も、検査診断やワクチン接種キャンペーンを支援するため、感染症対策チームを派遣しました。今回は同国への2度目の派遣です。

研究活動

日本の開発経験や国際協力についての研究・発信を強化

JICA研究所は、開発協力を通じて蓄積してきた多くの経験とノウハウを生かし、「開発途上国における開発課題分析とJICA事業戦略への貢献」と「国内外への発信強化と開発協力の潮流形成」を主要な目的として研究業務を行っています。

研究業務を通じて得られた成果は、ワーキング・ペーパーや政策提言をまとめたポリシー・ノート、書籍の発行、ナレッジフォーラム*やセミナー・シンポジウムの開催、国際会議における発表など、多様なチャネルを通じた発信を図っています。

研究活動の基本方針

1. 複合的視点

分野横断型の研究を実施し、開発途上国の諸問題を、人間・国家・市場・社会といった複合的な視点から分析します。

2. 過去と未来の融合

世界のあらゆる開発協力機関の経験とこれまでの研究結果を踏まえ、未来の開発協力につなげます。

3. 日本およびアジアの経験の発信

日本の成長経験と、開発協力を通じて日本が深く関わったアジア諸国の成長経験を分析し、他地域の開発協力に生かす方法を探ります。

4. 世界への発信と開かれた活動

国内外の研究機関、開発協力機関、政府組織、民間企業、NGOなどに向けて、研究過程とその成果を広く発信します。

重点研究領域

1. 平和と開発

人間の安全保障や持続的な平和をどのように実現するかとの観点から、問題の背景にある要因をより体系的に明らかにします。あわせて人道的対応、持続的な開発、持続的な平和に向けた多様な主体による取り組みを比較分析することにより、有効な支援のあり方を探ります。

2. 成長と貧困削減

インフラ事業は発展の過程で重要な役割を果たし、日本の主要な支援内容であるため、インフラ事業による経済社会的効果などに関する分析を行います。また、ドル化や海外送金といった国内経済や住民の生活に大きな影

響を及ぼす金融状況について研究を行います。加えて、アフリカ諸国のさらなる発展と貧困削減を支援すべく、コメ生産や小規模園芸農家に関する支援内容の実証分析を行います。

3. 環境と開発／気候変動

開発途上国における環境問題や気候変動への対処を考察します。自然科学分野で蓄積された知見や方法も取り入れながら、開発協力の現場での経験やデータを踏まえ、将来のJICAの環境協力に関する見取り図の提示を目指します。

4. 援助戦略

国際協力の潮流形成に貢献する研究や分野横断的な課題に取り組みます。日本の開発協力の歴史や新興国(中国を含む)の開発協力などに関する研究、そして日本の開発・開発協力の経験の取りまとめも行っています。また、「質の高い成長」の概念を体系的に整理し、理論的支柱となるような研究を行います。

2018年度の成果

これらの方針や領域に基づき、2018年度は27の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

1. 研究成果の発信

2018年度は、20本のワーキング・ペーパーを発行しました。例えば、研究プロジェクト「失われた教育機会の回復：紛争中および紛争後の教育に関する研究」の成果として、ルワンダ、ウガンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ティモールの事例をそれぞれワーキング・ペーパーとして取りまとめました。

ポリシー・ノートでは、「障害と教育」、「新興ドナー」、「人間の安全保障」、「母子保健」、「サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産の拡大(CARD)」の5つのテーマについて作成、発行しました。

研究成果を書籍としても取りまとめています。2018年度は、英文書籍が7冊、和文書籍が5冊発刊されました。

英文書籍では、研究プロジェクト「東アジアにおける人間の安全保障の実践」について、一連の研究成果をまとめた“*Human Security Norms in East Asia*”、“*Human Security and Cross-Border Cooperation in East Asia*”が発刊されました。前者では、東アジア

* 学術研究と開発協力の実務との知見の往復を推進し、国際開発に関心を持つ多様な関係者が定期的に集い自由闊達に議論する場。

地域 (ASEAN+3) で人間の安全保障の概念がどのように受け入れられ、批判され、修正され、広まったのかを明らかにし、後者では、人間の安全保障を脅かす10のケーススタディを取り上げ、人間の安全保障を実現するための具体的な実践について議論しました【➡ 下事例を参照ください】。

和文書籍では、日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析した「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第21～23弾として、大洋州の廃棄物管理、日本人移住者によるパラグアイの経済発展への貢献、南スーダンのスポーツを通じた平和構築を取り扱った3冊の書籍を発刊しました。また、青年海外協力隊の学際的研究の成果をまとめた書籍、日本の大学の国際化やODA参加のあり方に関する書籍も刊行しました。

このほか、研究プロジェクトの成果は多くの書籍や学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています。

2. 国際機関、研究機関との連携

JICA研究所は研究活動を進めるにあたって、内外の研究機関や援助機関とのパートナーシップに基づくネットワーク型の研究を重視しています。

一例を挙げると、米国のブルッキングス研究所と2年間にわたって共同で研究プロジェクト「サミットから解



米国のブルッキングス研究所との共催セミナーの様子

決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」を進めてきました。その成果である書籍“*From Summits to Solutions: Innovations in Implementing the Sustainable Development Goals*”の発刊セミナーを2018年12月に開催し、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けて世界はどのように変わるべきかについて議論しました。

このほか米国のコロンビア大学政策対話イニシアチブ (Initiative for Policy Dialogue: IPD) や世界的な開発研究者のネットワークであるGlobal Development Network (GDN)などの研究機関と共同研究を進めています。

研究内容や出版物などの詳細は ➡ [JICAウェブサイト「JICA研究所」](https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html) <https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html> をご覧ください。

「東アジアにおける人間の安全保障の実践」研究

ローカルコンテキストに即した人間の安全保障とは何か



研究を通じて、11カ国の研究者間のネットワークも構築されました

人間の安全保障の概念と実践については、国連開発計画 (UNDP)『人間開発報告書1994』に紹介されて以来、議論が続いています。

2013年から実施したこの研究プロジェクトでは、ASEAN各国 (カンボジア・インドネシア・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム) と中国・日本・韓国から研究者が参加し、各国の文脈で同概念がどのように理解されているのか、人間の安全保障に対する脅威にどのように対処しているのかを分析しました。

当該地域では人間の安全保障への脅威は、武力紛争だけでなく自然災害や感染症も含む広義なものと認識され、人間の安全保障は国家の安全保障と両立すると考えられていることがわかりました。また、人間の安全保障の実現に向けた実践については、「脅威の予防」、「国際社会の協力」、「国家間の平時からの信頼構築」の重要性が指摘されています。

こうした研究成果は、学術書籍2冊や国際学会、シンポジウムなどを通じ、幅広く発信されました。

開発パートナーシップとSDGsへの取り組み

幅広いアクターと連携し、SDGs達成に貢献する取り組みを促進

国際社会では新興国のプレゼンスが高まる一方、「自国第一主義」を唱える国が増え、民族や宗教・宗派間の対立も激化するなど、国際協調システムが揺らいでいます。一方で、2015年に国連で採択された世界共通の目標である、持続可能な開発目標（SDGs）の達成には、幅広い国内外のパートナーによる連携・共創が求められています。採択から数年が経過するなか、国内でもSDGsに対する認知や取り組みが広がりつつあります。

国際的な開発協力機関とのパートナーシップ

JICAは、SDGs達成に貢献するため、さまざまな開発協力機関と相互理解を深めるとともに、単独では解決が難しい課題に対して、他機関と補完し合いながら取り組むなど、緊密なパートナーシップを築いています。また、国際的な開発協力の議論の場で日本の経験・知見を共有し、国際的なルールづくりにも貢献しています。

2018年10月にインドネシアで行われた世界銀行グループ・IMF年次総会では、保健・教育・栄養分野への投資の重要性が議論され、北岡JICA理事長は、それを世界に発信していく「ヒューマン・キャピタル・チャンピオン」の一人に任命されました。これを機に、JICAは保健・教育・栄養分野において、一層効果的な開発協力



インドネシアで開催された世銀・IMF年次総会でのSDGsをテーマにしたサイドイベントにて。左から、UNDPシュタイナー総裁、JICA北岡理事長、コロンビア大学サックス教授、インドネシア国家開発計画省パンバン大臣

のために世界銀行との協力を深化させています。

また、2019年2月には、アジア開発銀行（ADB）とアジア太平洋地域におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）※1達成に向けた国際会議を東京で共催。北岡JICA理事長、中尾ADB総裁らが共にUHC達成に向けた優先課題を議論し、今後のさらなる連携の重要性を確認しました。

※1 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

第2回南南協力ハイレベル国連会合（BAPA+40）

新興パートナーとの共通の規範づくりに向けて



BAPA+40サイドイベント「効果的な三角協力のためのグローバル・パートナーシップ・イニシアティブ」

開発協力を実施する新興国が年々増加するなか、2019年3月にアルゼンチンで開催された第2回南南協力ハイレベル国連会合（BAPA+40）は、新興国が進める南南・三角協力の役割を議論する重要な機会となりました。

伝統的なドナーは経済協力開発機構開発援助委員会（OECD DAC）の共通ルールに従っていますが、南南・三角協力には、そのような共通のルールがありません。効果的かつ効率的な開発協力のためには、関係者間で共通の価値観を形成することが重要です。

JICAは、BAPA+40に向け、長年の南南・三角協力の実績に基づく知見やネットワークを生かし、新興国をはじめさまざまなアクターと国連やG20の場で議論を重ねました。その結果、「南南・三角協力はSDGs達成のための重要な手段であり、効果的な実施方法や規範を形成していくことを会議の成果文書に盛り込むべき」とのJICAの主張は、概ね受け入れられました。

今後、この合意を踏まえて、新興パートナーとの共通の規範づくりをさらに進めていくことを目指しています。



新興国とのパートナーシップ、南南・三角協力

伝統的な開発協力機関に加え、韓国、中国、タイ、インドネシア、ブラジル、トルコなどの新興国が開発協力実施国となり、影響力が高まっています。透明性が高く効果的な協力を推進するため、JICAは新興国との対話を通じて、開発協力に関する国際的なルールづくりや、効果的な開発協力実施手法の共有を進めています。

例えばJICAは、新興国と開発途上国の開発経験の共有を促進する南南・三角協力を、新興国との開発協力に関する国際的なルールづくりを進めるうえで有用な取り組みと考えています。そのため、南南・三角協力の新たな枠組みを定める「第2回南南協力ハイレベル国連会合」に向けたプロセスで議論をリードし、重要な国際ルールを明記した同会合の成果文書の採択に大きく貢献しました【→ P.62事例を参照ください】。

また、中国輸出入銀行、韓国国際協力団(KOICA)や韓国輸出入銀行対外経済協力基金(EDCF)との定期協議などを実施し、JICAの知見を共有することで、新興国による効果的かつ効率的な国際協力の実施に貢献しています。

SDGs達成に向けたJICAの取り組み

JICAは、SDGs達成に向けた方針の下、国内外でさま

SDGsの17ゴール



ざまな取り組みを進めています※2。国外では、相手国のSDGs関連政策や実施体制の強化を支援するため、インド政府と円借款貸付契約を調印し、インドネシアでは技術協力を開始しました【→ 下事例を参照ください】。

国内では、さまざまなステークホルダーのSDGsへの理解を促し、JICAとの連携を推進しています。例えば、JICAは関西圏のSDGs理解促進・協働の場「関西SDGsプラットフォーム」※3の事務局の一翼を担っており、国連本部でのパネル展示をはじめ広範な活動を展開しています。また、幅広い層へのSDGs理解促進につなげるため、東北大学SDGsシンポジウム(仙台)などのイベントに参加・協力しているほか、SDGs目標年の2030年に世界を担う、大学生をはじめとする次世代を対象とした講義・ワークショップにも力を入れています。

※2 JICAのSDGs達成に向けた方針、その他の取り組みはウェブサイトで公開。
<https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>

※3 「関西SDGsプラットフォーム」サイト <http://kansai-sdgs-platform.jp/>

インドネシア 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施体制強化プロジェクト

途上国政府のSDGs実施体制強化に貢献



インドネシア政府職員、大学教員、メディアなどへのJICA専門家による活動計画発表の様子

インドネシアはSDGs実施に関する大統領令を公布するなど、国を挙げてSDGs達成に向けた取り組みを推進中です。

JICAは同国に対し、SDGs指標・データの整備状況などを確認するための調査を2017年から実施。入手可能な指標・データが全体の4割弱にとどまるなどの結果を踏まえ、2019年3月、インドネシア政府のSDGs実現に向けた実施体制の強化を図る協力を開始しました。

プロジェクトでは、①SDGs指標の

定義や目標値の設定、②指標を達成するための行動計画の策定、③モニタリング・評価システムの構築、④関係省庁や企業、教育機関などとの知見の共有、に取り組めます。

プロジェクトを通じて、「児童労働者の割合と性別・年齢別人数」などのSDGsグローバル指標データが整備されることで、インドネシアの人々が抱える課題のより正確な把握と的確な施策の検討が可能になります。また、両国の幅広いアクターによる取り組みと共創の推進が期待されています。



移住者・日系人支援と日系社会との連携強化

中南米全体で約213万人の日系人が、さまざまな分野で活躍し、移住先国の発展や日本との懸け橋として重要な役割を果たしています。

JICAは、戦後の国の政策による中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。現在は、日系社会の成熟や世代交代による課題の変化に対応した支援と、日系社会との連携強化に取り組んでいます。

主な事業と取り組み

1. 新たな連携に向けて

2018年は、明治元年に日本人が初めてハワイに集団移住した年から150年。ハワイで行われた第59回海外日系人大会では、北岡理事長が記念講演を行いました【→ P.8を参照ください】。

2018年6月には、「中南米日系社会ネクストリーダーズ・フォーラム」を外務省と共催し、外務省により招へいされた日系社会次世代リーダー、JICAの日系研修員や留学生、在日日系人、在日日系社会に関心を持つ日本の若者など約180名が、さまざまなテーマについて意見交換しました。

また、2019年1月には、日系人ビジネスリーダーとの関係構築や、事業展開の可能性を日本の企業や地方自治体関係者に紹介する目的で、南米5カ国から12名を招へいし、福岡県、長崎県を訪問しました。

2. 知識普及

JICA横浜の海外移住資料館では、海外移住の歴史や移住者・日系人への理解促進を目的に、移住者の渡航関連記録や移住者からの寄贈資料の常設展示、さまざまなテーマでの企画展示、関連図書・映像資料を収めた図書資料室やウェブサイトによる情報提供と調査研究を行っています。2018年度の訪問者は4万4,296人、開館以来の訪問者は56万人を超えました。

2018年度の企画展示としては、「日伯110年の絆—在日ブラジル人：在日30年をむかえた日系人の歴史と日常」「ハワイ日本人移住150周年記念企画展示：元年者に始まるハワイ移民と邦字紙が果たした役割」「ペルー日本人移民120周年記念企画展示：マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」を開催しま



中南米日系社会ネクストリーダーズ・フォーラム

した。

3. 移住先国での支援

ボリビアの移住地診療所とブラジルのアマゾン病院の運営、ブラジル、ボリビア、ドミニカ共和国での巡回診療や高齢者福祉事業、ブラジル、アルゼンチン、ドミニカ共和国、ペルー、コロンビアでの日系日本語教師を養成するための事業を助成しました。

4. 次世代の人材育成

体験入学やホームステイなどを通して、日本の文化・社会への理解を深め、日系人としてのアイデンティティを向上させるため、移住者の子孫である中学生、高校生、大学生対象の招へいプログラムを実施し、2018年度は合計100人を受け入れました。

また、日本の大学院で就学する日系人に対する側面的な支援として、滞在費、学費などを支給しています。2018年度は新たに6人を受け入れました。

5. 日系社会と地域社会への支援

日系社会で日系人の人々と共に生活し、日本語教育や福祉などの分野で協力する日

系社会ボランティアを派遣しています。2018年度は83名を新たに派遣しました。

また、「現職教員特別参加制度(日系)」を通じて2018年度は5人の現職教員をブラジルの政府公認校に派遣しました。帰国後は、その経験を生かし、在日日系人子弟に対してより適切に対応していくことが期待されています。

さらに、大学、地方自治体、公益法人、民間企業などの提案により、日系社会から研修員を受け入れて、各国の国づくりへの協力と、国を超えた交流の促進を図っています。2018年度からは、対象者を日系人に限定せず、中南米地域の日系社会と日本との連携に主導的役割を果たす方とし、合計137人を受け入れました。

6. 日系社会と民間セクターとの連携事業

日本企業と日系人が経営に携わる企業などとのパートナーシップ促進を図ることを目的とした中南米日系社会との連携調査団を、2018年度はペルーとパラグアイに派遣しました。その結果、JICA民間連携事業などを活用する企業、または独自で中南米への海外展開や国際協力を行う企業も出てきています。

【コラム】 JICA開発大学院連携 (JICA Development Studies Program: JICA-DSP)

日本の経験を伝え、途上国のリーダーを育成

JICAは、2018年10月、開発途上国の発展を支える人材の育成を目的に

「JICA開発大学院連携」(JICA-DSP)を本格的に開始しました。大学と連携し、各大学の通常の授業科目に加えて、日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供します。

JICA-DSPにより日本への理解を深めた開発途上国からの人材が、帰国後に母国の発展に寄与し、リーダーとして活躍することで、両国間の関係を中長期的に維持・強化することが期待されます。

JICA-DSPは、JICAの人材育成事業の枠組みで来日する研修員のうち、日本の大学の学位課程の在籍者(JICA留学生)を対象としています。具体的には、以下の2つのプログラムを導入し、JICA留学生は各大学が定める既存の修士課程(または博士課程)を履修するとともに、この2つのプログラムのいずれかまたは双方を履修します【→ 下図を参照】。

①日本理解プログラム(共通プログラム)

JICA留学生に対して日本の近現代の発展と開発の歴史を大学の枠組みを超えて広く提供するため、JICAが協力大学と共同で実施する短期集中型のプログラムです。2017年度から政策研究大学院大学の協力を得て実施しており、2018年度は134名が受講しました。

また、より多くのJICA留学生が日本理解プログラムを学ぶ機会が得られるよう、放送大学学園と連携して共同制作番組「日本の近代化を知る7章」の作成に取り組み、2019年3月からBS231チャンネル「BSキャンパスex」で放映が開始されました。

将来的には、すべてのJICA留学生が受講できるよう検討を進めます。

②各大学におけるプログラム(個別プログラム)

JICA-DSPに参加する大学の研究科の学位課程のなかに設置され、当該大学で就学するJICA留学生が学ぶことができる、近代日本の開発経験(日本自身の開発とODAとして他国に協力した経験を含む)についての授業科目です。

大学の授業科目において、JICA留学生が専門分野における日本の開発経験などをより深く理解することを狙いとしており、政治、法律、経済、金融から、社会開発、科学技術やイノベーション技術まで、幅広い領域を含んでいます。



講義終了後にも北岡理事長を交えて活発に意見交換が行われた(日本理解プログラム)

JICA開発大学院連携

①日本理解プログラム 共通プログラム

- JICAが協力大学と共同で実施する短期集中型のプログラム
- 日本の近代化経験とその背景・特徴、戦後ドナー経験等をバランスよく伝えることで体系的な日本理解を促進

領域	政治・法領域 政治、法、行政等	経済領域 経済、金融、産業開発、経営等	社会開発領域 教育、保健、農業経済、国土開発、環境、防災等	科学技術・イノベーション領域 理学、工学、医学、農学、ものづくり、IT等
②各大学におけるプログラム (授業/科目の追加や改編)	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科
③各大学の既存の修士課程	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科	●大 ▲研究科

近代日本の開発経験に関する授業科目例

政治・法・経済領域	社会開発領域	科学技術・イノベーション領域
●行政制度の発展 ●対外援助政策 ●経済発展と国際的発展 ●財政と行政 ●企業金融と金融システム	●公害克服の経験や地球規模環境問題への取り組みと貢献 ●阪神淡路大震災などを踏まえた防災対策や仙台防災会議などへの日本の貢献 ●(各大学所在地における)地域開発 ●都市交通計画と政策	●産業技術論(技術イノベーション) ●工業の発展の歴史と技術戦略 ●高度技術教育 ●資源エネルギー戦略論

協力形態と事業運営

技術協力、有償資金協力、無償資金協力といった3つの代表的な支援メニューのほか、JICAのプロジェクトにおける環境社会配慮や事業評価、国際協力人材の確保・育成への取り組みを紹介します。





技術協力

キャパシティ・ディベロップメント

技術協力は、開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上(キャパシティ・ディベロップメント)を目指す、人から人への協力です。日本の技術をそのまま開発途上国に適用するのではなく、相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮して、その国に最適な課題解決方法を、その国の人々と共に探っていきます。人材育成のみならず、組織体制の強化、政策立案・制度構築などを通じた重層的な支援を実施しています。

技術協力のさまざまなメニュー

1. 専門家派遣

開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及などを行います。

2. 研修員受入

日本や日本以外の国において、開発途上国の当該分野の開発の中核を担う人材に対し、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行います。

3. 技術協力プロジェクト

「専門家派遣」や「研修員受入」のほか、必要な機材の供与を最適な形で組み合わせてプロジェクトとして実施する、技術協力の中心的事業です。

技術協力プロジェクトの一つの種類として、「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS)があります【▶ P.53を参照ください】。

4. 開発計画調査型技術協力

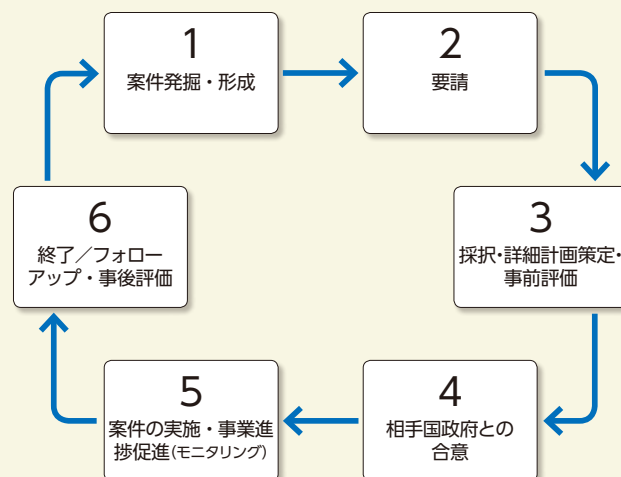
開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定などを支



マラウイ：地域の農業担当職員から農家に向けての技術指導。高値で取り引きできる薬物野菜を対象としている(市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト)

【写真提供：久野真一】

プロジェクトサイクル



援するとともに、相手国に対し、調査・分析手法や計画の策定手法の技術移転を行います。

技術協力の流れ

技術協力は、上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。

① 案件発掘・形成

開発途上国との対話やJICA在外事務所による情報収集により、案件発掘・形成を行います。

② 要請

相手国政府からの「要請」を日本政府が受領します。

③ 採択・詳細計画策定・事前評価

外務省、関係各省、JICAによる検討の後、実施する案件を決定(採択)し、日本政府と相手国政府の間で協力に関する口上書の交換を行います。必要に応じて詳細な計画策定のための調査を実施し、事前評価を行います。

④ 相手国政府との合意

JICAと相手国政府の実施機関との間で案件の目的や活動内容を合意します。

⑤ 案件の実施・事業進捗促進(モニタリング)

案件の実施中はJICAと相手国政府の実施機関の双方が、協力の成果の発現に向けた定期的なモニタリングを行います。

⑥ 終了/フォローアップ・事後評価

案件終了後に、必要に応じて補完的な支援(フォローアップ)を実施します。また、案件終了後、約3年が経過した時点で事後評価を行います。

日本国内を舞台とする技術協力

日本の経験を世界に

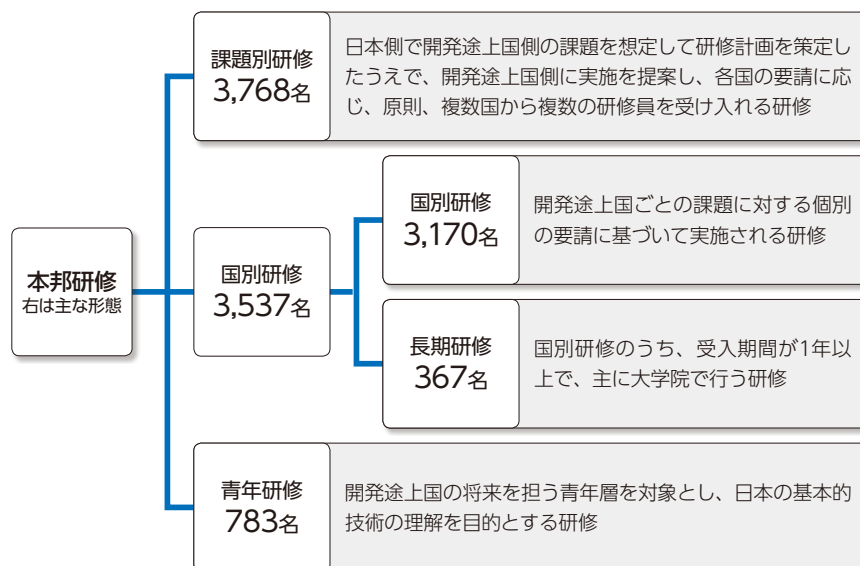
「本邦研修」は開発途上国の関係者を日本に招いて行う研修です。開発途上国からの行政官などの参加と、国や地方自治体、大学、民間企業、公益法人やNGOなどの国内のパートナーの協力を得て実施され、全国の12のセンターを中心に、毎年およそ1万人を日本に受け入れています。1954年の事業開始以降、本邦研修参加者は累計36万人に上ります。

日本国内で実施する研修の意義は、日本の各分野の知識や最先端技術そのものを伝えるというよりは、開発途上国の発展に日本の経験を生かすことにあります。日本ならではの知識、技術、経験を用いて開発途上国の人材育成や課題解決に向けた取り組みを後押しする、規模と内容の多様性という点でも世界でも極めてユニークな技術協力であり、日本の国際協力の大きな特長の一つとなっています。

より戦略的な研修の実施に向けて

本邦研修には、滞在中に日本人や日本文化に触れることで参加者の日本理解が促進されたり、研修の一環で行われる視察プログラムなどを通じて、国内各地域の受入先機関・企業が開発途上国の情報を得たり、

本邦研修2018年度新規受入実績



海外展開につながる人脈を形成したり、学生が研修員との交流を通じて国際感覚を養ったり、といった副次的な効果もあります。

このように、本邦研修は、効果的な協力を実施するうえでの基幹的役割を担うと同時に、開発途上国の未来を担う人材に対して日本理解を促進する機会を提供するもの

であり、さらには日本の地方の国際化にも貢献するものであるという認識の下、事業を展開しています。

また、近年の開発途上国の発展に伴い、開発途上国を対等なパートナーとし、日本と双方向の学びにより新たな価値を創造する「共創」の考え方に立ち、プログラム内容の改善・充実を図っています。

JICA-Net

時間と距離の制約を超えた国際協力へ

JICA-NetはJICAが実施する遠隔技術協力事業です。遠隔地を結んでの共同作業や技術の習得、日本や開発途上国の開発経験のデジタルアーカイブを通じた学習により、国際協力の可能性を拡大します。

JICA-Net Library

JICA-Netライブラリは、JICAが技術協力用に作成したマルチメディア教材やセミナー資料を収蔵・公開し、事業で活用されることを目的に運営されています。

JICA公式SNSを通じた外部向け広報の開始などの取り組みや国内各拠点での利用の推進により、2017年度以降に伸びた総アクセス数も定着を見せ、学術機関や国際会議の場など研修事業以外の機会においても広く活用されています。

JICA-Netライブラリ 利用実績（2013年度～2018年度）



「JICA-Netライブラリ」ウェブサイト → [JICAウェブサイト](https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html) <https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html>

有償資金協力

有償資金協力は、ODAのうち、開発途上国に対して緩やかな条件で比較的大きな開発資金を融資または出資し、その成長・発展への取り組みを支援するものです。

円借款

開発途上国のオーナーシップを重視した支援

開発途上国の経済成長や貧困削減のためには、当該国自らのオーナーシップ(主体性)が必要不可欠です。円借款は、資金の返済を求めることにより、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業実施を促し、開発途上国のオーナーシップを後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金協力であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性の高い支援手段です。

円借款の流れ

円借款は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かしていくことから、こうした一連の流れを「プロジェクトサイクル」と呼んでいます。

円借款の種類

1. プロジェクト型借款

①プロジェクト借款

道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設など、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達、土木工事などの実施に必要な資金を融資するもので、円借款の代表的な形態です。

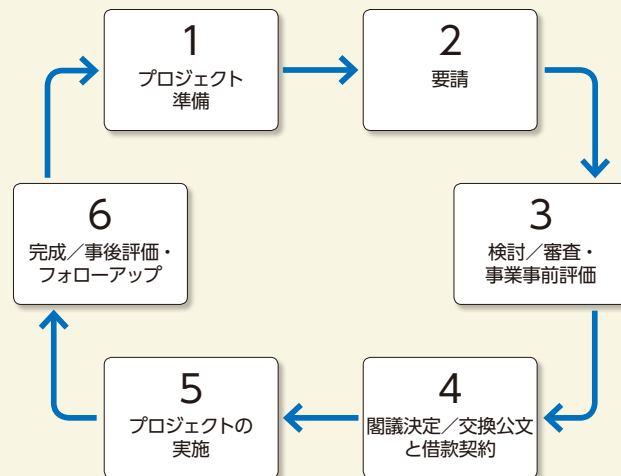
② エンジニアリング・サービス (Engineering Service: E/S) 借款

大型事業や不確定要素の高いプロジェクトなどにおいて、プロジェクト実施に必要な調査・設計段階で求められるエンジニアリング・サービス(現場の詳細データ収集、詳細設計、入札書類作成など)に関する費用を本体事業に先行して融資するものです。プロジェクト借款と同じくフィージビリティ調査(Feasibility Study: F/S)などを通じて事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となります。

③開発金融借款(ツーステップローン)

借入国の政策金融制度の下、開発銀行などの借入国の金融機関を通じて、中小企業や農業などの特定部門の振

プロジェクトサイクル



興や貧困層の生活基盤整備などのために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金が渡るまでに金融機関を経由する手順となるので、ツーステップローン(Two Step Loan: TSL)とも呼ばれます。この借款では、多数の最終受益者に資金を供与することができます。

④セクターローン

複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティング・サービスの費用を融資するものです。サブプロジェクトが小規模かつ全国各地に散在している場合には、セクターローンにより、円滑なサブプロジェクトの実施が可能となります。

2. プログラム型借款

政策や制度改革を目指している開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略の実施のために融資するものです。近年は、そうした戦略に沿った改革項目が相手国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約を締結し、資金を融資して、相手国予算に組み込まれるタイプのものが主流となっています。改革項目の達成を確認する際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みの下で開発途上国の政策・制度改革を支援しています。

海外投融資

開発途上国での民間企業による開発事業への支援

近年、開発途上国における経済・社会開発では、民間



ミャンマー：ヤンゴン近郊のティラワ地区で開発が進む経済特別区の入口。JICAは工業団地の開発、運営を進める事業会社に対し、海外投融資で協力。官民連携でミャンマーの経済発展を支援している [写真提供：久野真一]

セクターの役割の重要性がますます高まっており、JICAは国際機関、欧米ドナーと共に、民間セクター向けの支援を大幅に強化しています。海外投融資は、こうした民間企業などが開発途上国で行う事業に対する「出資」と「融資」による支援を通じて、開発途上国の経済活性化、人々の生活向上などを目的とする業務です【➡ P.50を参照ください】。

支援対象分野

海外投融資は開発効果の高い事業に対して行うことになっており、その対象は、ODA対象国における①貧困削減に向けた生活・成長基盤を整備するための「インフラ・成長加速化」、②貧困層を直接受益者とする「SDGs・貧困削減」、③気候変動等により貧困層が被る負の影響を予防・軽減する「気候変動対策」の3分野に貢献する事業です。

リスク審査・管理体制の構築

海外投融資業務は、リスク審査・管理体制を構築したうえで実施しています。JICAは部門間の相互牽制体制のほか、管理勘定※を通じて海外投融資全体のポートフォリオ管理を行い、業務実施体制およびリスク審査・管理体制を構築しています。

※ 2019年3月期末での海外投融資管理勘定における貸付金残高は276.15億円、関係会社株式は441.00億円、投資有価証券は60.33億円です。2019年3月期での経常収益は281.26億円（うち受取配当金208.72億円）、当期純利益は268.27億円となりました。管理勘定では、新JICA設立時である2008年10月1日を基準として、海外投融資事業の資産を継承する形としています。経常収益は海外投融資に関する受取配当金、貸付利息等であり、経常費用は海外投融資に関する関係会社評価等損、投資有価証券評価等損、借入金支払利息、貸倒引当金繰入、業務委託費等となっています。なお、海外投融資事業に直接関係しない収益や費用（例：減価償却費、不動産関係費用、人件費等）は管理勘定収支に含めていません。

有償資金協力による施設の運営維持管理の支援

インフラの長寿命化に向けて

JICAが実施する有償資金協力は、開発途上国のインフラ施設建設に必要な資金を融資し、施設完成後は、開発途上国が主体となって施設の運営維持管理（O&M）を行う形が主流です。

しかし、開発途上国では、公共料金が低いことなどによりO&Mに必要な資金や技術、ノウハウが不足しています。十分なO&Mがなされず、インフラの早期老朽化や、施設故障などのトラブルが発生するなど、開発途上国ではO&Mに対する支援のニーズが高まっています。

このようなニーズに応える案件として、2018年11月、フィリピン「首都圏鉄道3号線改修事業」の円借款貸付契約が調印されました。この事業では、老朽化などにより稼働率が低下した車両や設備一式を通常運行を妨げることなく改修し、安全で効率的な路線に復旧します。また、改修完了後も高い稼働率を維持できるよう、長期的なO&M実施体制の構築を支援します。

日本政府は、円借款や海外投融資において、施設建設やO&Mのサービスの提供のみならず、開発途上国側に魅力的なO&Mに関する自立化促進を目的とした人材育成や能力構築などの支援を行うことを掲げています。

JICAは今後もO&Mへの支援を実施することで、開発途上国の自立化促進や、O&Mに強みを持つ企業のビジネスチャンス拡大に寄与することが期待されています。



フィリピン向け円借款貸付契約の署名式の様子

無償資金協力

開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの社会経済開発に貢献するインフラの整備を中心に展開しています。近年はこれらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援、開発途上国の政策立案を担う人材の育成も行っています。

無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

無償資金協力の流れ

無償資金協力は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。

① プロジェクト準備

協力準備調査を通じてプロジェクトを無償資金協力により実施する妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクト内容を計画します。

② 要請

相手国政府からの要請を日本政府が受領します。

③ 検討／審査・事前評価

プロジェクト内容を検討・審査し、事前評価を行います。

④ 閣議決定／交換公文と贈与契約

日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの実施を閣議決定します。その後、日本政府と相手国政府との交換公文、JICAと相手国政府との贈与契約の締結を行います。

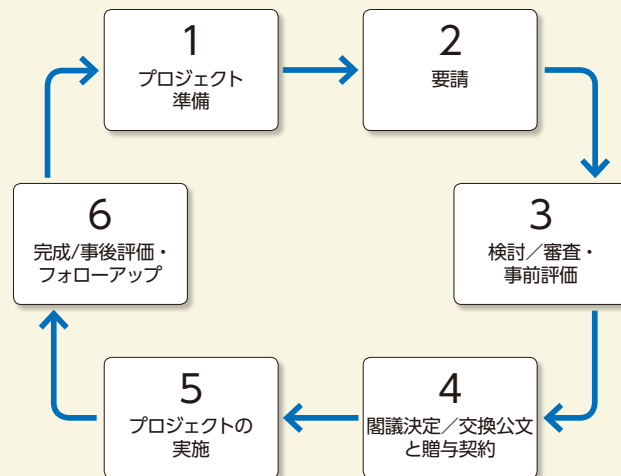
⑤ プロジェクトの実施

相手国政府が実施主体となり、プロジェクトが実施されます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するために進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

⑥ 完成／事後評価・フォローアップ

プロジェクトの終了後、事後評価を行い、必要に応じ

プロジェクトサイクル



て機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援するフォローアップを行います。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達などを行う形態の無償資金協力です。基礎生活分野の整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、フィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復興・復旧を対象とした事業などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。資金の使途や支出項目を特定しない一般財政支援や、資金の使途や支出項目を特定の分野に限定するセクター財政支援などを実施しています。



経済発展著しいミャンマー・ヤンゴン市の中心部からの主要ルート上に位置する新タクタ橋。ミャンマーでは初めて用いられる技術で無償資金協力により架け替えを支援。ハードだけでなく、多くのミャンマー建設省職員を研修生として受け入れ、OJTを通じて日本式の施工監理の指導・研修も行った

5. 人材育成のための無償資金協力

将来指導者となることが期待される行政官などを日本の大学に留学生として受け入れ、帰国後は、社会経済開発計画の立案・実施において専門知識を有する人材として活躍すること、また日本の良き理解者として、両国の友好関係の強化に貢献することを目的としています
[→ 右コラムを参照ください]。

質の高いインフラ輸出に向けた取り組み

1. 事業・運営権対応型の無償資金協力

経済便益は高いものの、事業採算性が低い官民連携（PPP事業）において、開発途上国政府が事業費の一部を負担することにより採算性の確保が見込まれる事業に対し、無償資金を供与する案件です。施設建設から運営維持管理まで包括的に実施する公共事業が対象です。

2. 地方自治体と連携した無償資金協力

日本の地方自治体が蓄積した経験やノウハウを、無償資金協力で反映して、質の高い事業を実施する取り組みです。技術協力や専門家派遣などの経験がある地方自治体からの事業提案に基づき、案件形成を行っています。

3. 医療技術・サービスの国際展開を促進する無償資金協力

医療機材納入後もメンテナンスを含むアフターサービスを行うことで、より高い品質の機材・サービスを相手国に提供するものです。日系医療機材メーカーと相手国医療機関などとの長期的な関係構築を促進しています。

人材育成奨学計画

国際的な知的ネットワークの創造と拡大へ

JICAは、政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度より無償資金協力による留学生受入事業である人材育成奨学計画（Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship: JDS）を開始。将来の開発途上地域のリーダーとなることが期待される優秀な若手行政官などを日本の大学院に受け入れています。2018年度までの19年間で延べ4,302人の留学生が来日し、留学後の自国での政策立案に貢献しています。

JDSの事業開始時はアジアの市場経済移行国を主な対象国とし、ウズベキスタン、ラオスの留学生が2000年から日本での学びを始めました。対象国はアジア地域で拡大し、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、中国、フィリピン、インドネシア、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ネパールに上ります。

加えて、2012年にはアフリカ地域初となるガーナも対象となり、対象国は延べ15カ国になりました。2019年は新たに東ティモール、パキスタン、ブータンの3カ国から受け入れる予定です。

国際的な知的ネットワークの拡大と深化により、人材育成奨学計画は、持続可能な開発を推進する行政官リーダーの能力強化と相互理解、友好関係のネットワーク構築に引き続き貢献していきます。



日本の行政官、JICA、JDS留学生間のネットワーキング（JDS中間研修）

環境社会配慮

環境社会配慮ガイドライン

社会・経済の開発を支援するための事業であっても、大気や水、土壌、生態系など自然への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族に対する権利侵害といった社会への影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発のためには、開発事業が環境や地域社会に与える影響を見極め、それを回避または最小限にとどめるために必要なコストを事業に組み入れる必要があります。

このように、環境や社会に対する影響の緩和に必要な費用を開発コストに内部化させる取り組みが「環境社会配慮」です。そして、環境社会配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を示した指針が「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)です。JICAは、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。

ガイドラインは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」【➡ <https://www.jica.go.jp/environment/index.html>】で閲覧・ダウンロードでき、英語版や仏語版、西語版、中国語版、「良くある問答集」などの資料もご覧いただけます*。

ガイドラインに基づく環境社会配慮

JICAは、環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としてプロジェクトを行っています。相手国等の開発目的に資するプロジェクトにおいて、環境や社会に与える望ましくない影響を回避または最小化し、相手国等による適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。ガイドラインに基づいてJICAが行っている取り組みには、以下が含まれます。

1. 環境社会配慮の支援

JICAは、相手国等が適切な環境社会配慮を実現できるよう各種の支援をしています。例えば、プロジェクトの形成段階では、「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。また、研修事業などの技術協力によって、相手国等の能力強化も支援しています。

さらに日本側の支援体制強化のため、コンサルタントなどを対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、世界銀行やアジア開発銀行の環境社会配慮担当者との情報交換も行っています。

2. 環境社会配慮の確認

JICAはプロジェクトの形成、実施是非の検討、実施、

事業完了後の各段階で、相手国等による環境社会配慮について確認しています。その手続きは、環境や社会への影響の度合いに応じてプロジェクトを4つのカテゴリのいずれかに分類する「スクリーニング」、プロジェクト実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。

スクリーニングでは、相手国等から提供される情報に基づき、環境や社会に与え得る望ましくない影響の度合いに応じて、A（重大な影響を及ぼす可能性がある）、B（影響はAより小さい）、C（影響は最小限かほとんどない）、FI（JICAの融資等が金融仲介者等に対して行われ、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない）の4つのカテゴリにプロジェクトを分類。その後、各カテゴリに合った環境社会配慮の手続きを実施します。

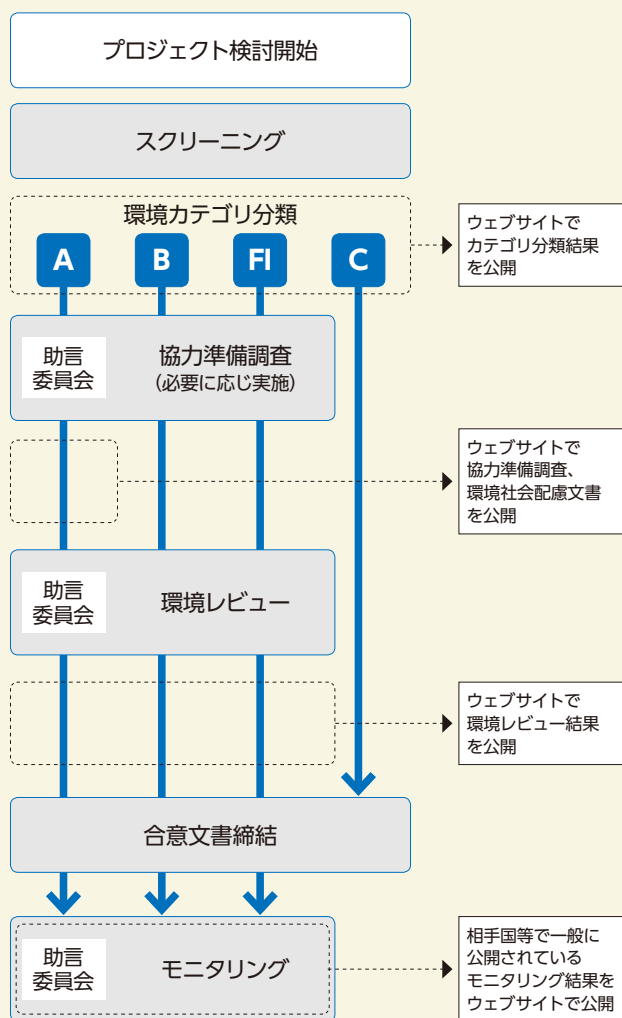
環境レビューでは、相手国等が作成する環境社会配慮の状況を記載した「環境チェックリスト」や、環境アセスメントなどの報告書に基づき、予想される環境や社会に対する影響や相手国等による対応状況を確認します。特にカテゴリAのプロジェクトについては、相手国等から提出された環境アセスメント報告書などに基づき、プロジェクトがもたらす可能性のある正や負の影響を確認します。負の影響については、これを回避、最小化、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価します。環境改善を図るためのさらなる方策があれば、それらも含め評価します。

また、環境レビューに先立ち、環境アセスメント報告書などをJICAウェブサイトで公開するといった透明性の確保にも努めています。

環境社会配慮のモニタリングは、相手国等によって実施されます。JICAは、カテゴリA、B、FIのプロジェクトについて、一定期間、重要な環境影響項目に関して相手国等によるモニタリングの結果を確認します。また、モニタリング中に事態の改善が必要であると判断した場合には、相手国等に適切な対応を促すと同時に、必要に応じた支援を行います。現行のガイドラインが施行されて9年以上が経過し、実施段階に移行した案件が増えていることを受けて、モニタリングの確認体制を強化することにも注力しています。

※ 現行のガイドラインは、2010年7月以降に要請のあったプロジェクトに適用されています。2010年6月以前に要請されたプロジェクトについては、「JICA環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)」または「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002年4月)」が適用されます。

環境社会配慮確認の手続き



3. 環境社会配慮助言委員会

JICAは、環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設しています。2018年度は、委員全員が参集する「全体会合」を12回、全体会合で任命された委員が個々の助言対象案件について検討する「ワーキンググループ会合」を21回開催し、計20案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得ました。委員名簿や全体会合などの議事録は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」内で公開しています。

4. 異議申立手続

JICAは、ガイドラインの遵守を確保するために、上記の取り組みに加えて異議申立手続を整備しています。これは、JICAが定めたガイドラインの不遵守によって

被害を受けた、あるいは被害を受ける恐れのある被援助国の住民またはその代理人が、所定の手続きに従ってJICAに異議を申し立てることができる制度です。

申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。異議申立審査役は、ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実関係を調査し、その結果をJICA理事長に報告します。また、ガイドラインの不遵守を理由とした問題や紛争が確認された場合には、当事者である申立人と相手国政府との対話の促進を図ります。

異議申立に関する手続きや年度ごとの報告は、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」と英文ウェブサイトの「Environmental and Social Considerations」内で公開しています。2018年度に異議申立の受領はありませんでした。

5. 情報公開

JICAは、環境社会配慮に関する説明責任と透明性を確保するために、さまざまな情報の公開に努めています。プロジェクトの環境社会配慮についての情報公開は、相手国等が主体的に行うことが原則ですが、JICAも、環境社会配慮に関する重要な情報を協力事業の主要な段階で、ガイドラインに則った適切な方法で公開しています。詳しくは、JICAウェブサイトの「環境への取り組み」をご覧ください。

6. 国際開発機関の制度との調和

ガイドラインでは、JICA事業の環境社会配慮について、世界銀行のセーフガード・ポリシー（世界銀行が借入人に遵守を求める環境社会配慮の要件を示した業務政策）から大きな乖離がないことを確認することとしています。また、適切と認める場合には、ほかの国際金融機関が定めた基準やその他の国際的に認知された基準、グッドプラクティス（優れた取り組み）を参照することと定めています。

そのためにJICAは、世界銀行やアジア開発銀行などの国際援助機関と緊密に連携し、協調案件については合同で環境社会配慮の調査・確認などを行い、調和を図っています。また、環境社会配慮に関する国際会議に参加して世界的な動向を把握するとともに、JICAの取り組みを発信して、より良い環境社会配慮の実現に貢献しています。

事業評価

一貫性・整合性のある評価

JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的とし、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。

また、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルに沿った事業評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」による評価【➡ 下表を参照ください】、JICA独自開発のレーティング制度の活用による整合的な評価の実施を目指しています。

総合的・横断的な評価・分析

JICAでは、個別事業の評価に加え、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析し、特定の開発課題や援助手法などをテーマとした評価も実施

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標が、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予測した・しなかった効果を含む
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトの投入と成果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う

プロジェクトのPDCAサイクルにおける評価

事前段階 Plan	実施段階 Do	事後段階 Check	Action
事前評価	モニタリング (事業進捗促進)	事後評価	フィードバックへ アクション
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング(事業進捗促進)および事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

しています。特定の観点から、通常の事業評価とは異なる切り口で評価・分析をすることによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。

2018年度は、平和構築案件における「問題主導型反復実験適用手法(PDIA)」の導入、人工衛星データを活用した定量分析の試行、「質的比較分析(QCA)」の導入、「プロセスの分析」の実施など、新たな評価手法への取り組みを強化し、教訓の導出や評価結果の横断分析・詳細分析を進めました。

客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で測ることが求められる事後評価では、案件規模に応じて外部の評価者による評価(外部評価)を実施し、評価結果をJICAウェブサイトで公開して透明性の確保に取り組んでいます。また、外部有識者で構成される「事業評価外部有識者委員会」を定期的に開催し、評価の手法や体制、制度全般などに関する助言を得ています。

評価結果の活用の重視

JICAの事業評価は、類似の事業の計画・実施に評価結果を反映し、それらの事業の質を高める役割も担っています。あわせて、JICAの協力の基本的方針への活用も強化しています。また、相手国政府へ評価結果のフィードバックなどを行い、評価結果が相手国政府のプロジェクトや開発政策などに反映されるよう努めています。

事業評価に関する詳しい内容は、事業評価年次報告書【➡ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/index.html) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2018/index.html】、個別の案件の評価結果は、事業評価案件検索【➡ [JICAウェブサイト](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php) <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>】をご参照ください。

人材養成・確保

国際社会の大きな変化に伴い、援助ニーズも日々多様化し、複雑になってきています。これらのニーズに的確に対応するプロフェッショナル人材を確保するため、さまざまな取り組みを行っています。

人材の確保

JICAのさまざまな事業の第一線で活躍する専門家は、公示を経たコンサルタントとの契約によって実施されるものを除き、「国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)」^{*1}を通じた公募や関係機関などからの推薦審査によって選ばれています。優れた専門家の派遣を通じ、開発途上国でより良い活動が展開されるよう、適切な人材の確保に努めています。2018年度より、海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員については、ロスター登録制度の導入と一括募集を開始しました。

また、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。特に国際協力専門員は、専門分野における卓越した知見を活用して、JICA事業の質の向上に貢献しています。

将来を見据えた人材の養成

1. インターンシップ・プログラム

国際協力に関する理解を深め、また将来の国際協力人材を養成することを目的に、大学生、大学院生、社会人を対象としたインターンシップを行っています。2018年度は、内外の拠点や本部で101名を受け入れました。

2. ジュニア専門員

中長期的に人材不足が懸念される分野において、一定の専門性と職務経験、海外での活動経験を有する人材を対象に、将来の専門家養成に取り組んでいます。研修終了後は、専門家として海外の事業現場への赴任が想定されます。

即戦力となる人材の養成

国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目的に「能力強化研修」を行っています。2018年度は22コースを開催しました。そのうち「都市開発・まちづくり」「災害からの復興支援」「気候変動対策と開発」「開発協力のプロセス・マネジメント」は、新たな援助ニーズに応じて新設したものです。

赴任決定者に向けた「赴任前研修」も毎月開講しています。この研修ではODAやJICA事業の概要、組織・事業

2018年度の実績

人材確保

国際協力専門員	106名
特別嘱託	42名
公募・推薦審査による専門家(企画調査員を含む)	883名 ^{*2}

人材養成

インターンシップ・プログラム	101名
ジュニア専門員	20名
能力強化研修	503名
専門家赴任前研修	307名

国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)

PARTNER登録者数(累計)	37,740名
PARTNER登録団体数(累計)	1,723団体
求人(JICA以外)、研修・セミナー情報提供件数	3,662件
キャリア相談件数	218件

のマネジメント手法や経理実務、また安全や健康面での留意事項などについて講義や演習を提供しています。

国際協力に関わる人材の拡大

「国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)」では、「オールジャパンでの国際協力活動推進」という理念の下、JICAだけでなく、国際機関、開発コンサルタント、国際協力NGO/NPO、政府・地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の情報を一元的に発信しています。個人登録者数は3万7,000人以上、登録団体数は1,700以上に達しました。求人、研修・セミナー、各種イベントの最新情報を多数掲載しており、国際協力業界の情報プラットフォームとして活用されています。

PARTNER事業では、世界を舞台に活躍するためのキャリア形成に関するセミナー開催やキャリア相談なども実施しています。2018年度は、国際キャリアにおける多様なアクターやロールモデルを紹介する「国際キャリアフォーラム」を東京、名古屋、福岡で開催しました。また、国際協力分野の仕事を紹介する「JOBセミナー」では、国際機関、地方創生、持続可能な開発目標(SDGs)、理系女子学生を対象とした国際協力キャリアなどをテーマに取り上げました。

^{*1} 詳しくは <http://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

^{*2} 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2018年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。

組織運営

内部統制や安全管理などの

コーポレートガバナンスおよび広報活動を紹介します。





写真提供：左から、今村健志朗、岡原功祐、久野真一(2点)

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

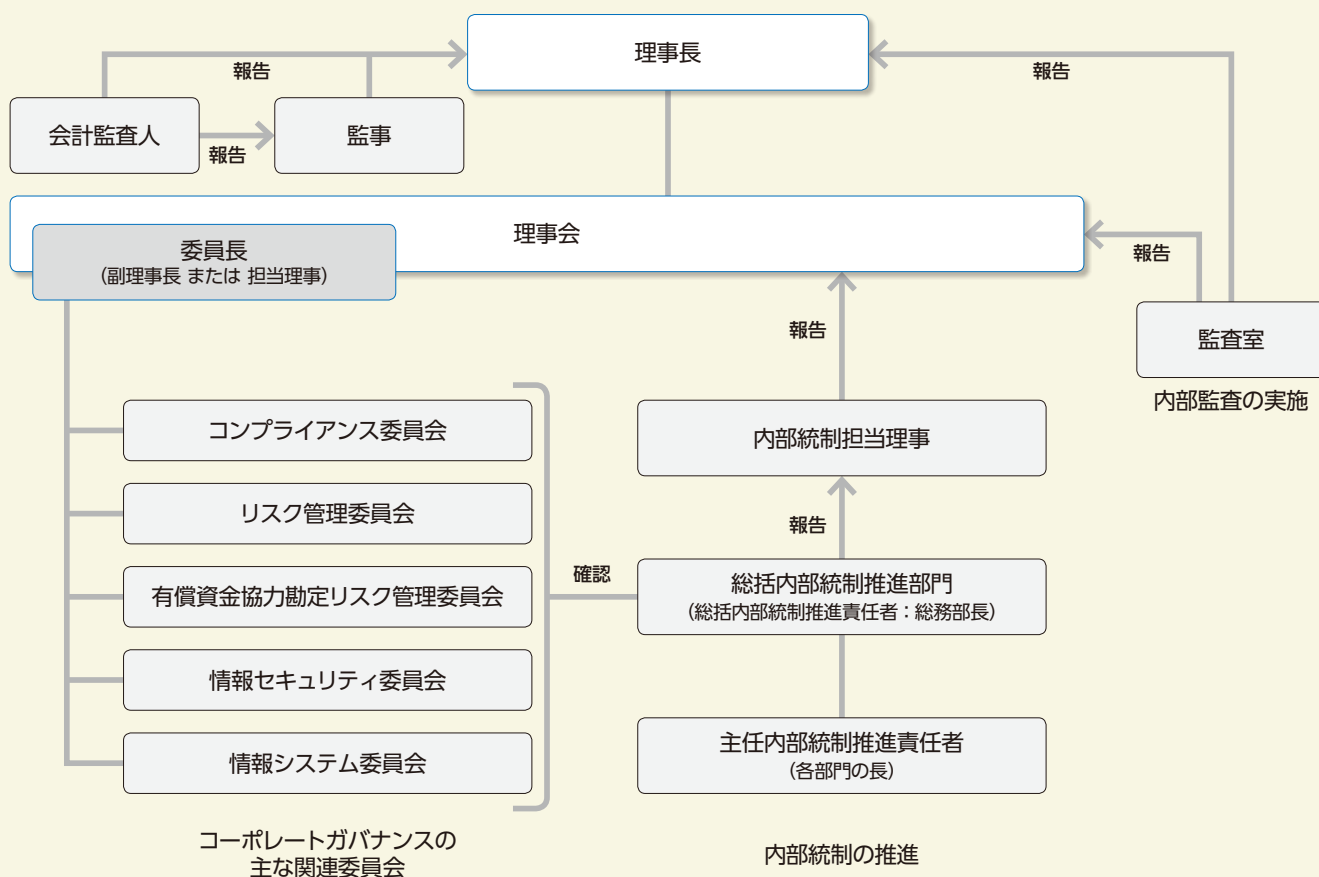
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



業績評価

目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、JICAは各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど、必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

2017年度の業績評価の結果

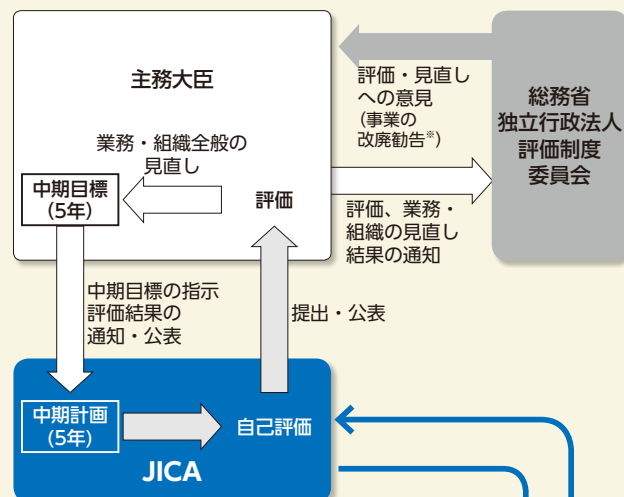
第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画の達成に向けた業務運営を行った結果、第4期中期計画の初年度に当たる2017年度計画に対しては、「全体として概ね中期計画における所期の目標を達成している」と評価されました。なお、2017年度の業績評価で所期の目標を上回る成果を上げたと認められた項目と主な成果は表【P.82】のとおりです。

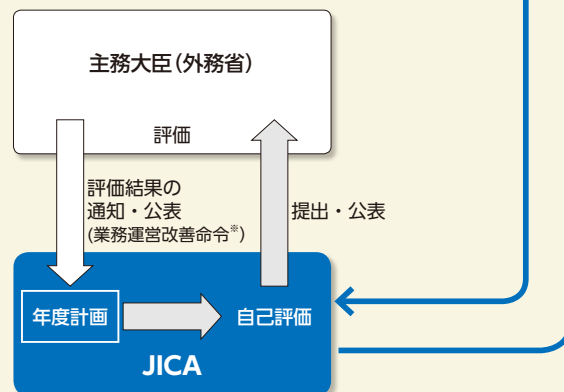
他方、2017年度はJICAの予算執行管理上の問題が生

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

じたことにより、「財務内容の改善（項目別評価No.11）」については、「中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める」、「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり（同No.9）」および「内部統制の強化（同No.16）」については、「中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する」と評価されました。これらも念頭に置き、JICAでは予算執行管理の抜本的な強化のために、予算執行管理室の創設、理事会を通じたガバナンスの強化、経理事務・事業管理のシステムの改善など、各種取り組みを実施しています。

2017年度の業績評価結果の概要 (S評価・A評価) ※1

項目 (項目別評価No.)	主な成果
S評価 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 (No.3)	■ 南アジア初の統一民法典の成立 (ネパール) ■ ミャンマーのラカイン州からの避難民に対する、保健、給水、インフラなどの分野における包括的支援 ■ 留学制度を活用したシリア難民の受入れ
A評価 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (No.2)	■ 「UHC※2東京宣言」採択への貢献 ■ 持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール3に関連する妊婦健診率や新生児ケアなどの各種保健指標改善への貢献 ■ 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) の推進
地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 (No.4)	■ 日本の機関として初の「緑の機構基金 (GCF)」認証機関に認定 ■ 国連笹川防災賞の受賞、国際社会における防災主流化の促進
地域の重点取り組み (No.5)	■ 東南アジア地域での東西経済回廊整備、南部経済回廊整備の推進 (物流網の改善、電子通関システムの導入など) ■ 第5回アフリカ開発会議 (TICAD V)、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) などの公約達成への貢献
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 (No.6)	■ 民間連携事業を通じた本邦企業の海外展開への貢献 ■ 革新的技術による開発途上国の課題解決の推進 (「インフラ整備技術推進特別枠」、「地域産業集積海外展開推進枠」の新設)
多様な担い手と開発途上地域の結び付きの強化と裾野の拡大 (No.7)	■ 「関西SDGsプラットフォーム」の設置 ■ 地方自治体、NGO等の知見・経験を活用した支援 (モンゴルにおける東アジア初の子どもの保護に関する法律の制定など)
事業実施基盤の強化 (No.8)	■ 「プロジェクト・ヒストリー」※3 (インドのデリーメトロなど) の発刊 ■ メキシコ地震被害、スリランカ豪雨被害への対応
国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進 (No.14)	■ 開発シンクタンク (ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所) との共同研究の推進 ■ 国際的議論への貢献 (UHC、栄養、難民など)
人事に関する計画 (No.17)	■ 多用な人材が活躍できる環境づくりの推進 (「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」の策定など) ■ 執務環境・制度の整備 (サテライトワークの導入、在宅勤務利用の促進)

※1 2017年度の業務実績に対する評価結果を含め、主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイトから参照できます。

※2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) は、「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

※3 過去のJICA事業の活動と成果を分析し、インタビューやエピソードなどを取り入れた書籍。

コンプライアンス・リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス体制とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス体制は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス体制の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈収賄などが行われないよう不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するた

め、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、コンプライアンス関連事案の発生状況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価したうえで、当該リスクに対する対応状況を確認しています。これらを踏まえ、JICA全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

2018年度の活動

2014年度に強化した不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を継続的に運用しています。あわせて、相手国政府や実施機関からの不当な要求を防止する環境を整備するため、研修や技術協力プロジェクトを活用して、不正腐敗防止に関する能力向上や相手国政府のガバナンス強化を支援しています。

また、企業などが不正行為に関与した場合、その契約をODA事業から除外したり、対象者をODA事業の契約から一定期間排除する制度について、グループ企業が関与した事案や外国で発生した不正腐敗行為に対しても効果的な対応ができるよう整備を進めました。

職員や関係者のコンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するための研修、セミナーも実施しました。さらに、各部署におけるリスク自己点検と重大リスクに対する組織的な審議等により、リスク軽減へ向けた対応を強化しました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体

系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得

る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全管理

JICAは開発途上国において国際協力に取り組む関係者が、安全にかつ安心して活動できるよう、安全対策に取り組んでいます。2016年7月のダッカ襲撃テロ事件および南スーダンでの関係者の国外退避を契機に、関係企業・団体の要望などを受けて外務省と共に取りまとめた「国際協力事業安全対策会議 最終報告」を踏まえて、安全対策の強化を進めてきました。

そのうえで、2017年11月に「JICA安全対策宣言」^{※4}を発表し、以下3つの方針に基づいて事業関係者の安全確保に向けたさまざまな取り組みを行っています。

1. 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する
(危ない時に危ない場所に近づかない)
2. ハード・ソフト両面の防護能力を強化する
(脅威が迫ってきた場合に備える)
3. 危機発生時に迅速かつ的確に対応する
(危ない場面に直面しても冷静に行動する)

1. 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する

●情報の収集と総合化による分析と安全対策措置への適用

活動地域の治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に対応するため、常時情報の収集・分析を行っています。最新情報の迅速で的確な提供と、必要な対策の指示や注意喚起により、現地で活動する関係者がいち早く危

険を回避できるようになります。そのために、外部の危機管理コンサルタントなどの専門家や治安情報配信サービスとの契約を通じ、多様な情報を得て危機管理や情報分析の体制を強化しています。また、開発途上国で活動している国際機関と情報を共有し、日々の活動を通じて連携強化を図っています。こうして得た情報に基づき、活動地の脅威度を評価し、国別の安全対策措置(渡航措置および行動規範)に反映しています。

●安全管理に関する情報発信機能の強化

海外に渡航する関係者の安全確保のために、渡航時に守るべき行動のルールとして安全対策措置を定め、治安情勢の変化に応じた改定を適宜行っています。

2018年11月には、国際協力事業に関わっている企業や団体などの幅広い関係者がJICAウェブサイトの安全対策専用ページを通して、国別の安全対策措置だけでなく、安全対策マニュアルや各地域・国別の注意喚起情報などを入手できるようにしました。

2. ハード・ソフト両面における防護能力を強化する

●海外拠点における安全対策の強化

治安の急速な悪化や騒じょうなどの有事に備え、在外

^{※4} 詳しくは、<https://www.jica.go.jp/about/safety/declaration.html> をご覧ください。

事務所や宿舍の警備強化に取り組んでいます。

2018年度には、各事業の安全対策強化について、案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対策の参考情報を整理するとともに、審査体制を構築しました。また、2018年度は、実施中の事業サイトの安全対策を点検する安全評価調査を23カ国で実施しました。

●事業関係者に対する国内外での安全対策研修

2018年度は、国際協力事業に関わっている企業や団体などを広く対象とした安全対策研修を実施し、一般犯罪およびテロの動向やリスクに遭遇した際の対応について、実践的なセルフディフェンス・スキルを習得するための講義や実技訓練を行いました。また、新たに企業・団体の安全管理者向け研修を実施したほか、それら研修を東京以外の国内主要6都市でも行いました。2019年度には、ビデオ教材や理解度テストを含むウェブ上での研修教材の提供を予定しています。また、2003年から継続して、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) eCentre (タイ・バンコク) と連携し、セルフディフェンスおよび安全管理マネジメントの研修を実施しています。

2018年度安全対策研修・訓練開催実績

研修の種類	実施回数・国数	参加者数・閲覧数
講義 (国内)	33回	1,016名
実技 (国内)	12回	372名
実技 (海外)	13カ国	530名
(講義・実技合計参加者数)	—	1,918名
ウェブ研修	—	3,561アクセス



バングラデシュ：事業サイトで実施した安全対策研修

3. 危機発生時に迅速かつ的確に対応する

●危機発生に備えた訓練

緊急時には状況に応じた対応と関係者間の連携が不可欠です。そのため、有事や災害などの危機発生時に、事業関係者に迅速な情報伝達を行い、安否確認など適切な対応ができるよう全海外拠点で緊急連絡訓練を実施しています。

2018年度は、海外拠点や本部関係部を対象として海外緊急事態対応机上訓練や、海外での具体的な有事発生を想定した緊急事態対応シミュレーション訓練を実施。また、事業を本格再開した南スーダンで国外退避訓練を行いました。このように有事の際は、訓練を生かして迅速かつ的確な行動が取れるように備えています。

これらの訓練で得られた教訓などを基に緊急事態対応のためのマニュアルを改訂しました。リスクが高いとされる国では、安全対策担当者の増員を進め、現地での危機管理意識の向上と体制整備にも取り組んでいます。

●事業関係者の危機管理意識の醸成

安全対策強化の取り組みに加えて、継続して渡航前ブリーフィングや渡航後の巡回指導調査、安全対策連絡協議会開催などを通じて、事業関係者への安全対策指導や危機管理意識の喚起を図っています。そのほか、JICA本部では24時間待機体制で海外からの緊急連絡を確実に受け付け、迅速に初動対応ができるようにしています。また、平和構築・復興支援対象国などリスクの高い国で活動する事業関係者に対しては、特に治安情勢への留意と行動規範遵守の徹底を促すとともに、警備・防護体制の一層の強化を図っています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ基本法」に基づき決定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠するべく、「情報セキュリティ管理規程」と「情報セキュリティ管理細則」を2017年4月に全面改正したうえで、準内部規程類も2018年に改正などを行い、関連の対策も講じるなど、一層の情報セキュリティの強化を図っています。

個人情報保護については、2018年5月にEUが施行した「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation: GDPR)に準拠するため、また同年10月に

総務省行政管理局長名で通知された「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえ、「個人情報保護に関する実施細則」を2018年12月に改正し、個人情報保護の強化を図っています。

従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護強化の必要性が高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や日常的な情報提供・注意喚起、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(Computer Security Incident Response Team: CSIRT)の整備・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画など

業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画など

財務に関する情報

決算公告など

組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書など

調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧など

関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況など

もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細をご覧ください。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、戦略的な事業運営のための組織基盤づくり、業務運営の効率化、適正化に取り組んでいます。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

質の高いインフラ投資の推進と予算執行統制を強化するために、本部の組織編成の見直しを行いました。また、国内の多様な開発パートナーとの連携を促進・拡充するため、その中心的役割を担う民間連携事業部と国内事業部を、近隣オフィス街へのアクセスにも優れているJICA竹橋ビルに移転しました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達合理化・適正化を推進しています。

2018年度の主な取り組みとして、調達の改善では、海外・国内拠点の調達事務に関する参考資料の整備、本部からの巡回指導・研修などを通じた支援、調達の競争性向上に向けて外国籍人材および外国法人の競争参加資格に関する制限の大幅な緩和を実施しました。

環境への取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全に向け、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年には、環境への取り組み方針を示した「JICA環境方針」を公表するとともに、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を取得しました。その後、さまざまな環境課題や法規制に的確かつ柔軟に対応するため、2013年に独自の環境マネジメントシステムに移行し、取り組みを推進しています。

JICA環境方針

JICAは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していき

ます。

具体的に、以下の活動を推進しています。

1. 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

2. 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

3. オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

4. 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

詳細はJICA 웹사이트を参照ください。

→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/environment/index.html)

<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>

広報活動

JICAは、開発途上国の抱える課題や日本との関わり、JICAの各種取り組みなどを、さまざまな媒体や活動を通じて発信しています。2018年度は、第8回太平洋・島サミット開催に合わせて「大洋州」、多数の外交周年を控えた「中南米」、「明治150年を迎えた日本の近代化と開発協力の経験」を特定テーマとし、戦略的に取り組みました。

ウェブサイト、ソーシャルメディア

開発途上国を取り巻く課題や、JICAの取り組みや成果などをウェブサイトで国内外に紹介しています。ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、YouTubeなど）も活用し、ウェブサイトと連動した発信にも注力しています。

広報誌

和文月刊誌『mundi』、英文季刊誌『JICA's World』では、国際的な会議などのタイミングをとらえた特集や、関心を集めている課題に関連するJICAの事業などを紹介しています。2018年度の特集テーマは、スポーツと開発、観光、新JICA発足10年、アフリカなどでした。

報道メディア

本部や国内拠点からプレスリリースを発信するほか、テーマを設けて勉強会を開催しています。本部は、日本らしい協力や革新性の高い取り組み、国内拠点は地方自治体、大学、中小企業、青年海外協力隊員など、地域の組織や人が主役となっていく協力について、積極的に情報提供しています。

海外メディア向けには、各国の拠点がプレスリリース発信や勉強会、事業現場へのプレスツアーを実施しています。2018年度は、中米・カリブ7カ国から新聞・テレビ記者を日本に招き、「環境と再生可能エネルギー」をテーマに日本の技術・経験を取材する機会を提供しました。

イベント

グローバルフェスタJAPAN（東京）をはじめ国内外でさまざまなイベントを単独主催、または外務省や地方自治体、大学、NGOなどと共同で開催し、広く一般の方々に直接、国際協力やJICA事業を紹介しています。

JICAオフィシャルサポーター

元プロテニスプレーヤーの伊達公子さん、元サッカー



タイ：JICAが「高齢者の地域包括ケア」に取り組むリハビリセンターで、高齢者たちと交流する伊達公子さん

日本代表の北澤豪さん、シドニー五輪の女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが活動しています。2018年度は伊達さんが11年ぶりに活動を再開し、タイを訪問。高橋さんはタンザニアを訪問しました。それぞれが現場で見て感じた開発途上国の現状やJICAの取り組みは、マスメディアなどを通じて広く発信されました。

なんとかしなきゃ！プロジェクト

特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）、国連開発計画（UNDP）駐日事務所、国連広報センター（UNIC）との共同の国際協力推進活動「なんとかしなきゃ！プロジェクト」（通称「なんプロ」）は、10年目の節目を迎えた2018年度末をもって活動を終了しました。最終年度は、漫画やテレビ番組などを通じて開発途上国や国際協力を身近に感じる発信に注力しました。JICAは、なんプロ終了後も、若い世代の共感に訴える活動を続けていきます。これまで、ご協力、ご支援をいただき、誠にありがとうございました。



モデルの柴田紗希さん（中央）とラオスで活動する青年海外協力隊員たち

差別や暴力と闘うアフガニスタンの女性たちの姿を描いた作品はJICAウェブサイトで公開され、多くの反響を呼んだ

沿革

旧国際協力事業団・旧国際協力機構

1954年	1月 財日本海外協会連合会設立
	4月 財アジア協会設立
1955年	9月 日本海外移住振興(株)設立
1962年	6月 海外技術協力事業団(OTCA)設立
1963年	7月 海外移住事業団(JEMIS)設立
1965年	4月 OTCA、日本青年海外協力隊事務局(JOCV)設置
1974年	5月 「国際協力事業団法」公布
	8月 国際協力事業団(JICA)設立
1986年	4月 国際緊急援助隊(JDR)発足
2001年	12月 「特殊法人等整理合理化計画」により、JICAの独立行政法人化の方針が示される
2002年	12月 「独立行政法人国際協力機構法」公布
2003年	9月 特殊法人国際協力事業団を解散
	10月 独立行政法人国際協力機構設立

旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

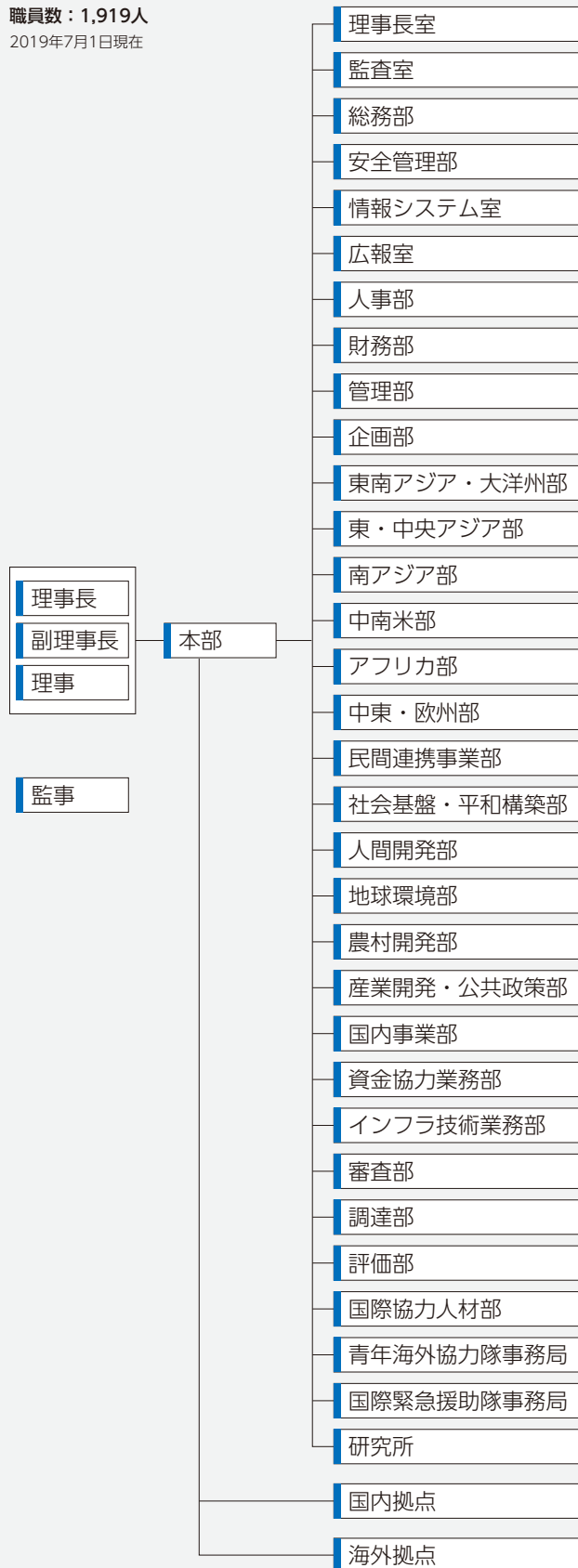
1960年	12月 「海外経済協力基金法」公布
1961年	3月 日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金(OECF)設立
1966年	3月 OECF初の円借款供与(対韓国)
1995年	3月 「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
1999年	4月 「国際協力銀行法」公布
	10月 国際協力銀行(JBIC)設立

国際協力機構

2006年	11月 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布
2008年	10月 旧国際協力銀行の海外経済協力業務および外務省の無償資金協力業務(の一部)が国際協力機構に統合
	12月 JICA初となる財投機関債(政府保証の付かない公募国内債)を発行
2012年	3月 中小企業海外展開支援大綱の改訂により中小企業海外展開のための支援を開始
	10月 海外投融資の本格再開
2014年	11月 JICA初となる政府保証外債発行
2015年	11月 ドル建て借款の創設
2016年	7月 青年海外協力隊がアジアのノーベル賞とも呼ばれる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞
2017年	4月 第4期中期計画作成・公表

組織図・役員一覧

職員数：1,919人
2019年7月1日現在



1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等
2019年7月1日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日
理事長	きたおか 北岡 伸一	2015年10月1日(再任) [前職] 国際大学学長
副理事長	こしかわ 越川 和彦	2016年5月23日 [前職] 特命全権大使 在スペイン日本国大使館
理事	かとう 加藤 宏	2013年10月1日(再任) [前職] 国際協力機構 上級審議役/研究所長
理事	すずき 鈴木 規子	2016年10月1日(再任) [前職] 国際協力機構 国際緊急援助隊事務局長
理事	はせがわ 長谷川 浩一	2017年10月1日 [前職] アジア開発銀行 理事
理事	やまだ 山田 順一	2017年10月1日 [前職] 国際協力機構 上級審議役
理事	たなか 田中 やすし 寧	2018年8月1日(再任) [前職] 国際協力機構 東南アジア・大洋州部長
理事	ほんせい 本清 耕造	2018年8月1日 [前職] 公使 在インドネシア日本国大使館
理事	うえしま 植嶋 卓巳	2018年12月1日 [前職] 国際協力機構 理事長室長
理事	あまの 天野 ゆうすけ 雄介	2019年4月1日 [前職] 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部流域管理官
監事	まちい 町井 弘実	2014年1月1日(再任) [前職] SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー
監事	はやみち 早道 信宏	2017年7月1日 [前職] パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 内部監査室主幹
監事	とがわ 戸川 まさと 正人	2019年2月1日 [前職] 国際協力機構 人事部長

(理事および監事は就任順)

➡ 更新情報は [JICAウェブサイト](#) をご覧ください。

国内拠点・海外拠点はP.92-93参照

国内拠点・海外拠点

国内拠点・地球ひろば（2019年7月1日現在）

JICA北海道

（札幌／ほっかいどう地球ひろば）

TEL：011-866-8333（代）

〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25

<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>

ほっかいどう地球ひろば

<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

（帯広）

TEL：0155-35-1210（代）

〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2

<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151（代）

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階

<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200（代）

〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2

<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111（代）

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051（代）

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5

<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA地球ひろば

TEL: 03-3269-2911（代）

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5

<https://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251（代）

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1

<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151（代）

〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15

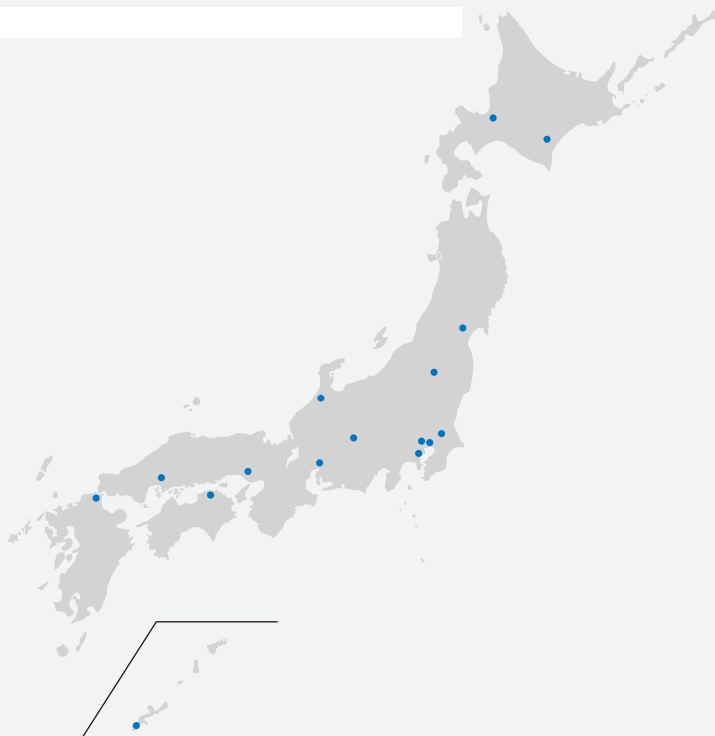
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931（代）

〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2

<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>



JICA中部／なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220（代）

〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

JICA中部 <https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>

なごや地球ひろば

<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341（代）

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300（代）

〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1

<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

TEL: 087-821-8824（代）

〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311（代）

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000（代）

〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1

<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>

海外拠点 (50音順) (2019年7月1日現在)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所
ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ支所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア事務所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ベネズエラ支所
ベリーズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ支所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所
ニジェール支所
ブルキナファソ事務所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2019年度)

(百万円)

区分	2019年度
収入	156,512
運営費交付金収入 (当初予算)	150,476
施設整備費補助金等収入	1,714
事業収入	265
受託収入	206
寄附金収入	158
その他の収入	272
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	3,420
支出	156,512
業務経費	145,302
うち開発協力の重点課題	106,124
民間企業等との連携	8,797
多様な担い手との連携	25,366
事業実施基盤の強化	5,015
施設整備費	1,714
受託経費	206
寄附金事業費	158
一般管理費	9,132

(注1) 「2019年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/nendo_h31_00.pdf#page=26)

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2019年度)

(億円)

	2019年度
出融資計画	
直接借款(円借款)	13,415
海外投融資	535
合計	13,950
原資	
一般会計出資金	468
財政投融資	5,492
自己資金等	7,990
うち 財投機関債	800
合計	13,950

事例索引

アジア地域	日本ASEAN女性エンパワーメントファンド	P.38
	「東アジアにおける人間の安全保障の実践」研究	P.61
アフガニスタン	識字教育強化プロジェクト フェーズ2	P.43
イラク	クルド地域電力セクター復興事業	P.35
インド	包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト	P.49
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道事業	P.23
	持続可能な開発目標(SDGs)実施体制強化プロジェクト	P.63
エジプト	青年海外協力隊(学校教育)	P.57
キューバ	基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト	P.47
コンゴ民主共和国	エボラ出血熱の流行に対する 国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣	P.59
タイ・マレーシア	草の根技術協力事業「フードバレーとかちを 通じた地域ブランドとハラル対応による 産業活性化および中小企業振興プロジェクト」	P.55
大洋州12カ国	違法・無報告・無規制(IUU)漁業の抑止にかかる 政策・対策(国別研修)	P.25
中南米地域	地域警察制度の普及に向けた 日本・ブラジル・中米間の三角協力	P.31
ネパール	2018年経済センサス実施に向けた中央統計局 能力強化プロジェクト	P.29
パラオ	パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業	P.50
フィジー(広域)	大洋州気象人材育成能力強化プロジェクト	P.39
フィリピン	ミンダナオにおける和平に向けた協力	P.24
ホンジュラス	金融包摂を通じたCCT受給世帯の生活改善・生計 向上プロジェクト	P.36
南スーダン	都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト フェーズ2	P.33
ミャンマー	安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構 築に係る普及・実証事業	P.52
モンゴル	地震防災能力向上プロジェクト	P.27
ルワンダ	平和構築セミナーを開催	P.37
	地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト	P.45
その他	道路アセットマネジメント・プラットフォーム	P.41
	第2回南南協力ハイレベル国連会合(BAPA+40)	P.62
	有償資金協力による施設の運営維持管理の支援	P.71
	人材育成奨学計画	P.73

国際協力機構 年次報告書 2019

2019年9月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 03 (5226) 9781
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 03 (3257) 0231



From
the People of Japan

